

第4次大館市障害者計画

～健康で、互いのつながりを大切に支え合う～

“健康福祉都市”

秋 田 県 大 館 市

目 次

第1章 障害者計画の基本的な考え方

1	障害者計画策定の背景	1
2	障害者計画策定の趣旨	2
3	基本理念及び目標	4
4	計画期間	4
5	施策の重点課題	5

第2章 障害のある人の現状

1	総合的な現状	6
2	身体障害者の現状	7
3	知的障害児者の現状	8
4	精神障害者の現状	9
5	難病患者の現状	11
6	障害福祉に関するアンケート調査	14

第3章 施策の基本方針と展開

1	住み慣れた地域で健やかに生活するために	42
1-1	差別の解消及び権利擁護の推進	42
1-2	地域生活支援の充実	46
2	社会のつながりの中で自立した生活を送れるために	65
2-1	早期療育、教育の充実	65
2-2	雇用の促進と就労支援の充実	69
2-3	スポーツ・文化芸術活動の振興	75

3	共に支え合い助け合う地域づくりのために	76
3 - 1	生活環境の整備	76
3 - 2	情報・コミュニケーションの支援	81
3 - 3	安全・安心まちづくりの推進	83
3 - 4	行政サービス等における配慮	88

第4章 計画の推進

1	計画の推進	89
---	-------	----

資料編

1	大館市障害者施策推進協議会	90
2	第4次大館市障害者計画（案）についてのパブリック コメント（意見募集）結果	92
3	障害者マークの紹介	93

第1章 障害者計画の基本的な考え方

1 障害者計画策定の背景

我が国では、少子・高齢化の進行に合わせて社会福祉を取り巻く環境も大きく変化しており、障害のある人の高齢化、障害の重度化、重複化、そして、障害のある人を支える家族の高齢化などを背景に障害福祉施策へのニーズも増大、多様化、複雑化しております。

国では障害者施策として、昭和56（1981）年の「完全参加と平等」をテーマとする「国際障害者年」を契機に、ノーマライゼーション社会の実現に向けた取り組みを始めました。翌年の昭和57（1982）年に「国連・障害者の十年」の国内行動計画として、障害者施策に関する初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定され、その後継計画として策定された「障害者対策に関する新長期計画」は、平成5（1993）年に改正された障害者基本法に基づく障害者基本計画として位置付けられました。

平成7年には、障害者基本計画の後期重点施策実施のための7か年計画である「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が策定され、障害者施策の分野で初めて数値による施策の達成目標が掲げられました。

平成14（2002）年には、「新障害者基本計画」及び「新障害者プラン」が策定され、翌15（2003）年には、障害福祉サービスの利用方法が「措置制度」から「支援費制度」へ移行となりました。

平成18（2006）年には、障害のある人の地域生活と就労を促進し、自立を支援する観点から、障害の種別（身体・知的・精神）ごとに分かれて提供されていた障害福祉サービス利用等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを定めた「障害者自立支援法」が施行されました。

平成25（2013）年には、「障害者自立支援法」は「障害者総合支援法」に改正され、共生社会の実現や社会参加の機会の確保及び地域社会における共生などが新たに基本理念として掲げられるとともに、制度の谷間を埋めるべく障害の範囲に難病が加えられました。同年には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定され、また、「障害者雇用促進法」が改正により、雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止等が定められました。

これ以降、「障害者虐待防止法」、「障害者優先調達推進法」、「読書バリアフリー法」、「電話リレーサービス法」等が制定されました。

2 障害者計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づき「第3次大館市障害者計画」（計画期間：平成29～令和3年度）を平成29年3月に策定し、障害者の能力を最大限に発揮させ自立と社会参加を促す「リハビリテーション」、障害のある人もない人と同様に生活し、活動できる社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」を基本理念に掲げ、これまで様々な障害者福祉施策を推進してきました。

また、東京オリンピック・パラリンピック大会をきっかけとしたタイ王国パラリンピアンとの交流を通じて、共生社会の実現のため「ユニバーサルデザインのまちづくり」、「心のバリアフリー」に取り組み、これらの取り組みが評価され、令和2（2020）年12月25日に先導的共生社会ホストタウンに登録されました。

今般、第3次計画の期間の満了にともない、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の指針として「第4次大館市障害者計画」を策定しました。

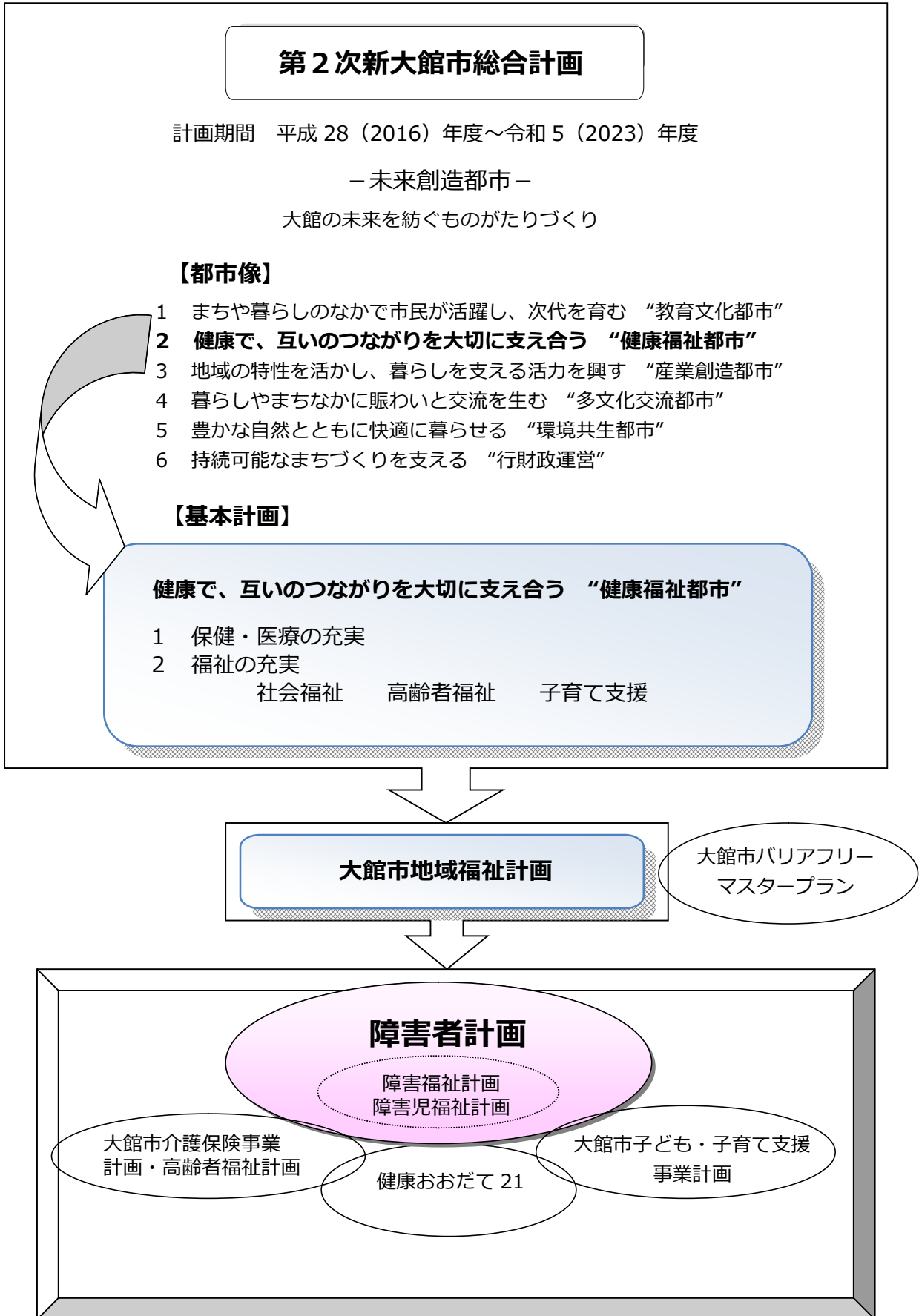
本計画は、第2次新大館市総合計画（平成28～令和5年度）の将来像・都市像として掲げています、健康で、互いのつながりを大切に支え合う“健康福祉都市”構想の実現化を図るうえで、障害者福祉施策推進の基本となる中長期計画として位置づけられます。

この計画は、「第2次秋田県障害者計画」、「大館市地域福祉計画」、「大館市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、「大館市子ども・子育て支援事業計画」、「健康おだて21」との整合を図るものです。（図1）

・法的位置付け

障害者基本計画	障害福祉計画
障害者基本法第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。	障害者総合支援法第88条第1項 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

図1 他計画との連携図



3 基本理念及び目標

本計画は、「第2次新大館市総合計画」の障害福祉分野の基本目標である「障害があっても地域で生活、社会参加をめざせるまち」の実現をめざし、「障害の有無に関わらず、ともに生きる地域社会の実現をめざすまち」を基本理念として、これまでの計画に引き続き、障害者が自立し積極的に社会参加し、障害の有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う地域社会の形成を目標とするものです。

4 計画期間

計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

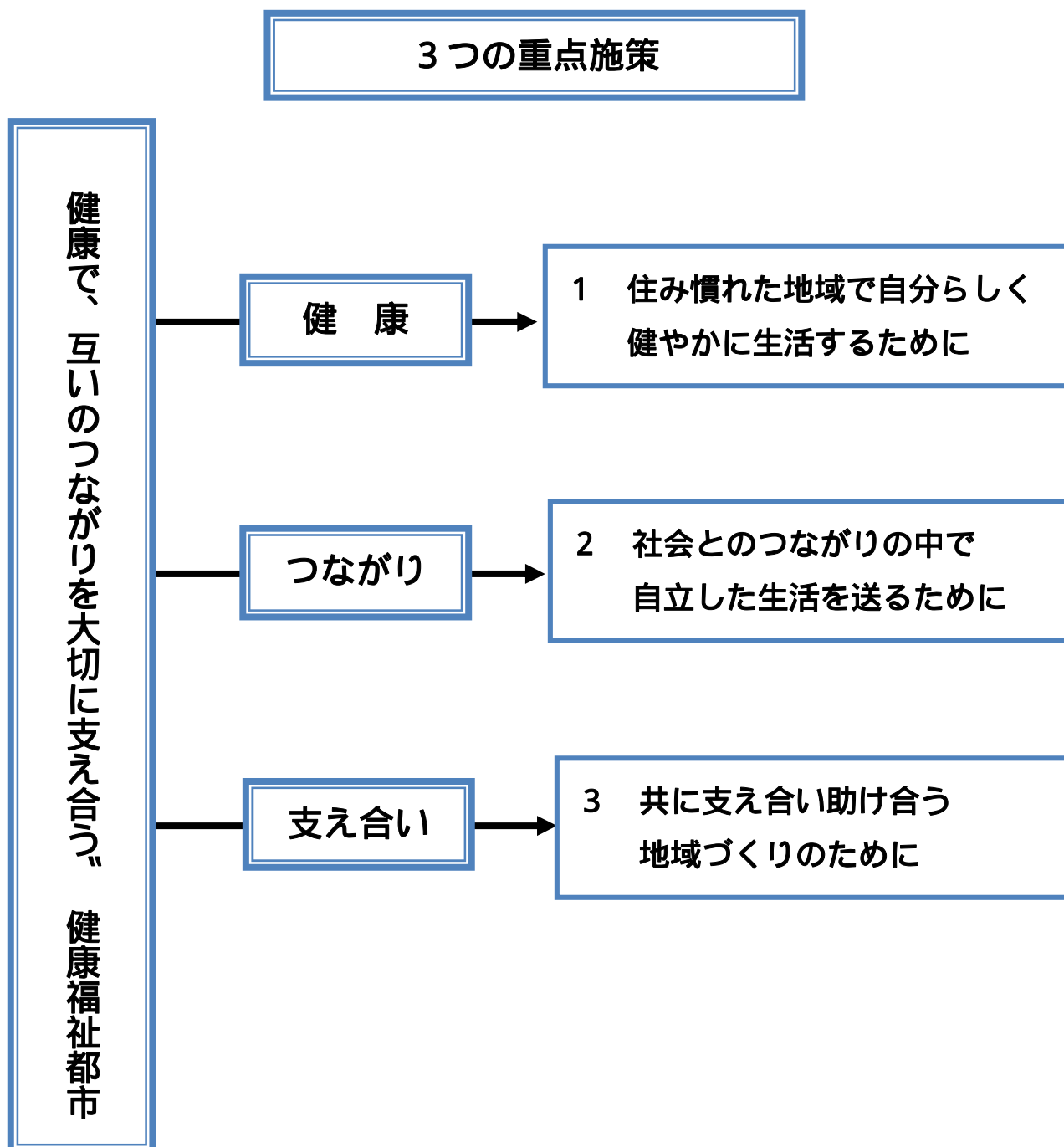
また、社会情勢の変化や国の障害者福祉政策の見直しなどに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

■ 計画期間

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
障害者計画	 第4次障害者計画					第5次 障害者計画
					 計画の見直し	
障害福祉計画	第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画		第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉 計画・第4期障 害児福祉計画
		 計画の見直し			 計画の見直し	

5 施策の重点課題

本計画は、国の第4次障害者基本計画及び県の第2次障害者計画、さらに、第2次新大館市総合計画に基づき、当市の実情に則した3つの施策を重点的に推進するものです。



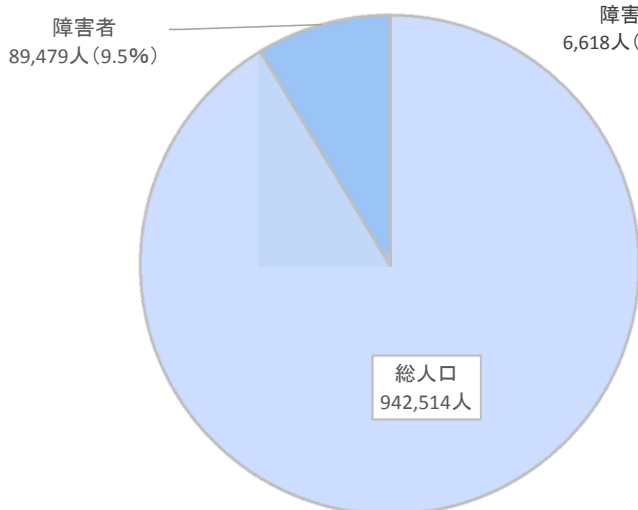
第2章 障害のある人の現状

1 総合的な現状

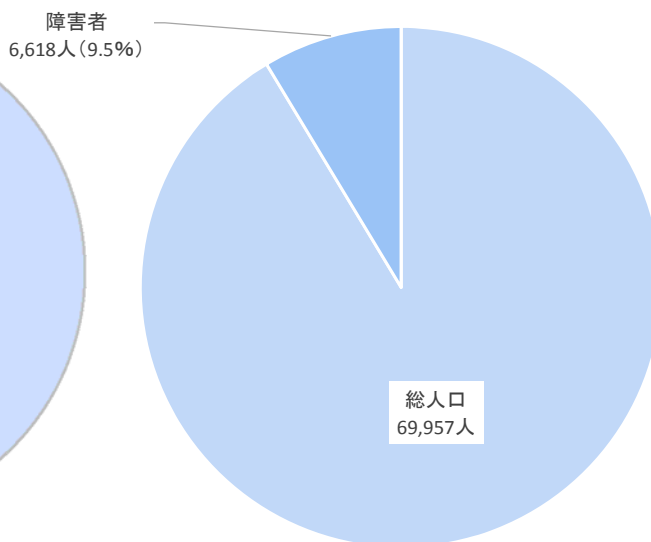
大館市の障害者（児含む。以下同じ）数は、6,618人（令和3年3月31日現在）で、大館市の人口69,957人（令和3年3月31日現在）の約9.5%にあたります。

内訳は、令和3年3月31日現在、身体障害者4,004人、知的障害者796人、精神障害者1,818人となっています。

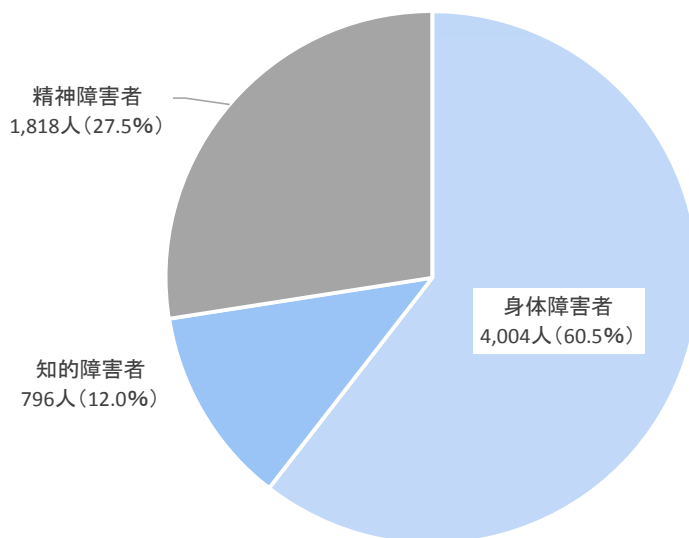
秋田県の人口に対する障害者の割合
令和3年3月31日現在



大館市の人口に対する障害者の割合
令和3年3月31日現在



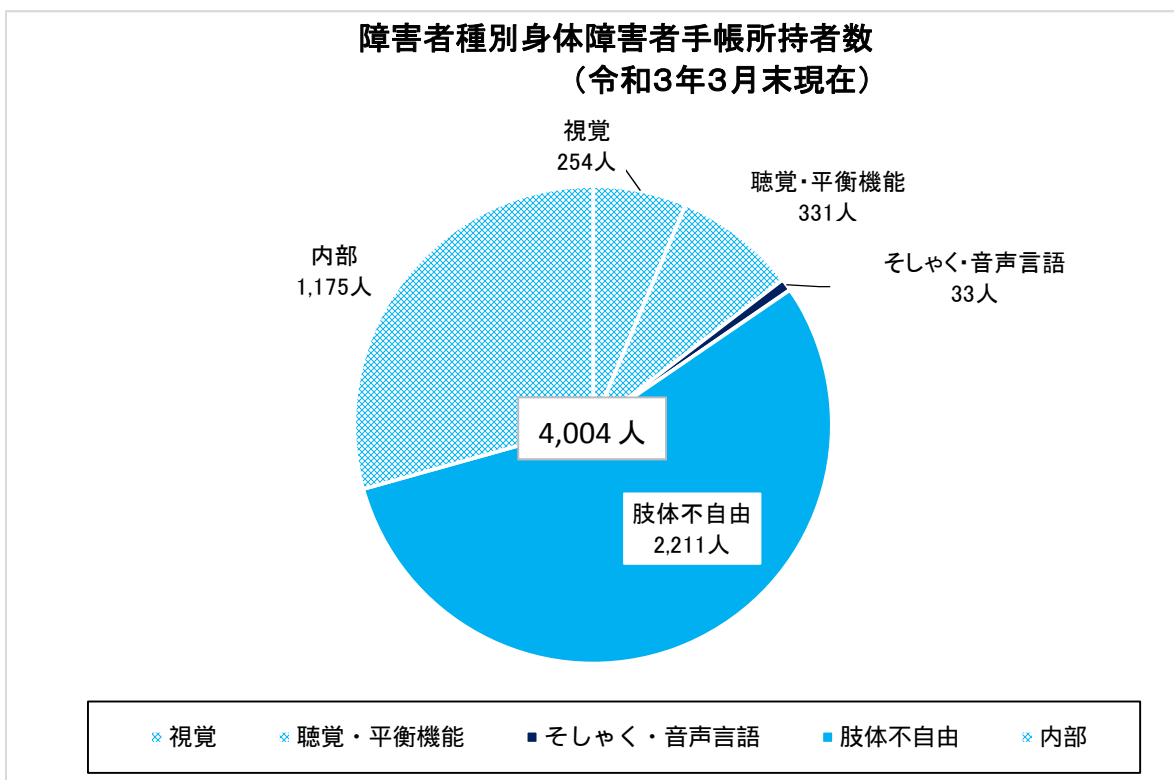
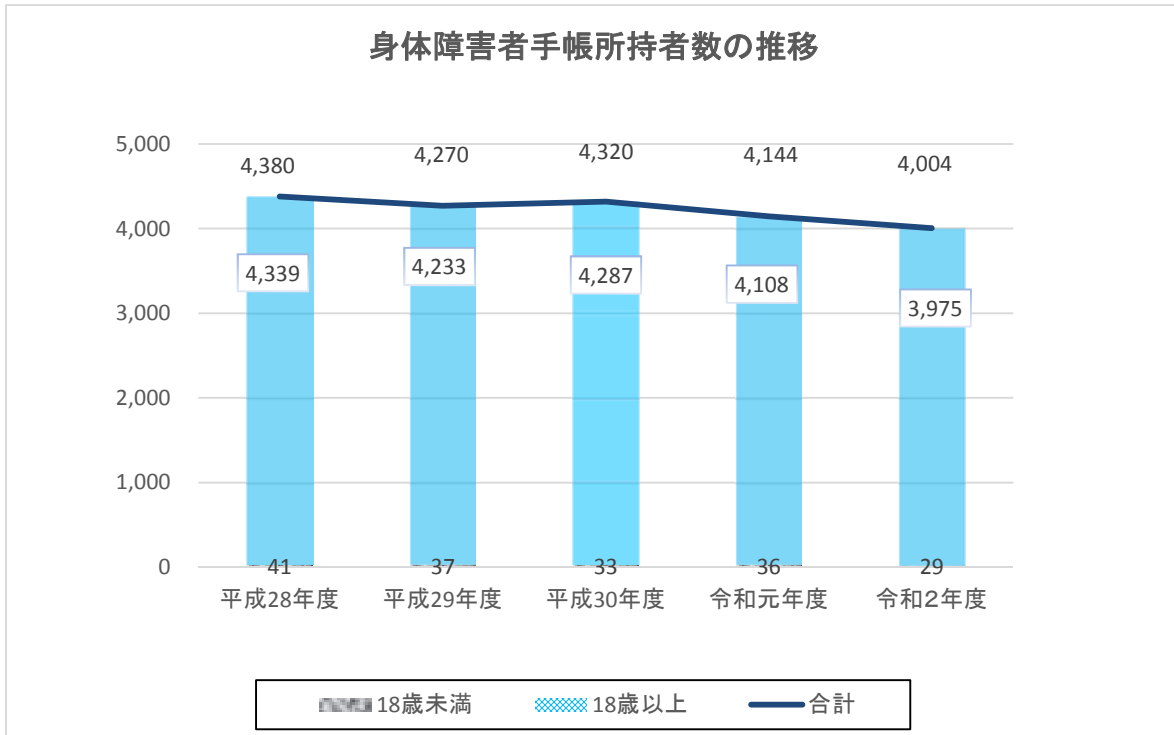
大館市の障害別内訳 令和3年3月31日現在



2 身体障害者の現状

本市の身体障害者手帳所持者は、令和3年3月末現在で4,004人となっています。

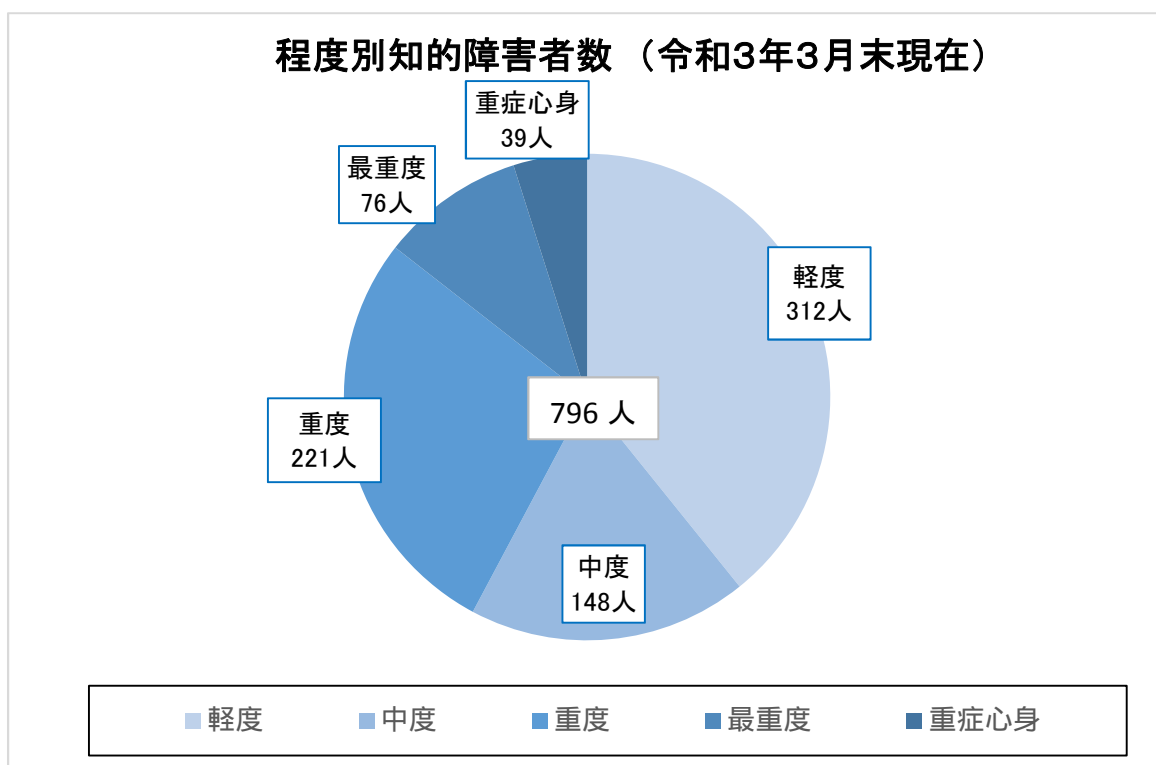
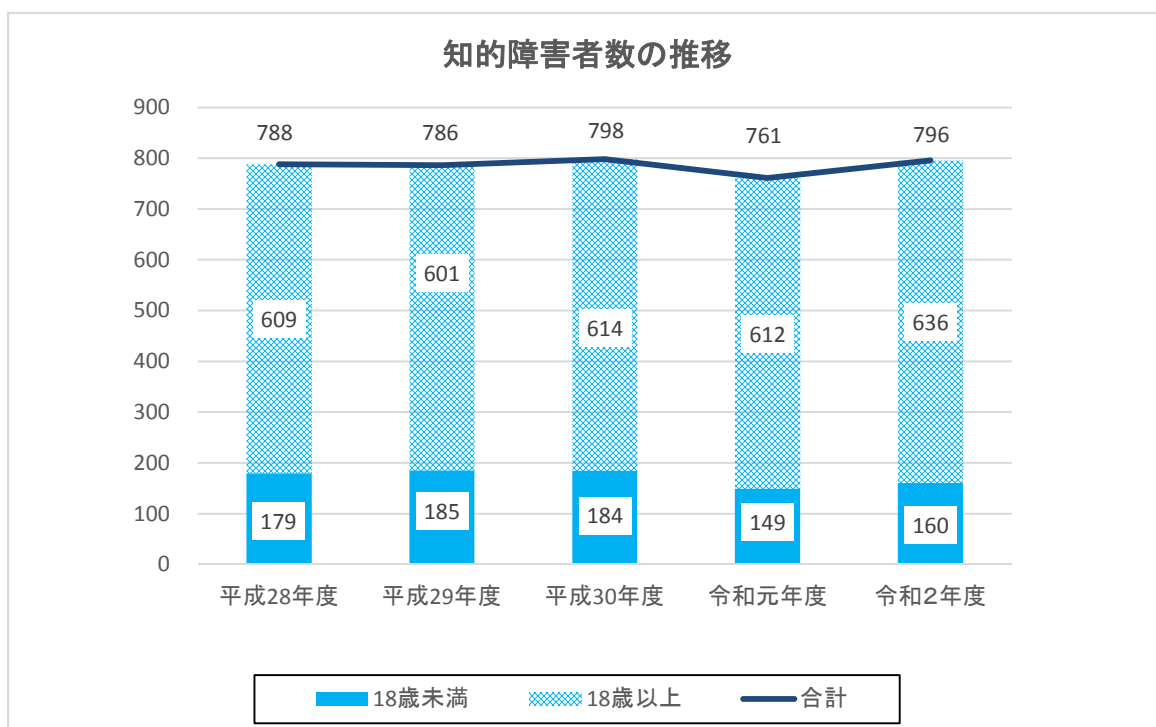
18歳未満、18歳以上の年齢2区分別で見ると、18歳未満は令和3年3月末現在29人、18歳以上は令和3年3月末現在3,975人となり全体の約99%を占めています。



3 知的障害者の現状

本市の知的障害者数は、令和3年3月末現在で796人となっています。

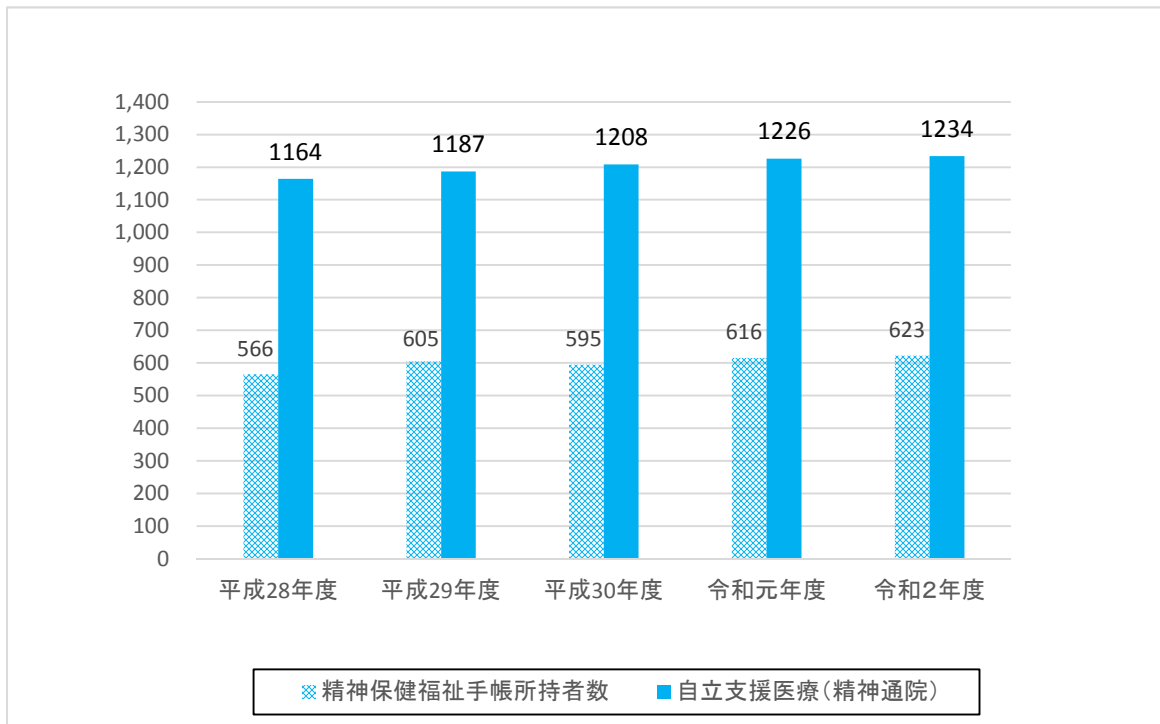
そのうち、療育手帳所持者は、令和3年3月末現在で726人であり、18歳未満、18歳以上の年齢2区分別でみると、18歳未満は令和3年3月末現在90人、18歳以上は令和3年3月末現在636人となり全体の約88%を占めています。



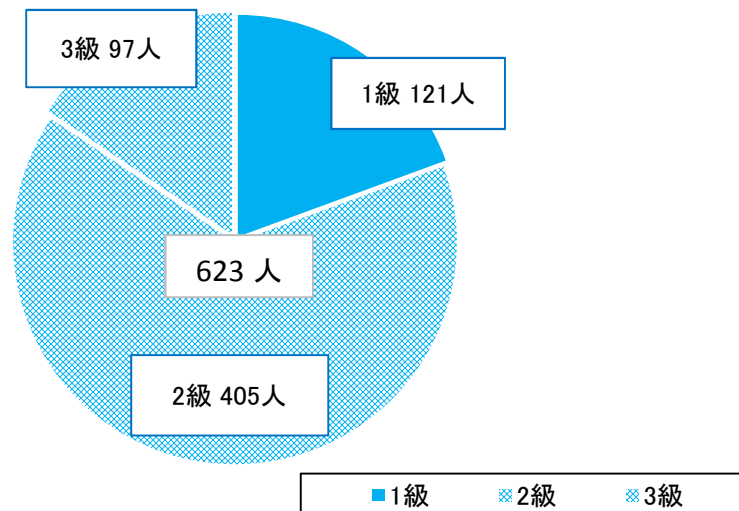
4 精神障害者の現状

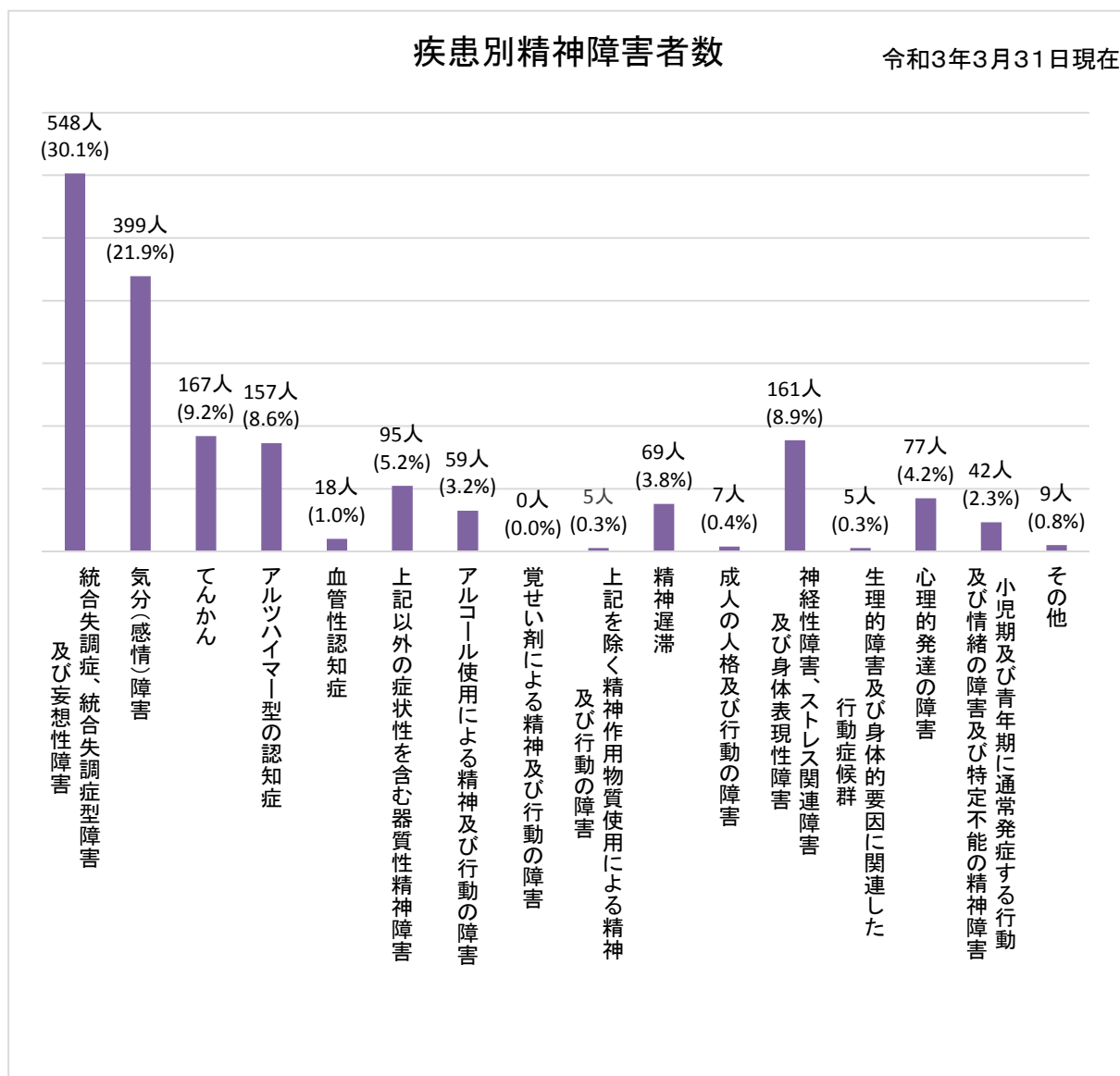
本市の精神障害者数は、令和3年3月末現在で1,818人となっています。
 そのうち、精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和3年3月末現在で623人となっています。
 また、自立支援医療費（精神通院）の受給者数は、令和3年3月末現在で1,234人であり、
 精神障害者の状況を見ると、精神障害者手帳所持者の約2.0倍になっています。

精神障害者手帳所持者数及び自立支援医療費（精神通院）受給者数



等級別精神障害者手帳所持者(令和3年3月末現在)





5 難病患者の現状

難病…原因不明で、かつ、治療方法が確立していない疾病であって、長期にわたり療養を必要とするもの。

本市においては、令和3年3月31日現在で特定医療費（指定難病）受給者証の交付者数は686人、小児慢性特定疾患医療受給者証の交付者数は58人となっています。

◆特定医療費（指定難病）受給者証・小児慢性特定疾患医療受給者証の交付件数推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
特定医療費（指定難病）受給者証	690	667	614	627	686
小児慢性特定疾患医療受給者証	80	67	65	59	58
合 計	770	734	679	686	744

～ 第2章 障害のある人の現状 ～

特定医療費（指定難病）疾患名別受給者数

令和3年3月31日現在

疾患名	年度	令和3年3月31日現在	
		令和元年度	令和2年度
2	筋萎縮性側索硬化症	10	10
3	脊髄性筋萎縮症	1	1
5	進行性核上性麻痺	7	6
6	パーキンソン病	95	99
7	大脳皮質基底核変性症	2	2
11	重症筋無力症	7	7
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	16	17
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	1	2
17	多系統萎縮症	6	4
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	31	33
22	もやもや病	5	5
23	プリオン病	0	2
26	HTLV-1 関連脊髄症	0	1
28	全身性アミロイドーシス	2	4
34	神経線維腫症	1	2
35	天疱瘡	0	1
37	膿疱性乾癬（汎発型）	4	5
40	高安動脈炎	4	5
42	結節性多発動脈炎	1	1
43	顕微鏡的多発血管炎	3	3
44	多発血管炎性肉芽腫症	1	1
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	4	4
46	悪性関節リウマチ	1	1
47	バーシャー病	1	1
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	1	1
49	全身性エリテマトーデス	37	38
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	7	7
51	全身性強皮症	19	19
52	混合性結合組織病	5	6
53	シェーグレン症候群	7	6
54	成人スチル病	4	4
55	再発性多発軟骨炎	1	1
56	ベーチェット病	12	13
57	特発性拡張型心筋症	13	14
58	肥大型心筋症	2	2
60	再生不良性貧血	7	7
61	自己免疫性溶血性貧血	1	1
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	0	1
63	特発性血小板減少性紫斑病	8	7
65	原発性免疫不全症候群	1	1
66	IgA腎症	1	2
67	多発性嚢胞腎	4	4
68	黄色靭帯骨化症	3	3
69	後縦靭帯骨化症	36	42
70	広範脊柱管狭窄症	4	4
71	特発性大腿骨頭壊死症	15	15
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	3	4
75	クッシング病	1	1
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	4	5
78	下垂体前葉機能低下症	8	10
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	1	1
84	サルコイドーシス	18	17
85	特発性間質性肺炎	8	14

88	慢性血栓性肺高血圧症	2	2
89	リンパ管筋腫症	1	1
90	網膜色素変性症	11	11
93	原発性胆汁性肝硬変	16	15
95	自己免疫性肝炎	5	7
96	クローン病	31	36
97	潰瘍性大腸炎	94	96
98	好酸球性消化管疾患	0	1
107	若年性特発性関節炎	1	2
113	筋ジストロフィー	2	5
117	脊髄空洞症	1	1
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	1	1
158	結節性硬化症	1	1
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	1	2
167	マルファン症候群	2	1
210	単心室症	1	1
221	抗糸球体基底膜腎炎	0	1
222	一次性ネフローゼ症候群	5	6
224	紫斑病生腎炎	0	2
227	オスラー病	0	1
238	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	1	1
270	慢性再発性多発性骨髄炎	1	1
271	強直性脊椎炎	2	1
300	IgG 4 関連疾患	1	2
306	好酸球性副鼻腔炎	12	19
316	カルニチン回路異常症	1	1
329	無虹彩症	0	1
	合計	627	686

※大館保健所集計より

小児慢性特定疾患医療疾病区分別受給者数

令和3年3月31日現在

疾病区分		年度	令和元年度	令和2年度
1	悪性新生物		5	5
2	慢性腎疾患		6	6
3	慢性呼吸器疾患		2	2
4	慢性心疾患		14	15
5	内分泌疾患		13	12
6	膠原病		4	5
7	糖尿病		1	1
8	先天性代謝異常		2	2
9	血液疾患		0	0
10	免疫疾患		0	0
11	神経・筋疾患		7	7
12	慢性消化器疾患		3	2
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群		0	0
14	皮膚疾患群		1	0
15	骨系統疾患		1	1
16	脈管系疾患		0	0
	合計		59	58

※大館保健所集計より

6 障害福祉に関するアンケート調査

障害のあるかたのアンケート調査結果について

1 調査の目的

令和4年度から始まる「第4次大館市障害者計画」の基礎資料として、また、今後の障害者福祉施策推進などの参考資料とすることを目的に実施しました。

2 調査の概要

(1) 調査対象者

市内在住（在宅）の障害者手帳所持者から無作為に以下の人数を抽出しました。

区分	人数（R3.8.1現在）	郵送	回答
身体	3,811人	600人	312人
知的	569人	105人	51人
精神	619人	95人	41人
計	4,999人	800人	404人

※アンケート調査回収率50.5%（調査800人・回答404人）

(2) 調査方法

郵送による配布、郵送による回収

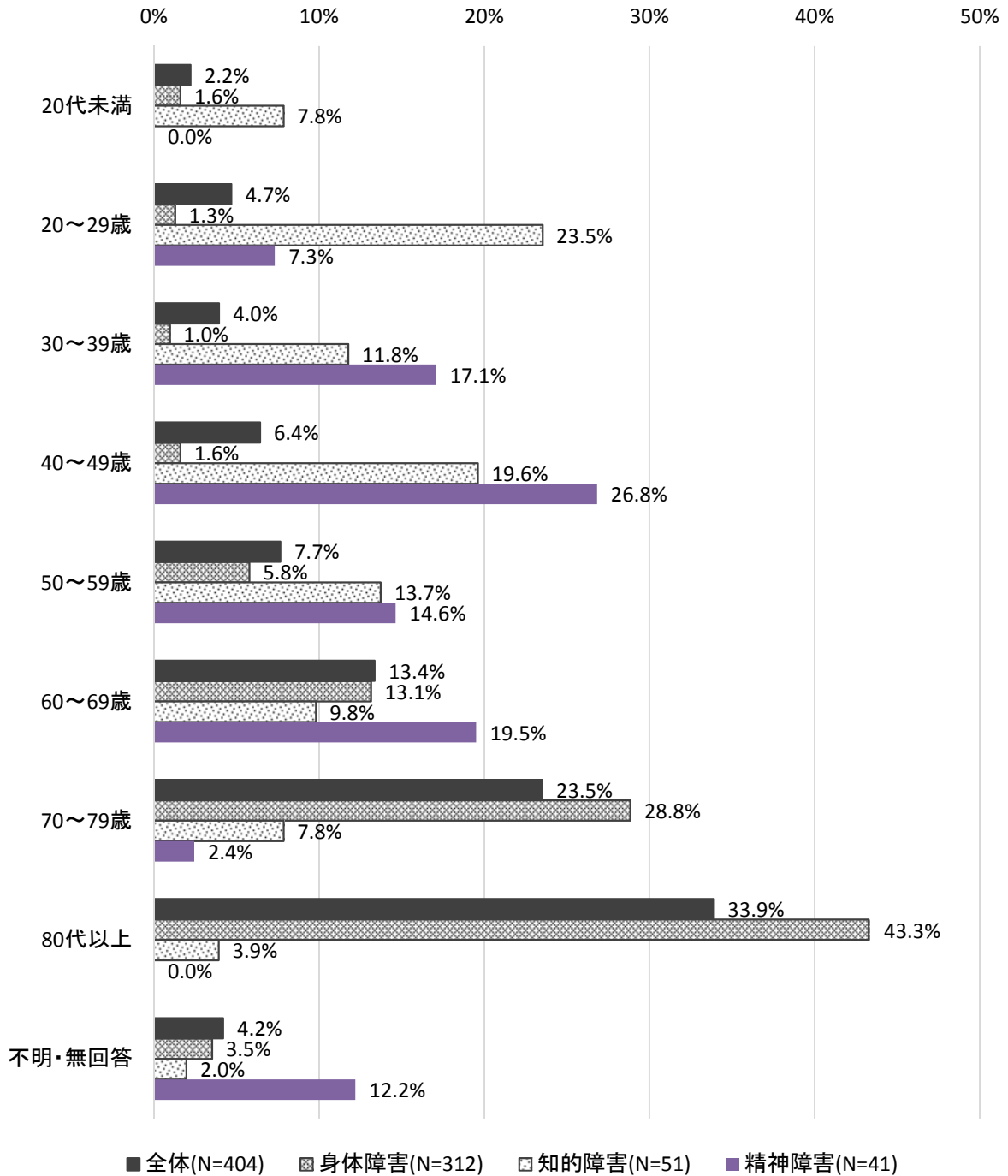
(3) 調査期間

令和3年9月10日から9月30日まで

①本人の状況について

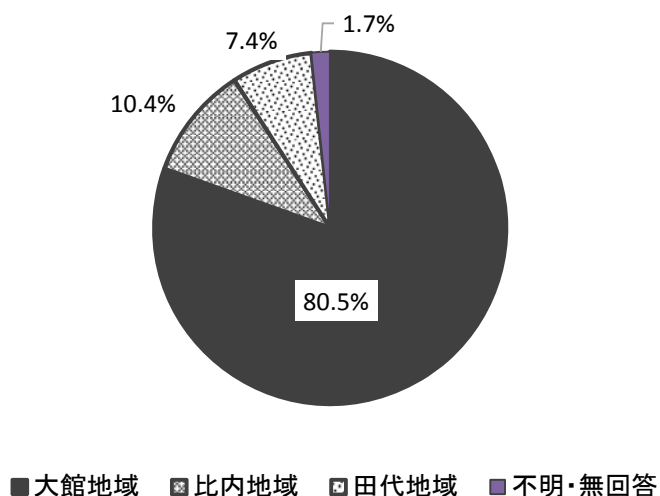
年齢について、全体では「80代以上」が33.9%と最も多く、「70～79歳」が23.5%、「60～69歳」が13.4%と続いていて、60歳以上が合計で70.8%となっています。

障害種別では、身体障害のあるかたは「80代以上」が43.3%、知的障害のあるかたは「20～29歳」が23.5%、精神障害のあるかたは「40～49歳」が26.8%とそれぞれ最も多くなっています。



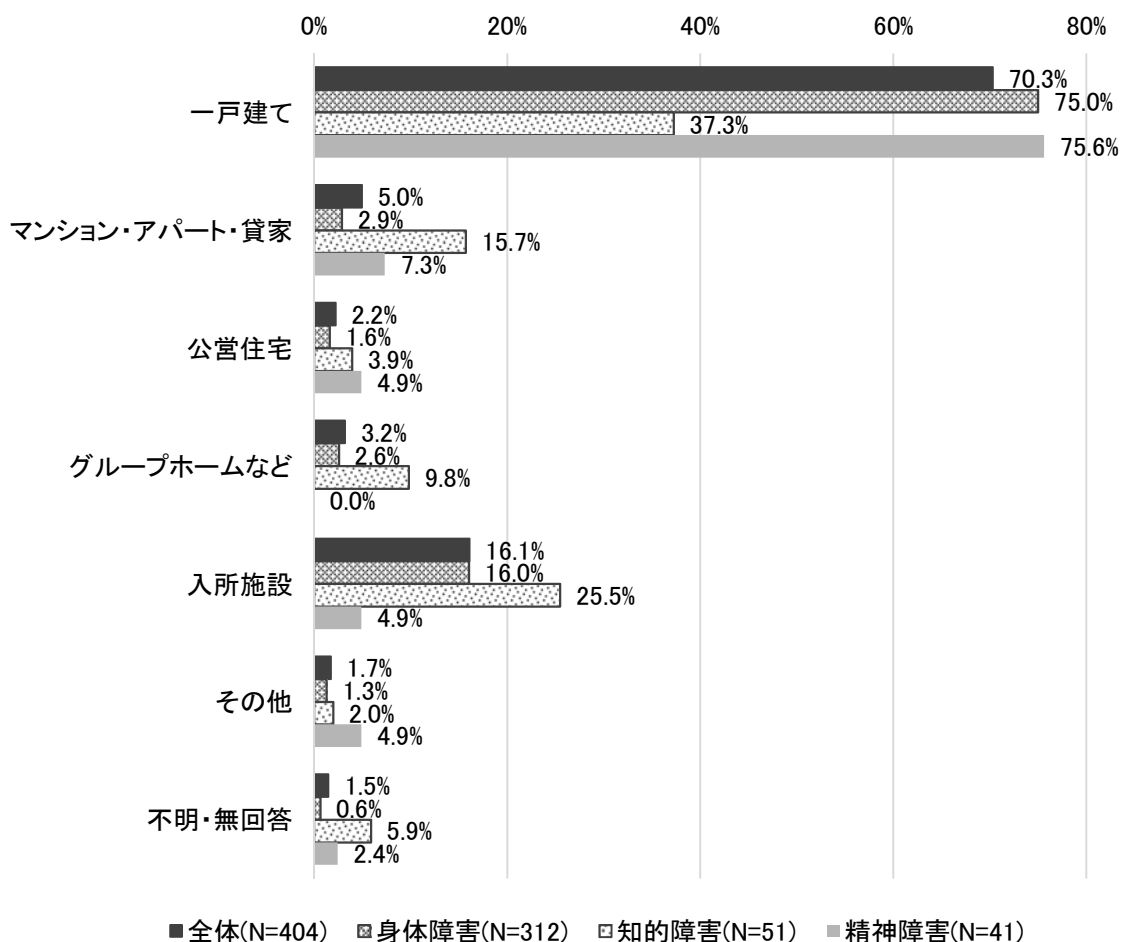
～ 第2章 障害のある人の現状 ～

住んでいる地域については、「大館地域」が 80.5%、「比内地域」が 10.4%、「田代地域」が 7.4%となっています。



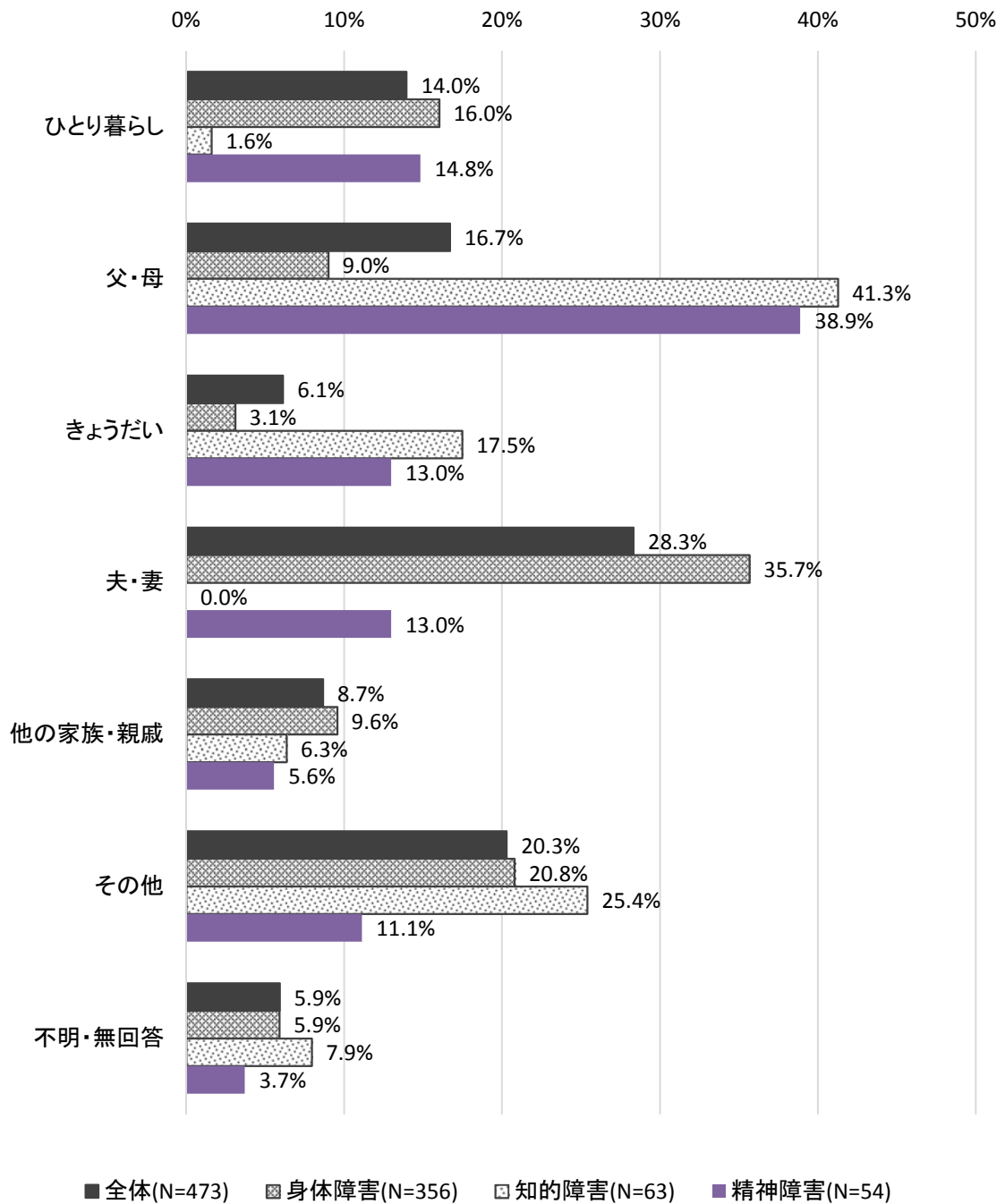
現在どこで暮らしているかについて、全体では「一戸建て」が 70.3%と最も多く、「入所施設」が 16.1%、「マンション・アパート・貸家」が 5.0%と続いています。

「その他」の内訳で最も多かったは、「病院」で 50.0%となっています。
障害種別でも、いずれも「一戸建て」の割合が最も高くなっています。



一緒に暮らしている人について、全体では「夫・妻」が28.3%と最も多く、「父・母」が16.7%、「ひとり暮らし」が14.0%と続いています。「その他」の内訳で最も多いのが、「子ども」で45.7%となっています。

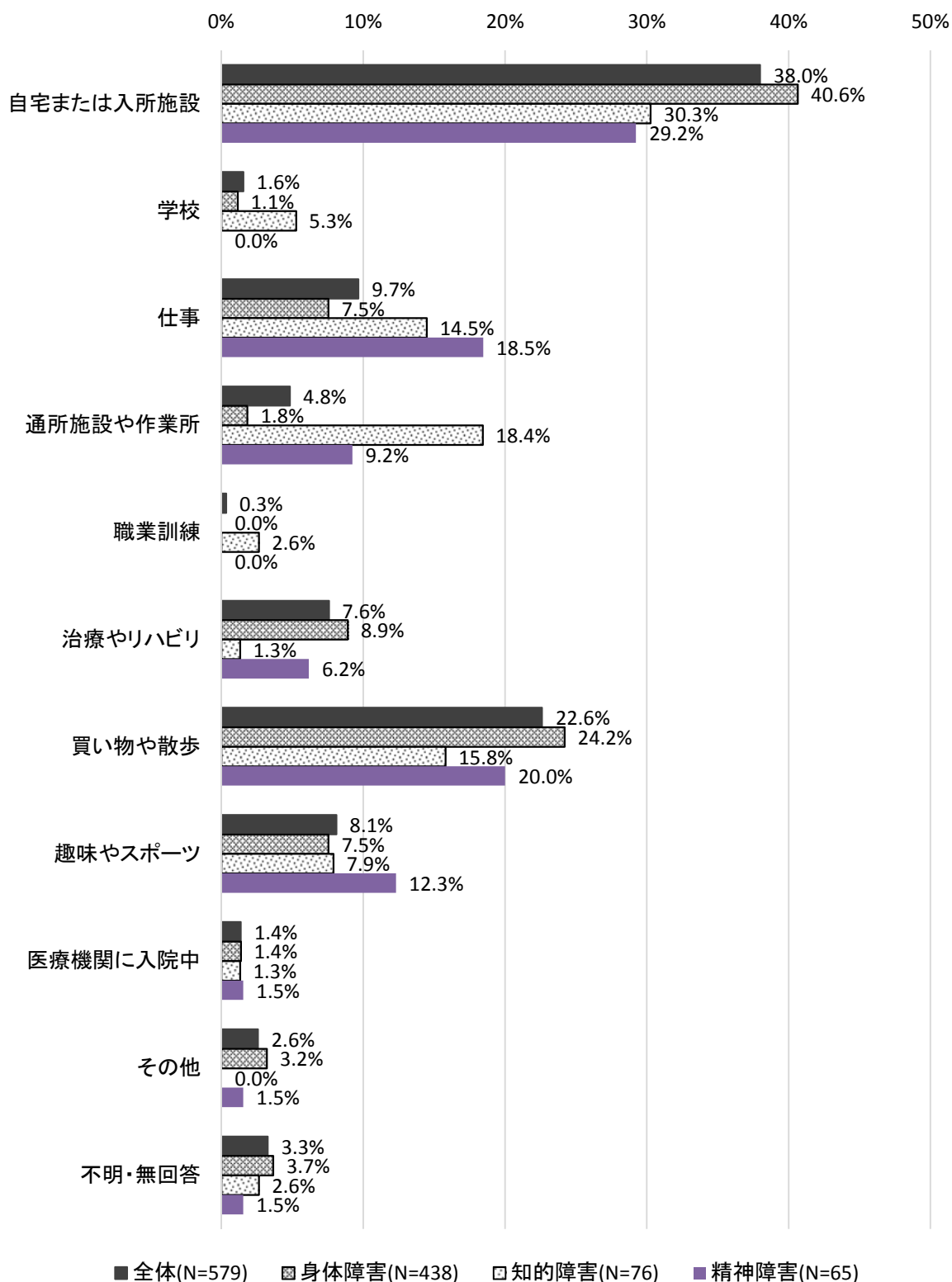
障害種別では、身体障害のかたは「夫・妻」、知的障害のかたと精神障害のかたは「父・母」が最も高くなっています。



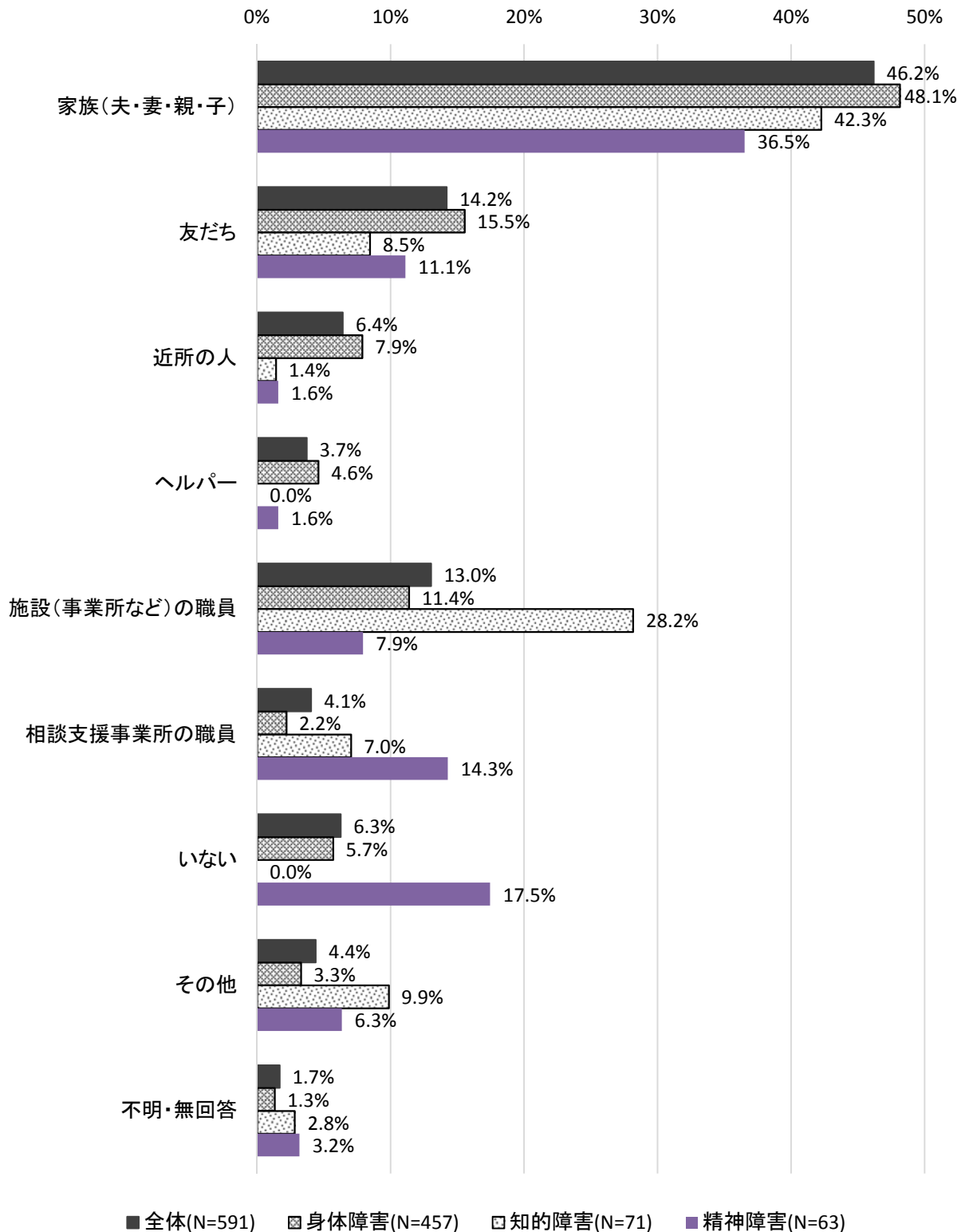
②毎日の暮らしと生活しづらいことについて

昼間は主にどのように過ごしているかについて、全体では「自宅または入所施設」が38.0%と最も多く、「買い物や散歩」が22.6%、「仕事」が9.7%と続いています。

障害種別でも、いずれも「自宅または入所施設」の割合が最も高くなっています。



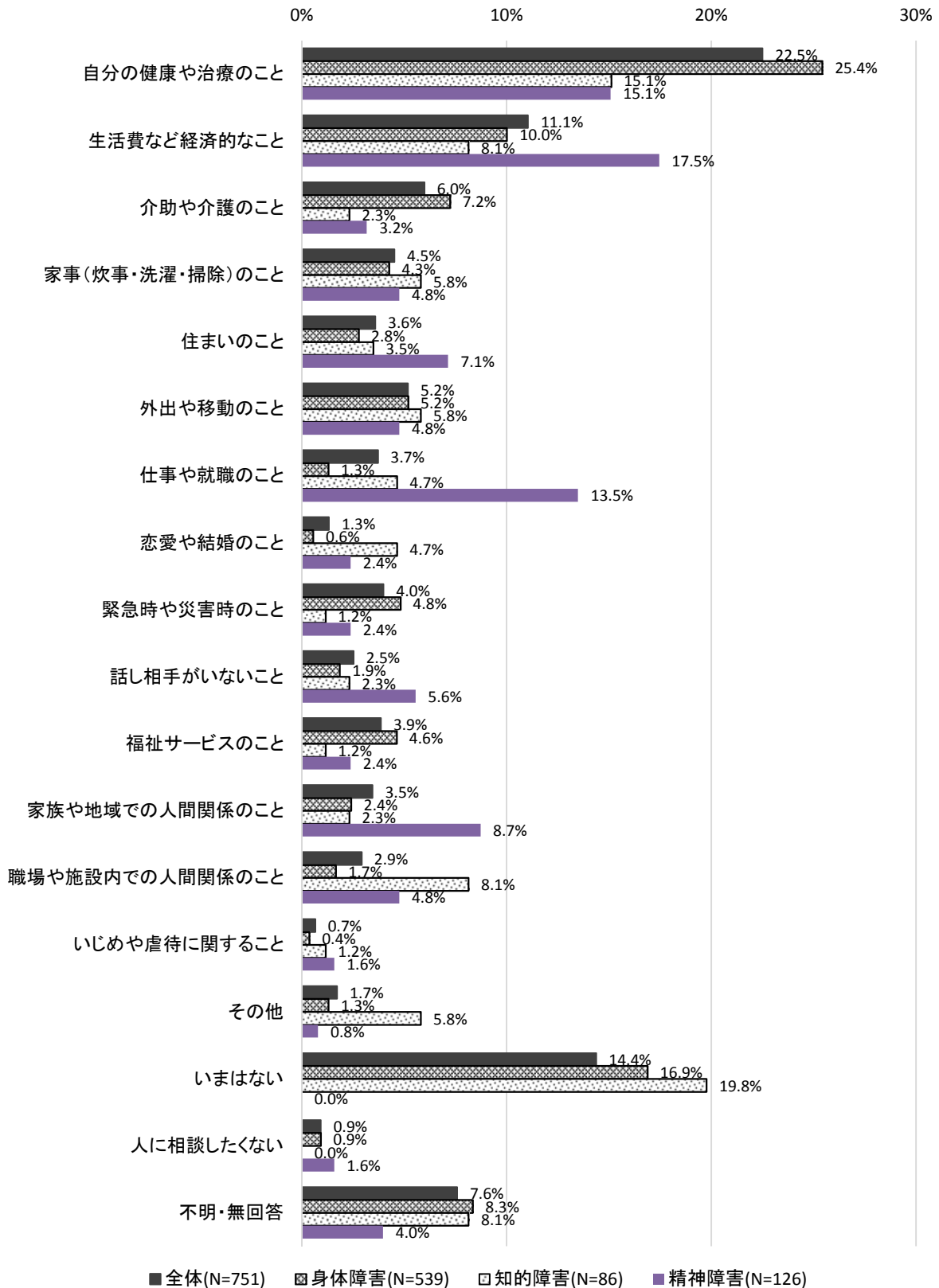
自分の考えていることや希望を気軽に話せる人がいるかについて、全体では「家族（夫・妻・親・子）」が46.2%と最も多く、「友だち」が14.2%、「施設の職員」が13.0%と続いています。障害種別でも、いずれも「家族（夫・妻・親・子）」が最も高くなっています。



～ 第2章 障害のある人の現状 ～

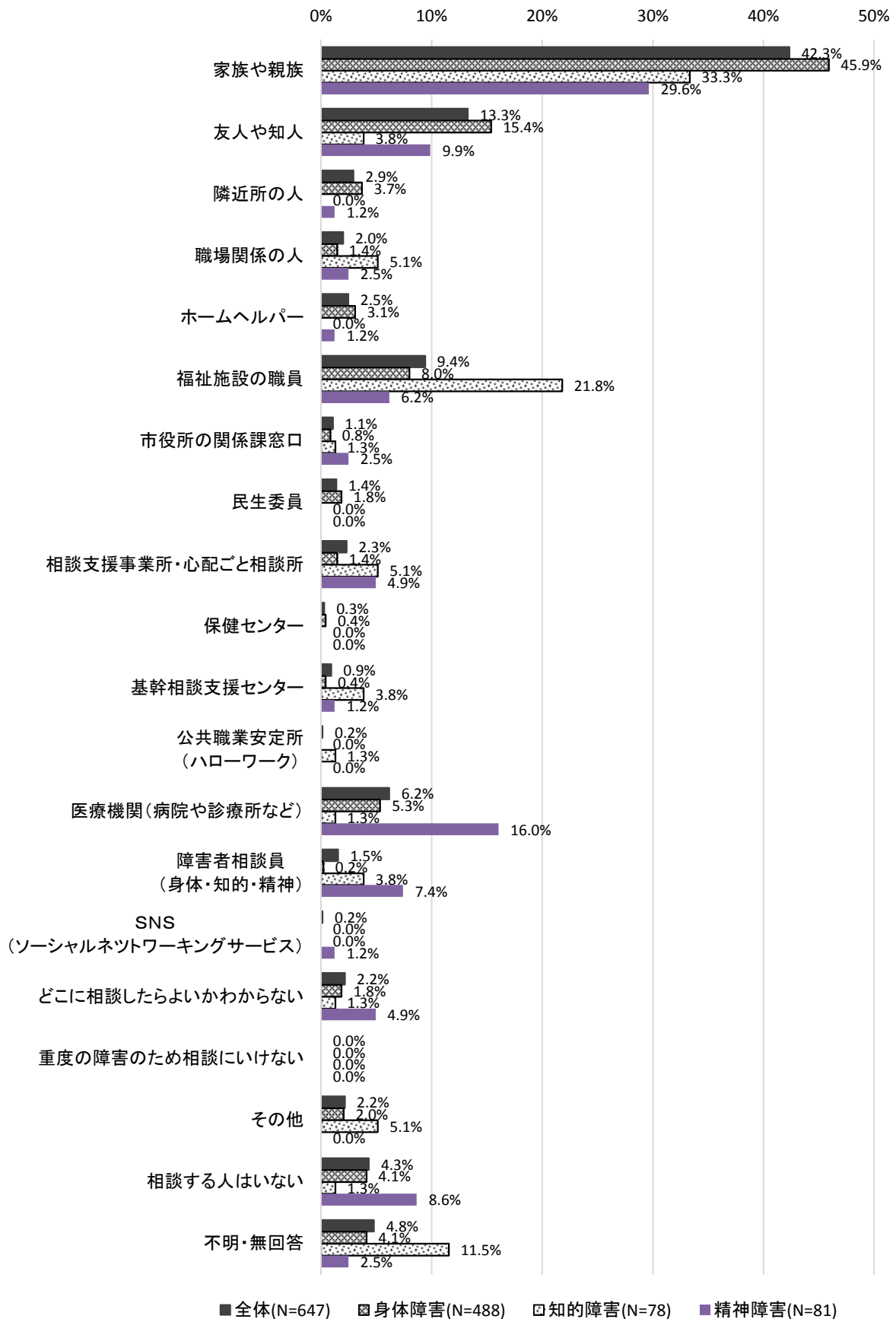
現在悩んでいることや心配ごとなどの相談したいことについて、全体では「自分の健康や治療のこと」が22.5%と最も多く、「いまはない」が14.4%、「生活費など経済的なこと」が11.1%と続いています。

障害種別では、身体障害のかたは「自分の健康や治療のこと」、知的障害のかたは「いまはない」、精神障害のかたは「生活費など経済的なこと」が最も高くなっています。



悩んでいることを相談する相手について、全体では「家族や親族」が42.3%と最も多く、「友人や知人」が13.3%、「福祉施設の職員」が9.4%と続いています。

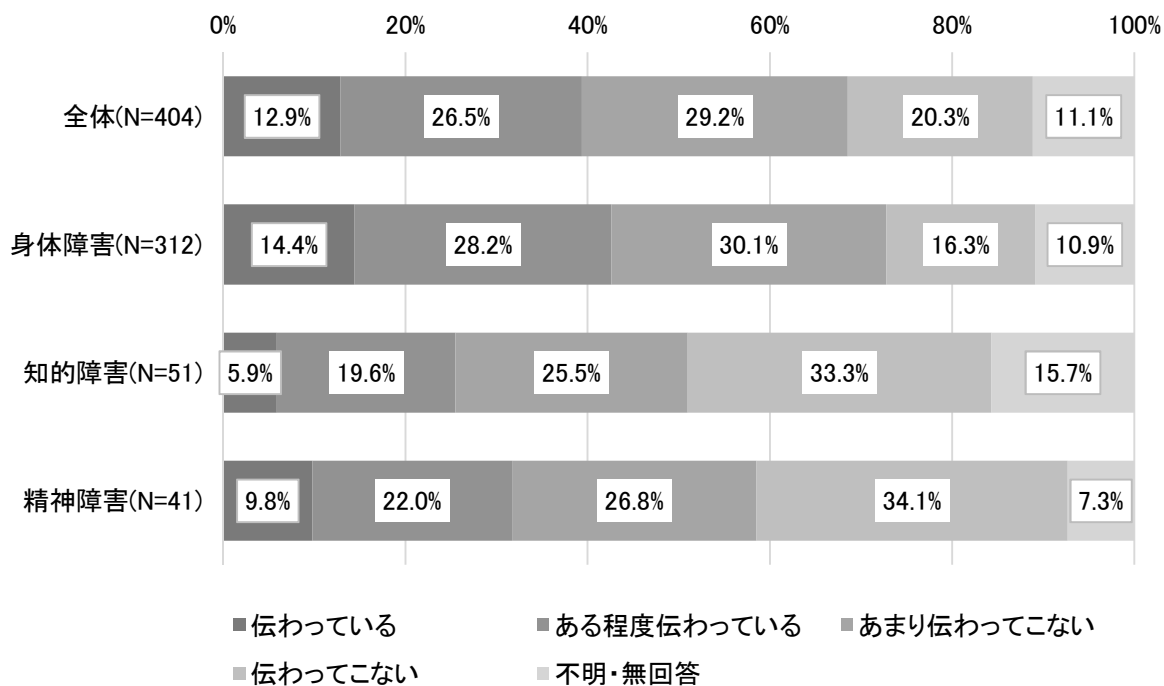
障害種別でも、いずれも「家族や親族」が最も高くなっています。



～ 第2章 障害のある人の現状 ～

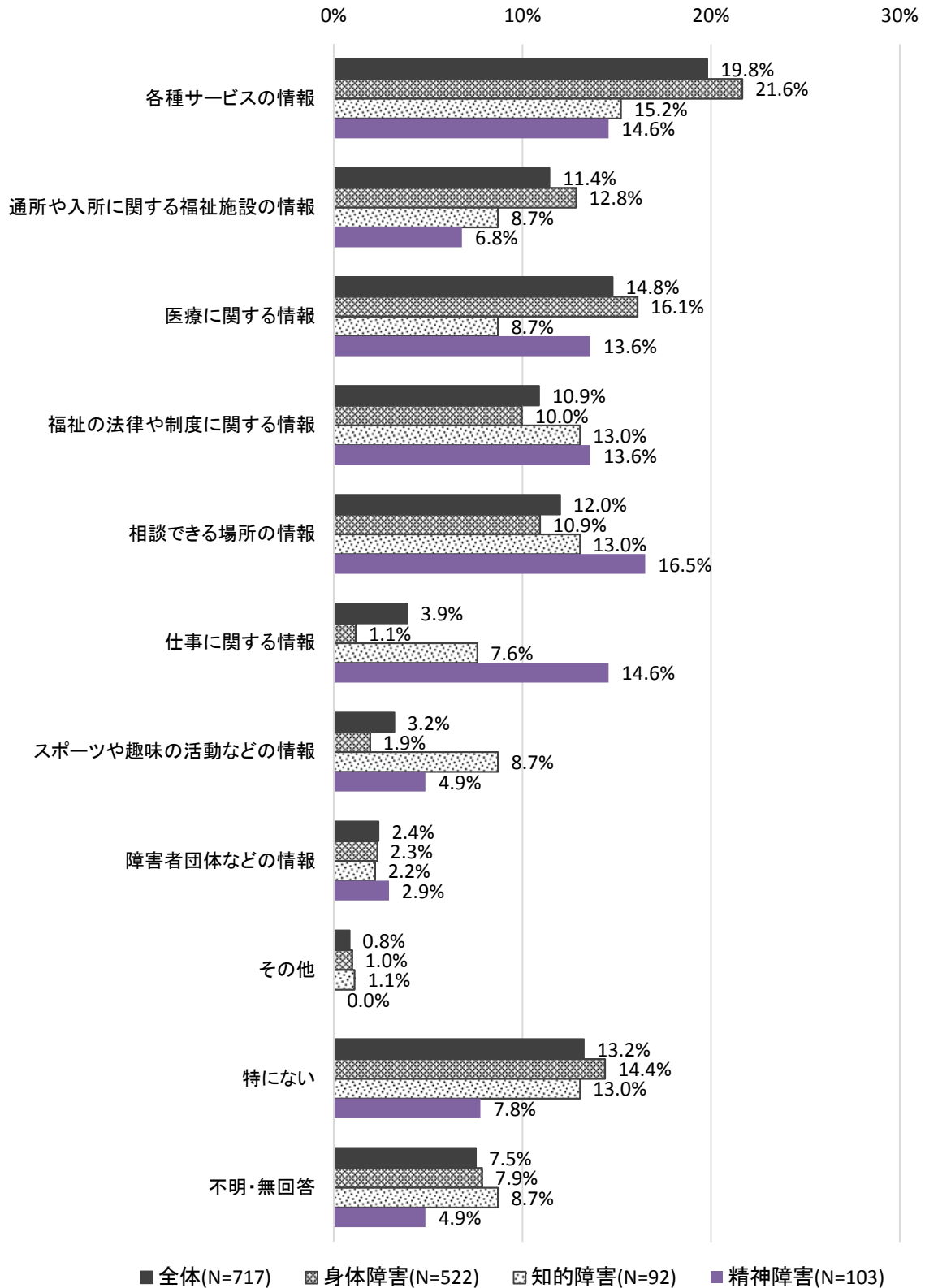
福祉のサービス等に関する情報は伝わっているかについて、全体では「あまり伝わっていない」が29.2%、「ある程度伝わっている」が26.5%、「伝わっていない」が20.3%となっています。

障害種別では、身体障害のかたは「あまり伝わっていない」、知的障害のかたと精神障害のかたは「伝わっていない」が最も高くなっています。



必要な情報はどのようなものかについて、全体では「各種サービスの情報」が19.8%、「医療に関する情報」が14.8%、「特にない」が13.2%となっています。

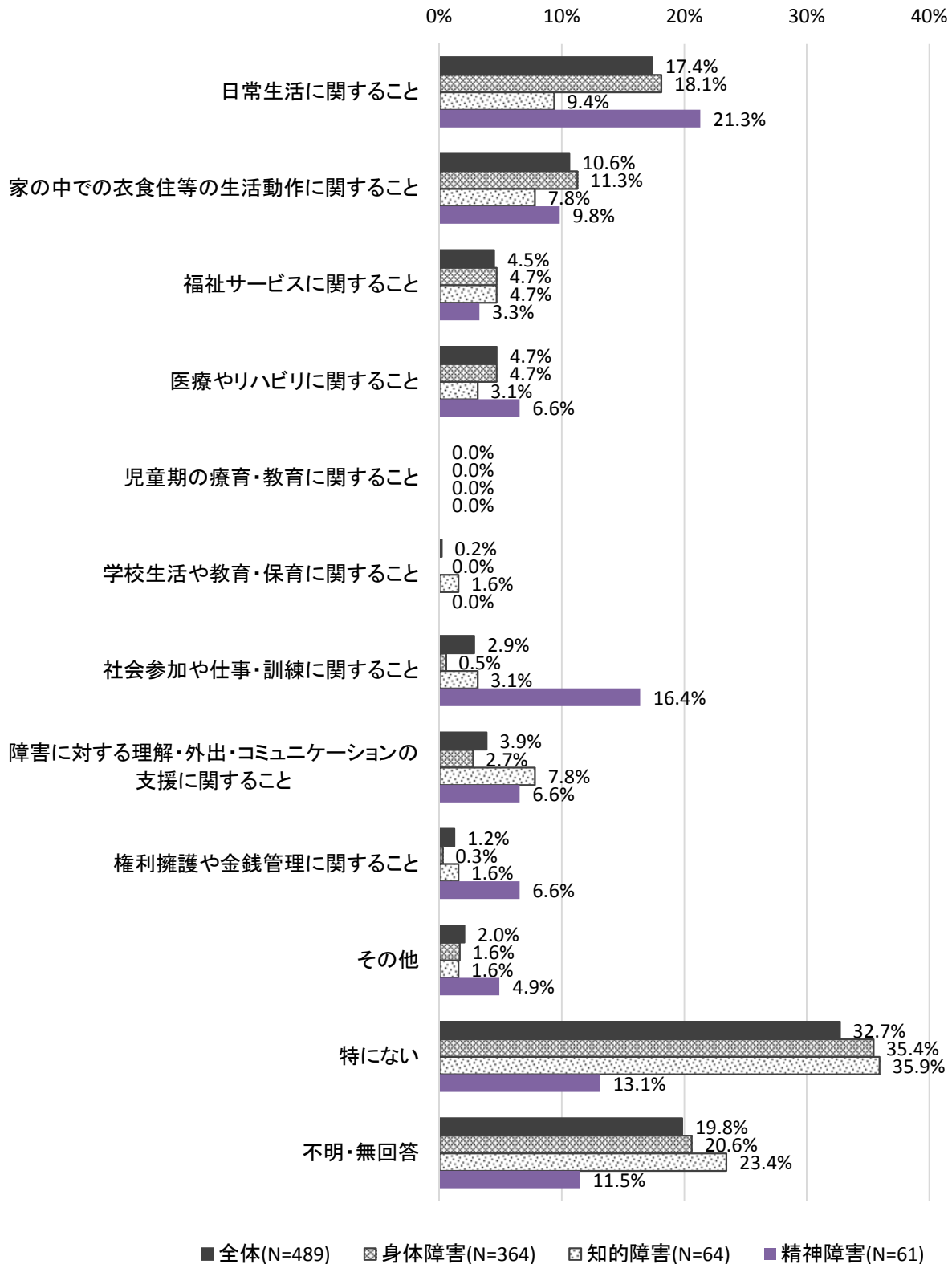
障害種別では、身体障害のかたと知的障害のかたは「各種サービスの情報」、精神障害のかたは「相談できる場所の情報」が最も高くなっています。



～ 第2章 障害のある人の現状 ～

現在、日常生活を送るうえで障害による生活のしづらさを感じるのは、どのようなことかについて、全体では「特にない」が32.7%、「日常生活に関すること」が17.4%、「家の中での衣食住等の生活動作に関すること」が10.6%となっています。

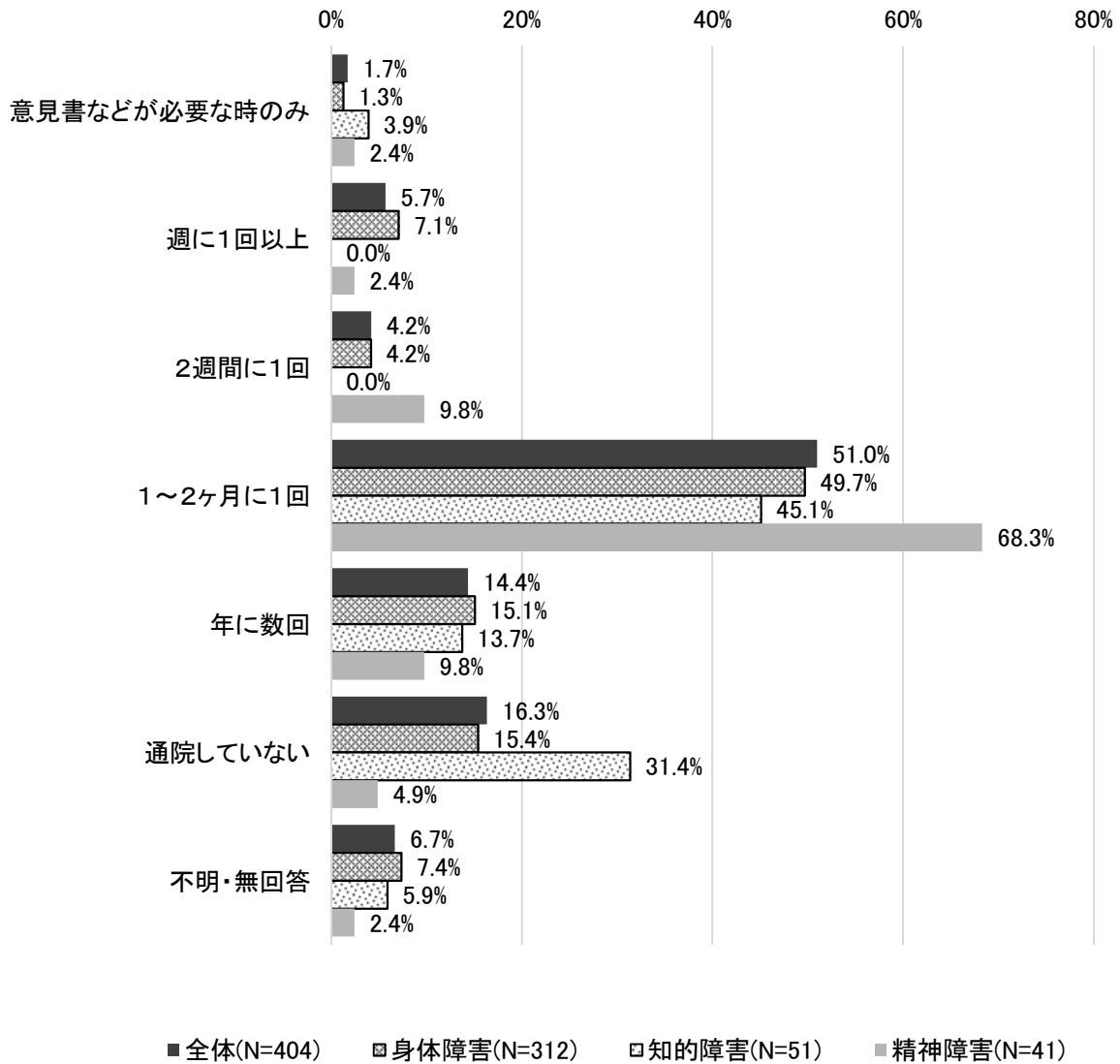
障害種別では、身体障害のかたと知的障害のかたは「特にない」、精神障害のかたは「日常生活に関すること」が最も高くなっています。



③通院や外出について

障害の主治医への定期的な通院について、全体では「1～2ヶ月に1回」が51.0%、「通院していない」が16.3%、「年に数回」が14.4%となっています。

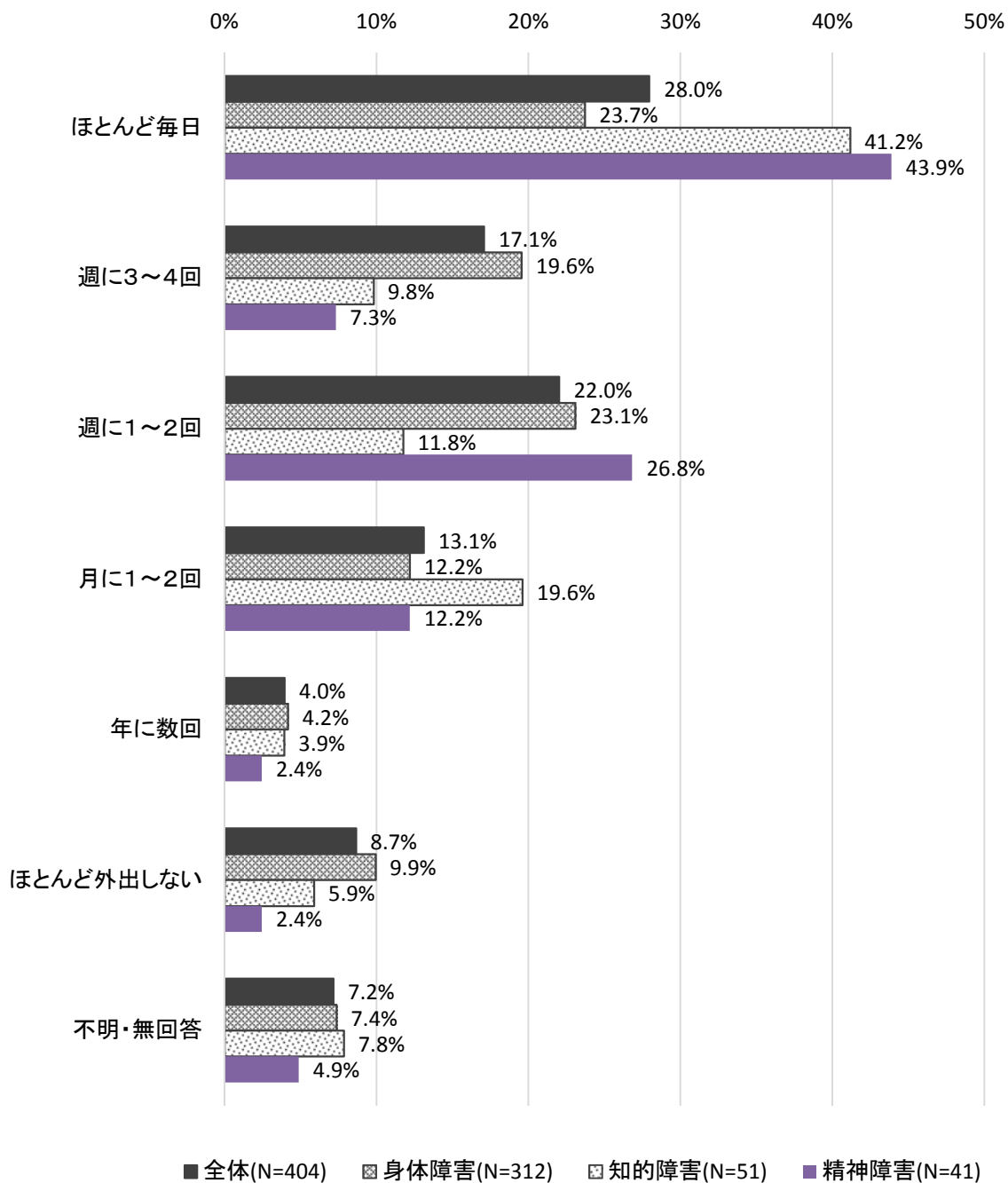
障害種別でも、いずれも「1～2ヶ月に1回」が最も高くなっています。



～ 第2章 障害のある人の現状 ～

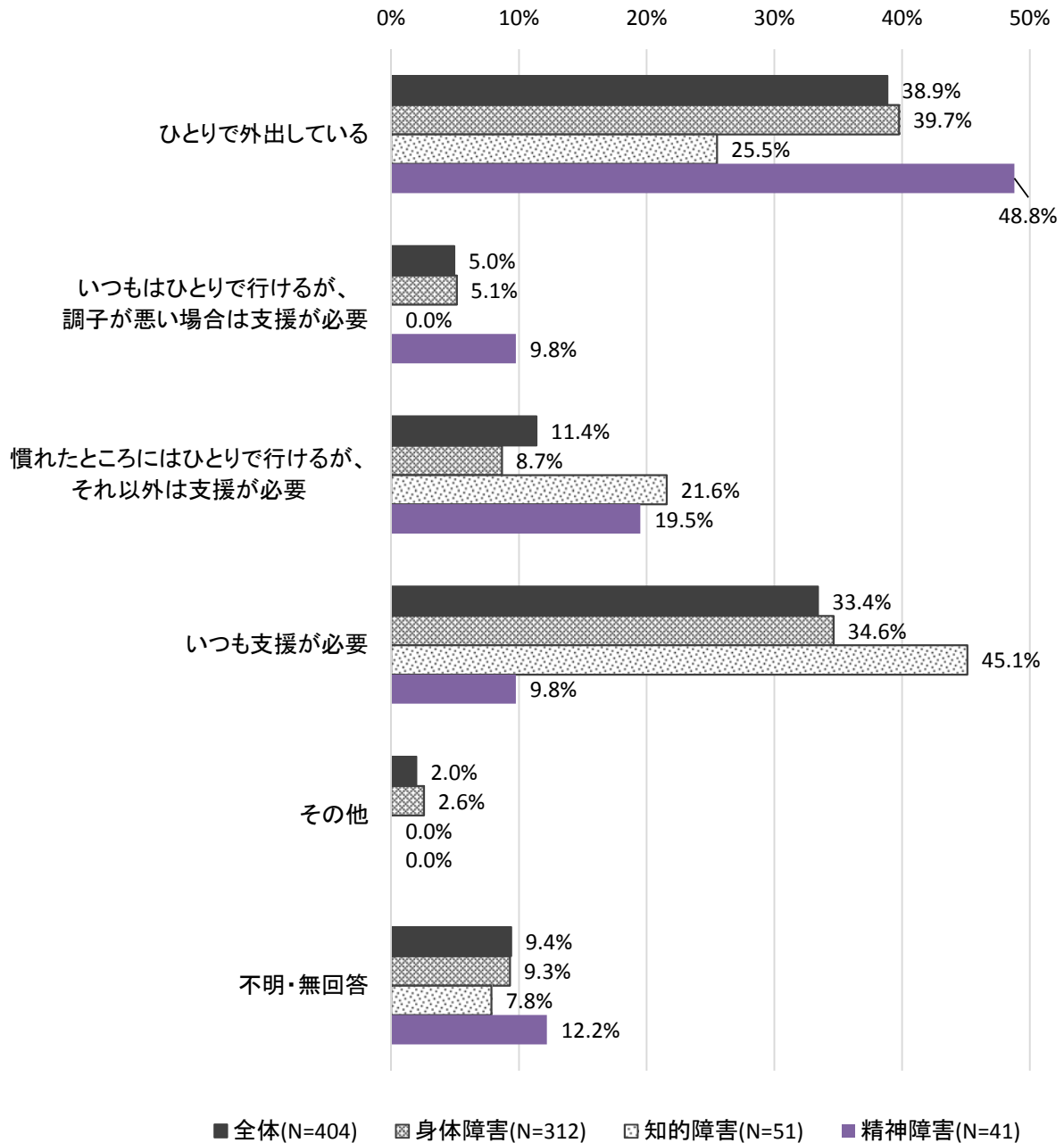
どのくらいの頻度で外出しているかについて、全体では「ほとんど毎日」が28.0%と最も多く、次いで「週に1～2回」が22.0%、「週に3～4回」が17.1%となっています。

障害種別でも、いずれも「ほとんど毎日」が最も高くなっています。



外出のときに支援が必要かについて、「ひとりで外出している」が38.9%と最も多く、次いで「いつも支援が必要」が33.4%、「慣れたところはひとりで行けるが、それ以外は支援が必要」が11.4%となっています。

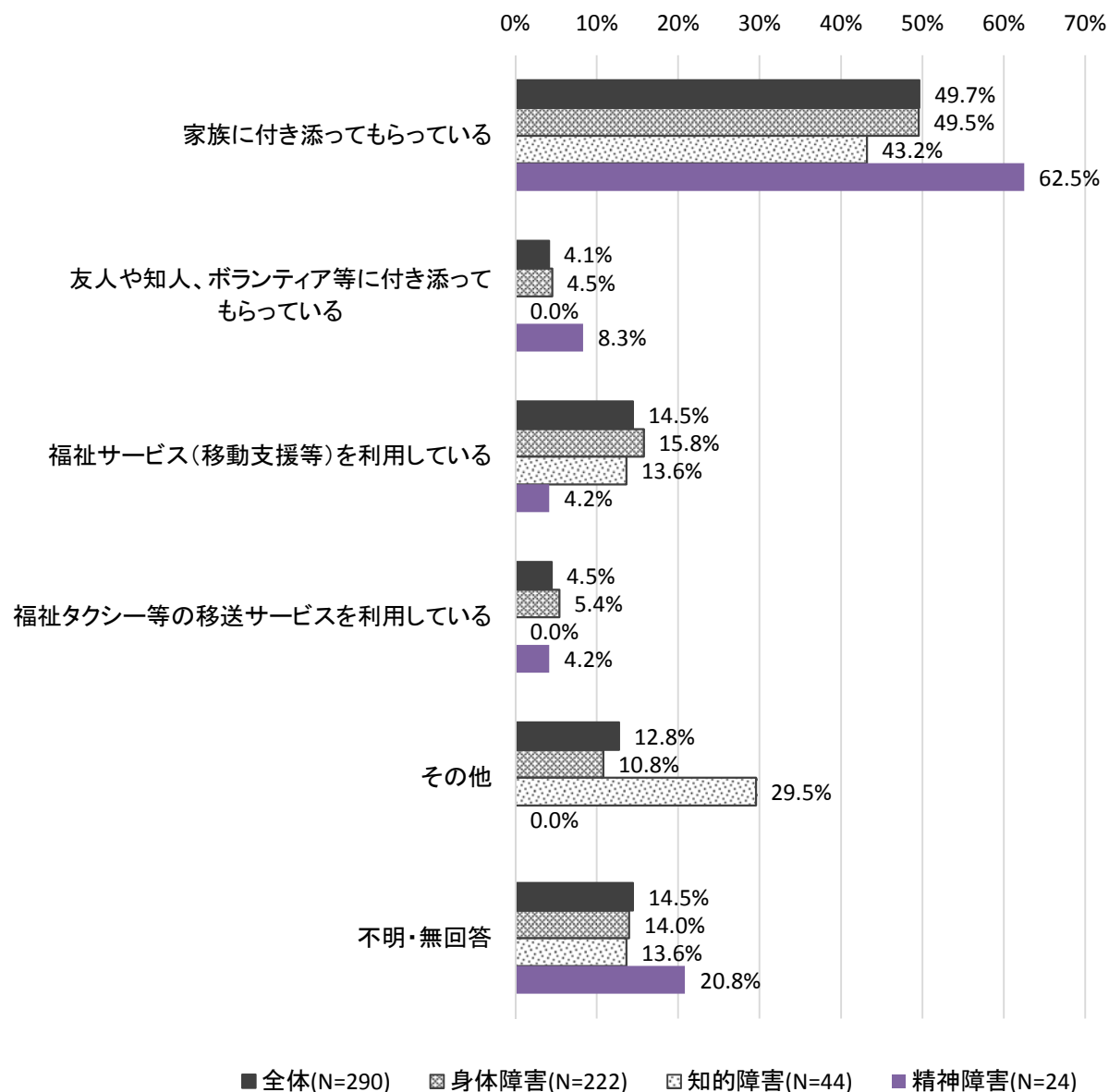
障害種別では、身体障害のかたと精神障害のかたは「ひとりで外出している」、知的障害のかたは「いつも支援が必要」が最も高くなっています。



～ 第2章 障害のある人の現状 ～

外出に支援が必要なとき、どのようにしているかについて、「家族に付き添ってもらっている」が49.7%と最も多く、次いで「福祉サービスを利用している」が14.5%となっています。

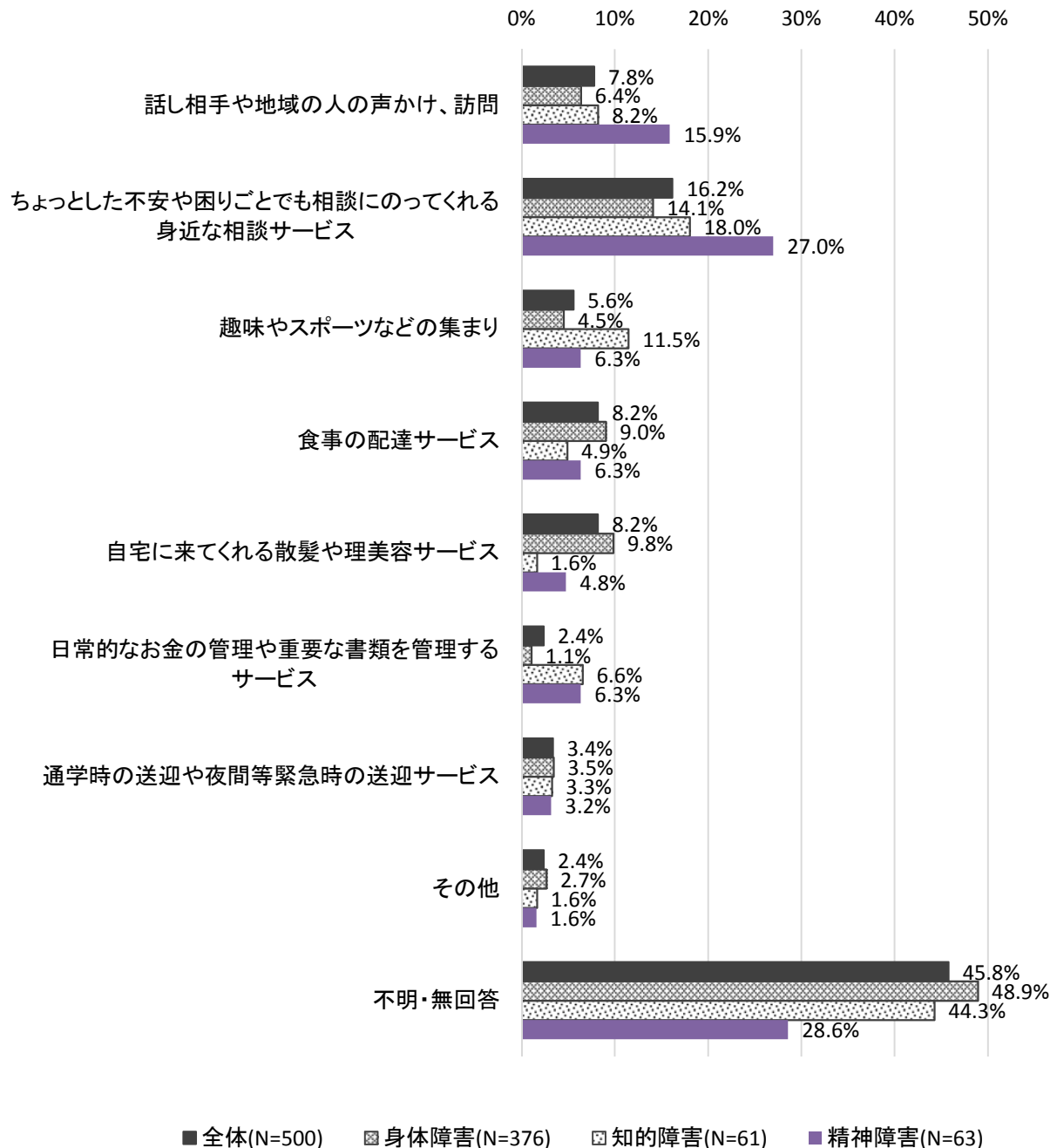
「その他」の内訳で最も多いのが、「ヘルパー・施設職員」で80.6%となっています。障害種別でも、いずれも「家族に付き添ってもらっている」が最も高くなっています。



④ サービス利用と充実などについて

障害福祉サービス等以外で特にどのような支援が必要かについて、全体では「ちょっとした不安や困りごとでも相談にのってくれる身近な相談サービス」が16.2%、次いで「食事の配達サービス」および「自宅に来てくれる散髪や理美容サービス」が8.2%となっています。

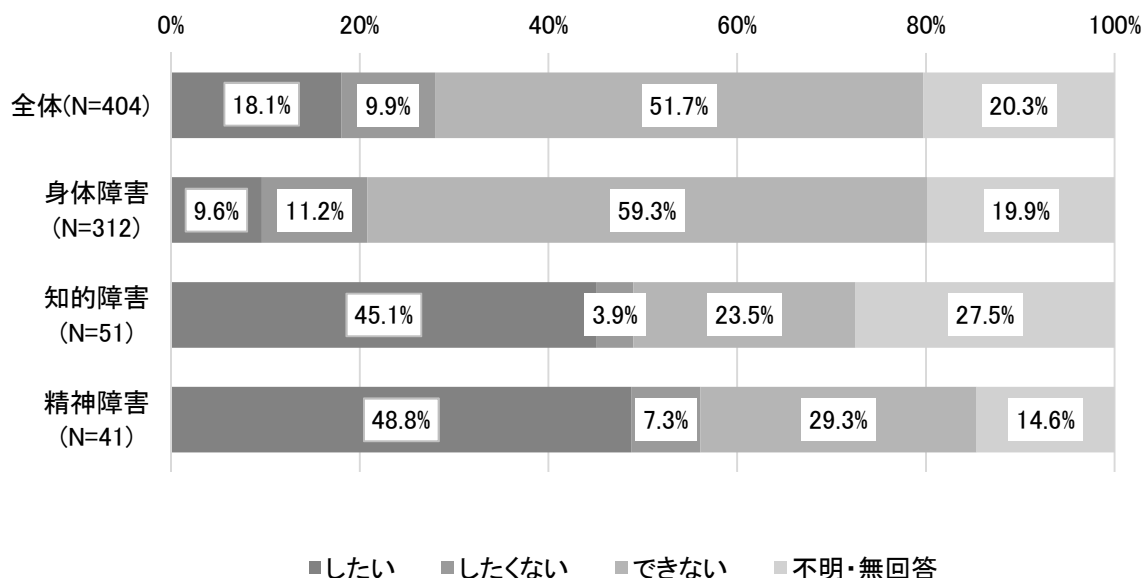
障害種別でも、いずれも「ちょっとした不安や困りごとでも相談にのってくれる身近な相談サービス」が最も高くなっています。



⑤今後の暮らしについて

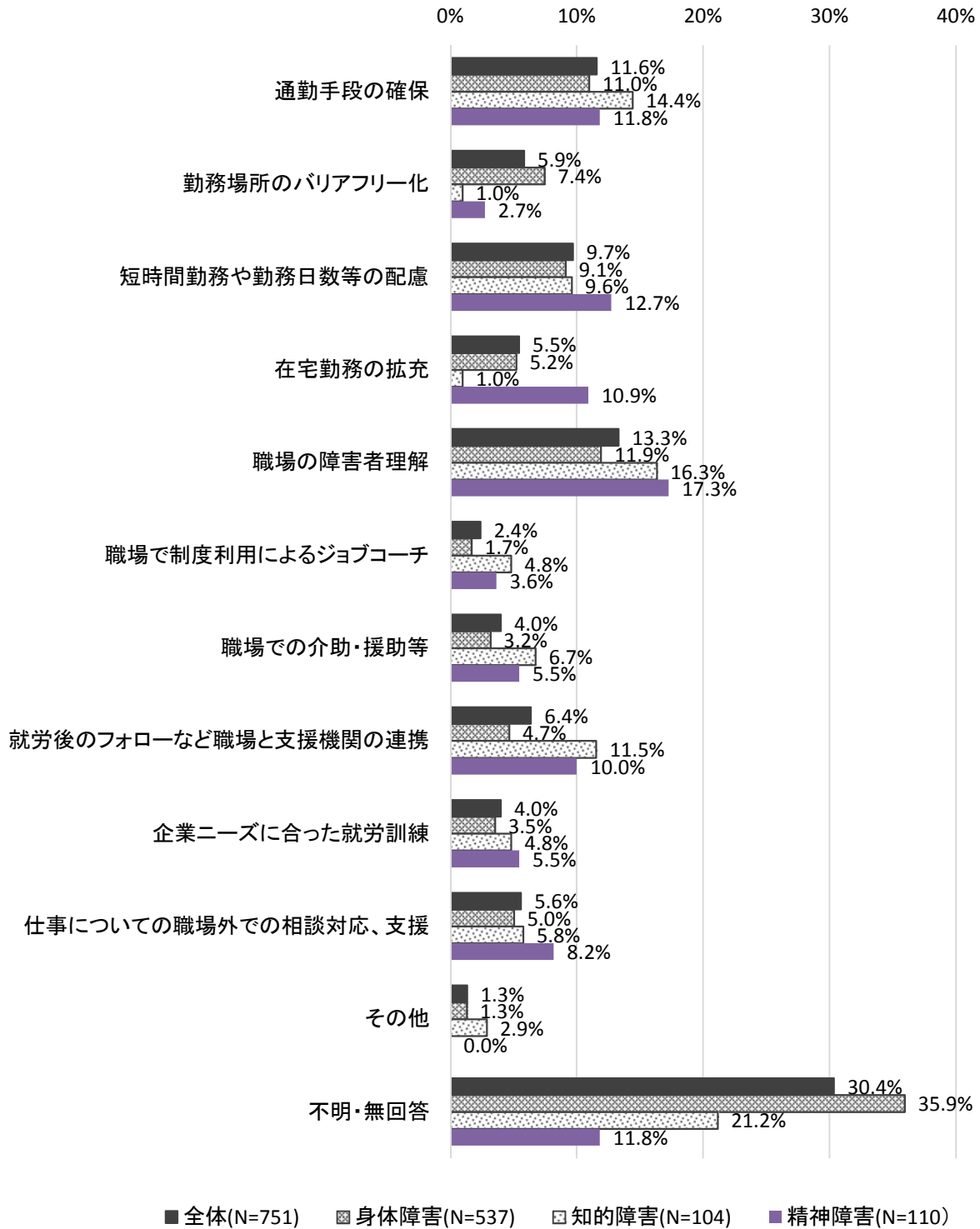
今後、収入を得る仕事をしたいと思うかについて、全体では「できない」が51.7%と最も多く、「したい」が18.1%、「したくない」が9.9%と続いています。

障害種別では、身体障害のかたは「できない」、知的障害のかたと精神障害のかたは「したい」が最も高くなっています。



障害者の就労支援として、どのようなことが必要かについて、「職場の障害者理解」が13.3%と最も多く、「通勤手段の確保」が11.6%、「短時間勤務や勤務日数の配慮」が9.7%と続いています。

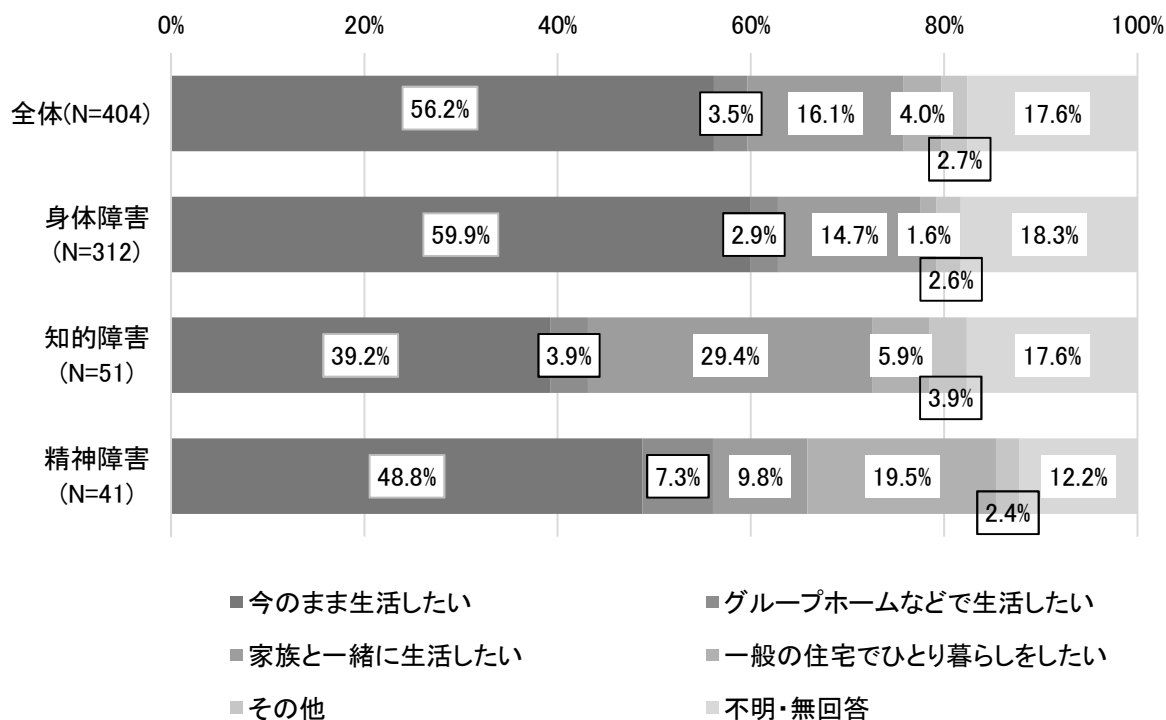
障害種別では、いずれも「職場の障害者理解」が最も高くなっています。



～ 第2章 障害のある人の現状 ～

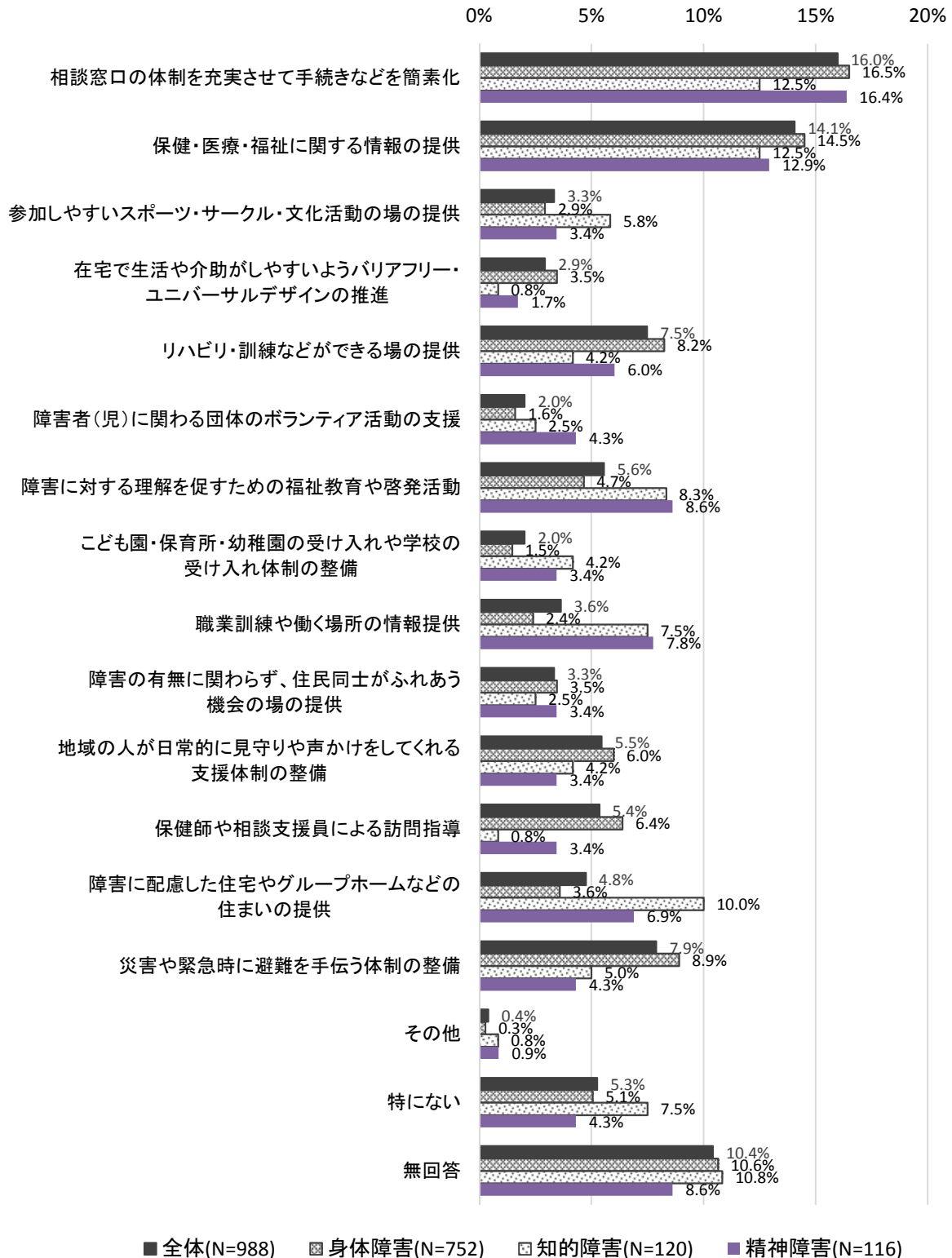
今後どのように生活したいかについて、「今のまま生活したい」が56.2%と最も多く、次いで「家族と一緒に生活したい」が16.1%、「一般の住宅でひとり暮らしをしたい」が4.0%となっています。

障害種別では、いずれも「今のまま生活したい」が最も高くなっています。



障害のある人が暮らしやすくなるために、特にどのようなことが必要かについて、全体では「相談窓口の体制を充実させて手続きなどを簡素化」が16.0%と最も多く、次いで「保健・医療・福祉に関する情報の提供」が14.1%、「災害や緊急時に避難を手伝う体制の整備」が7.9%となっています。

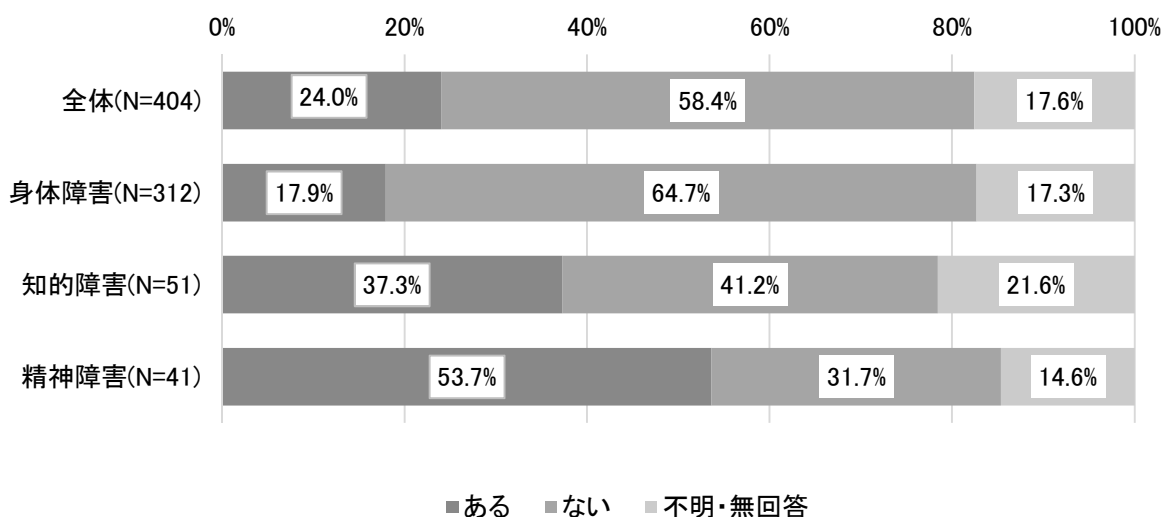
障害種別では、いずれも「相談窓口の体制を充実させて手続きなどを簡素化」が最も高くなっています。



⑥権利擁護・災害時の避難等について

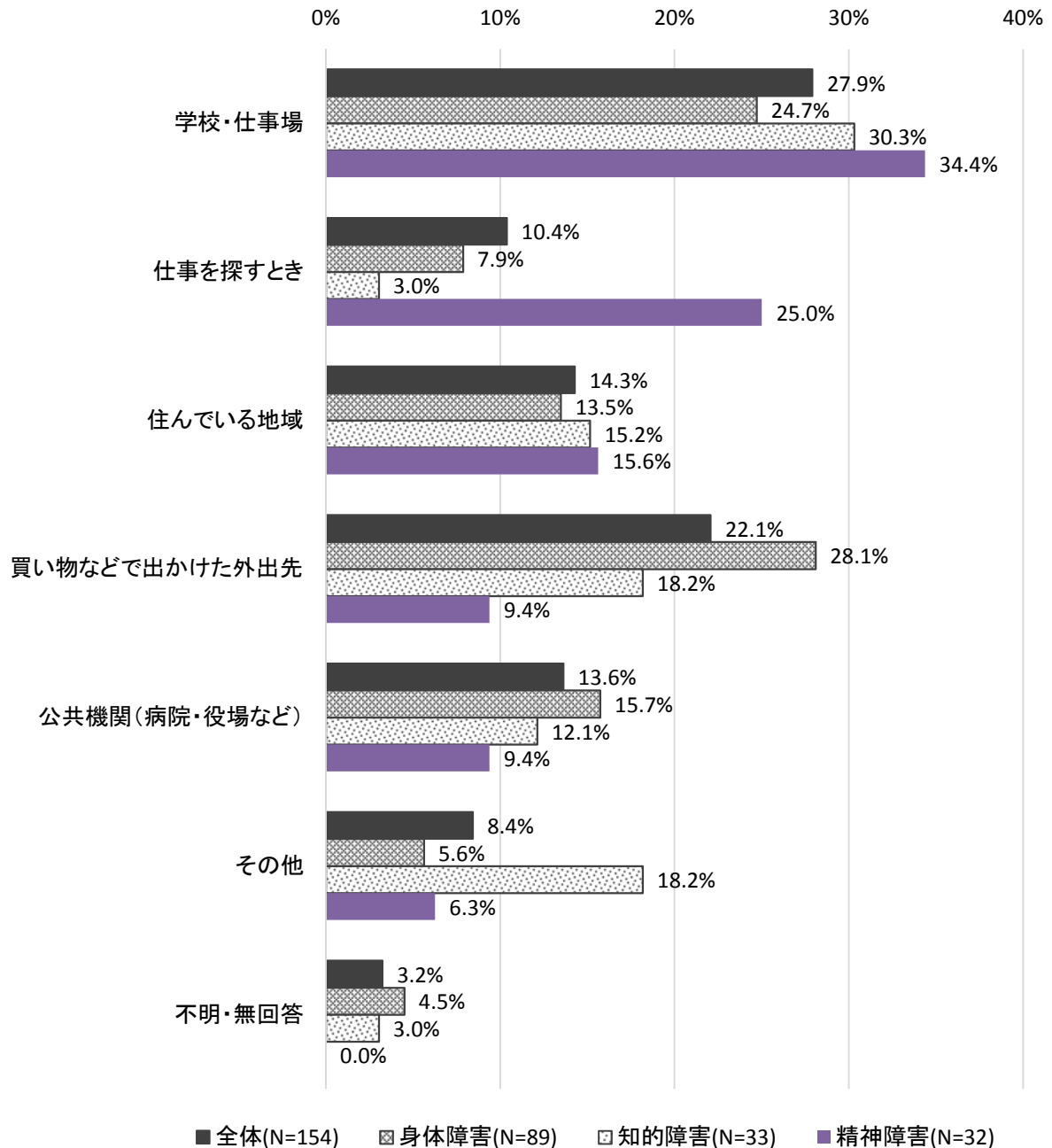
障害があることで差別や嫌な思いをすることがあるかについては、全体では「ない」が58.4%、「ある」が24.0%となっています。

障害種別では、身体障害のかたと知的障害のかたは「ない」、精神障害のかたは「ある」が最も高くなっています。



障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるかたでどのような場所で差別や嫌な思いをしたかについて、全体では「学校・仕事場」が27.9%、「買い物などで出かけた外出先」が22.1%、「住んでいる地域」が14.3%となっています。

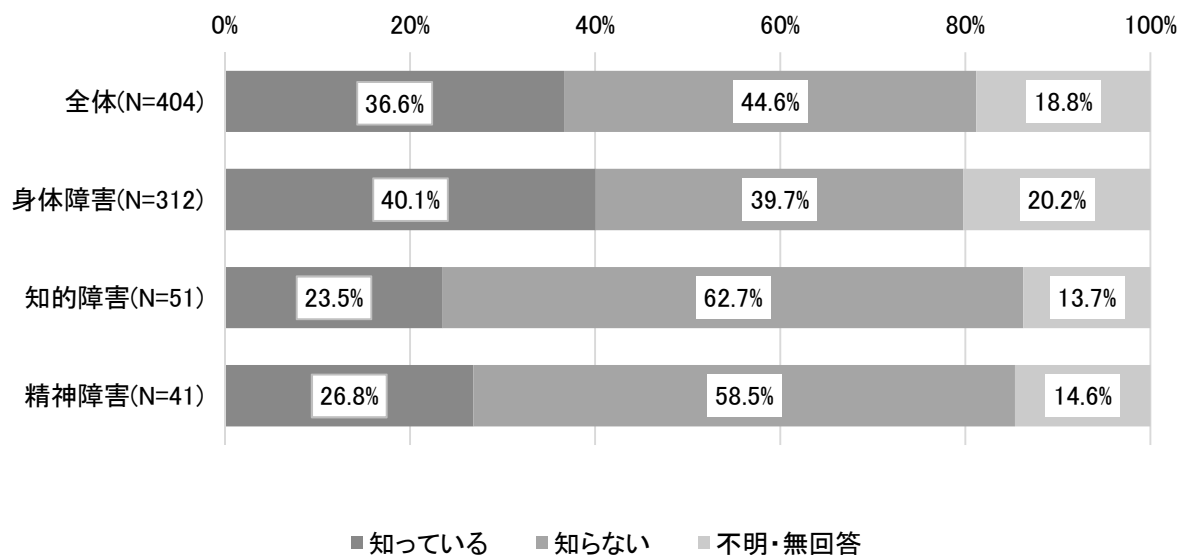
障害種別では、身体障害のかたは「買い物などで出かけた外出先」、知的障害のかたと精神障害のかたは「学校・仕事場」が最も高くなっています。



～ 第2章 障害のある人の現状 ～

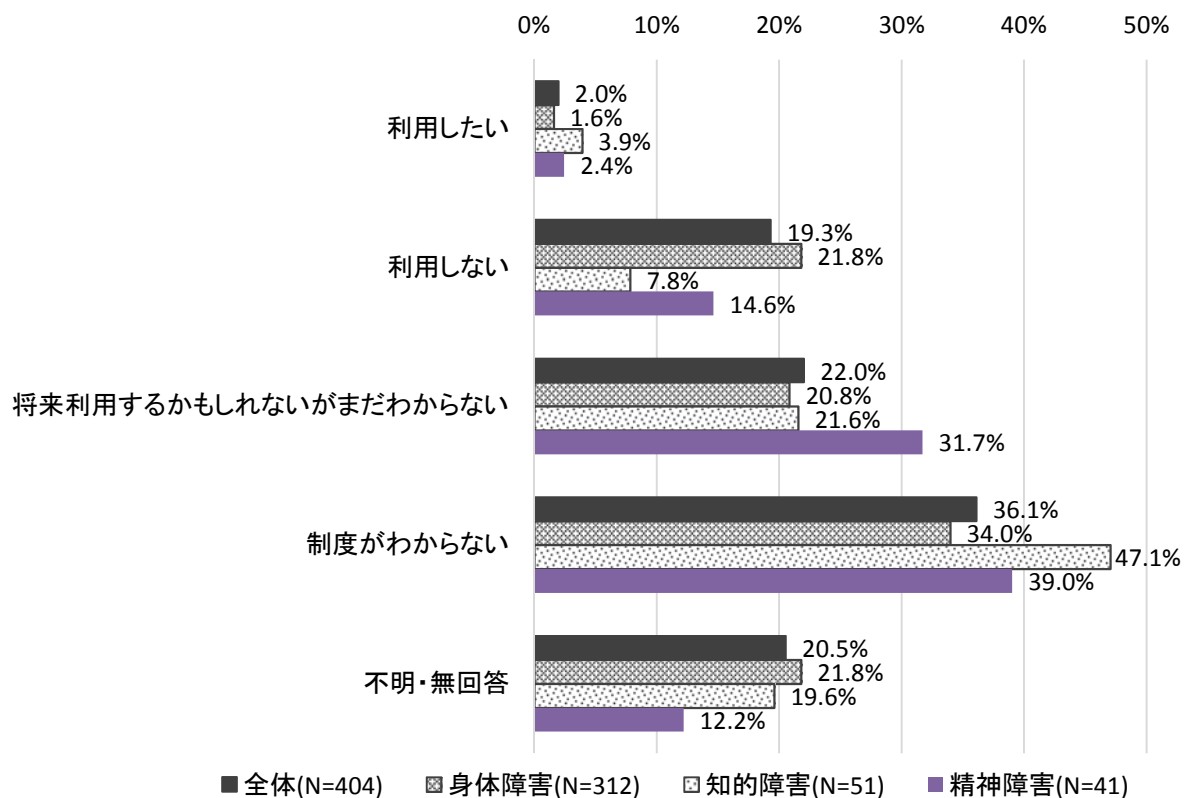
成年後見制度について、全体では「知らない」が44.6%、「知っている」が36.6%となっています。

障害種別では、身体障害のかたは「知っている」、知的障害のかたと精神障害のかたは「知らない」が最も高くなっています。



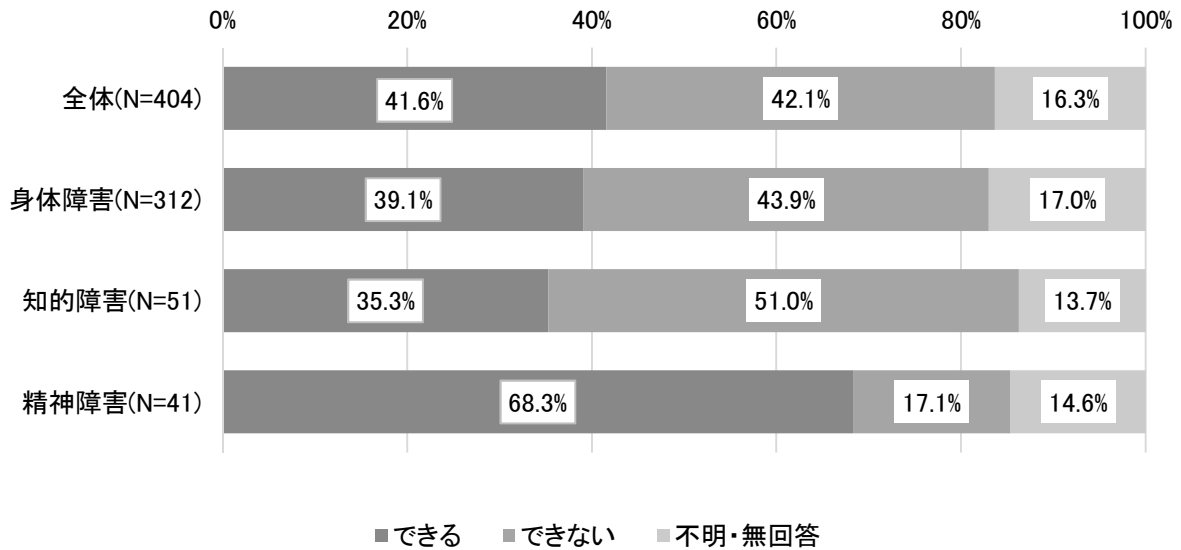
成年後見制度を利用したいかについて、全体では「制度がわからない」が36.1%、「将来利用するかもしれないがまだわからない」が22.0%、「利用しない」が19.3%となっています。

障害種別では、いずれも「制度がわからない」が最も高くなっています。



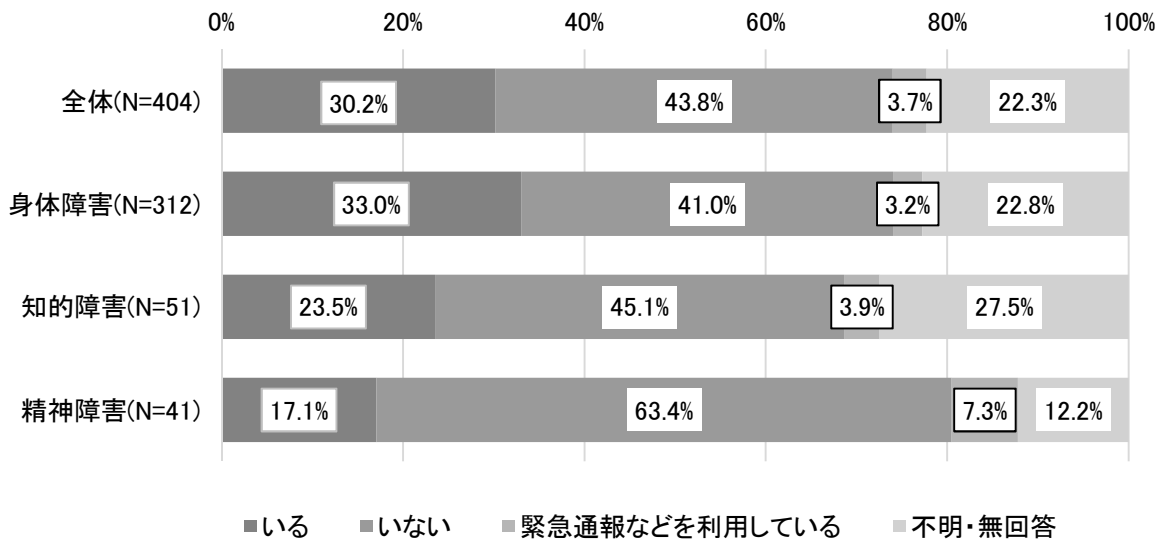
火事や地震等の災害時にひとりで避難できるかについて、全体では「できない」が42.1%、「できる」が41.6%となっています。

障害種別では、身体障害のかたと知的障害のかたは「できない」、精神障害のかたは「できる」が最も高くなっています。



家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいるかについて、全体では「いない」が43.8%、「いる」が30.2%となっています。

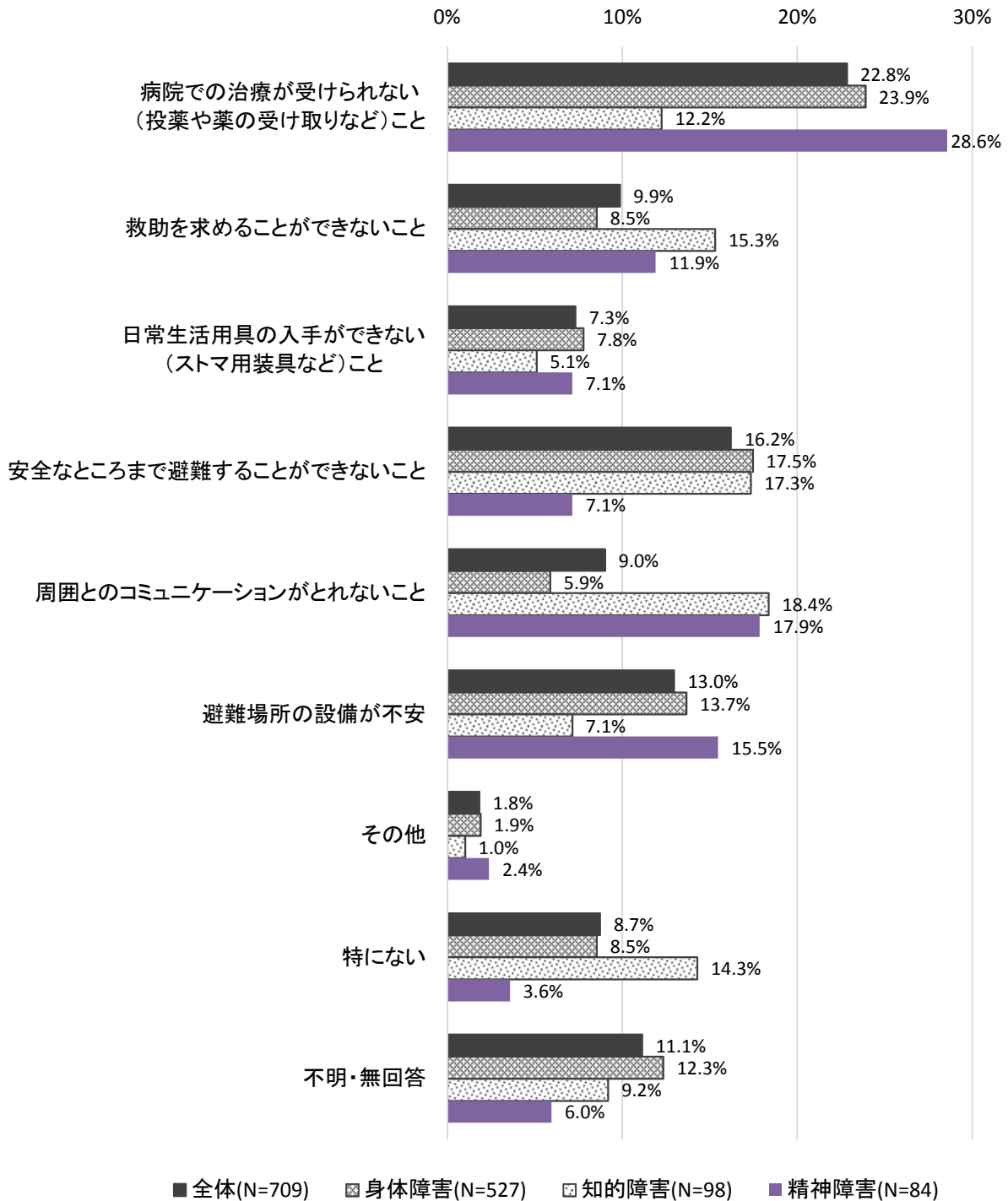
障害種別でも、いずれも「いない」が最も高くなっています。



～ 第2章 障害のある人の現状 ～

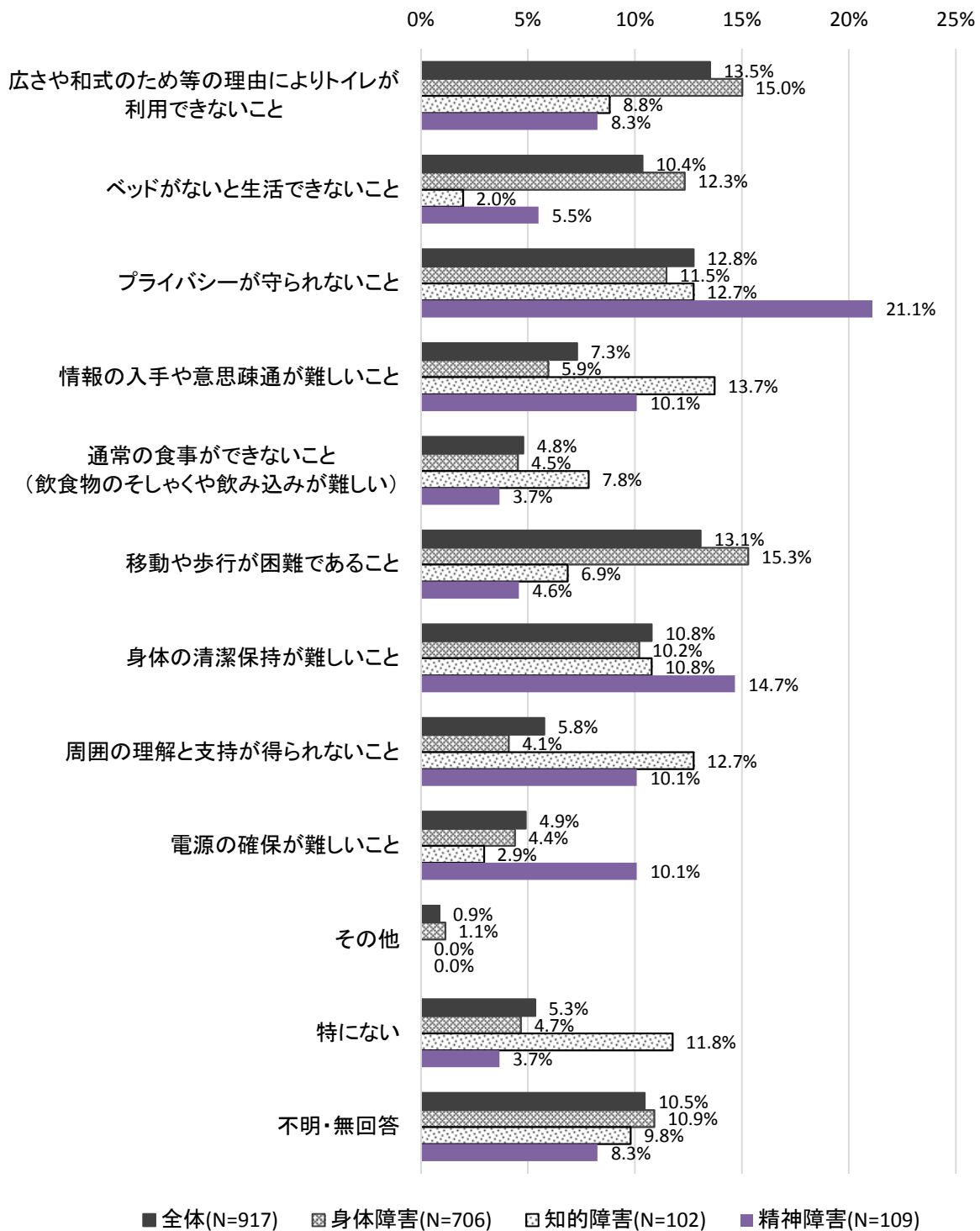
地震などの災害のときに困ることは何かについて、全体では「病院での治療が受けられない（投薬や薬の受け取りなど）こと」が22.8%、「安全なところまで避難することができないこと」が16.2%、「避難場所の設備が不安」が13.0%となっています。

障害種別では、身体障害のかたと精神障害のかたは「病院での治療が受けられない（投薬や薬の受け取りなど）こと」、知的障害のかたは「周囲とのコミュニケーションがとれないこと」が最も高くなっています。



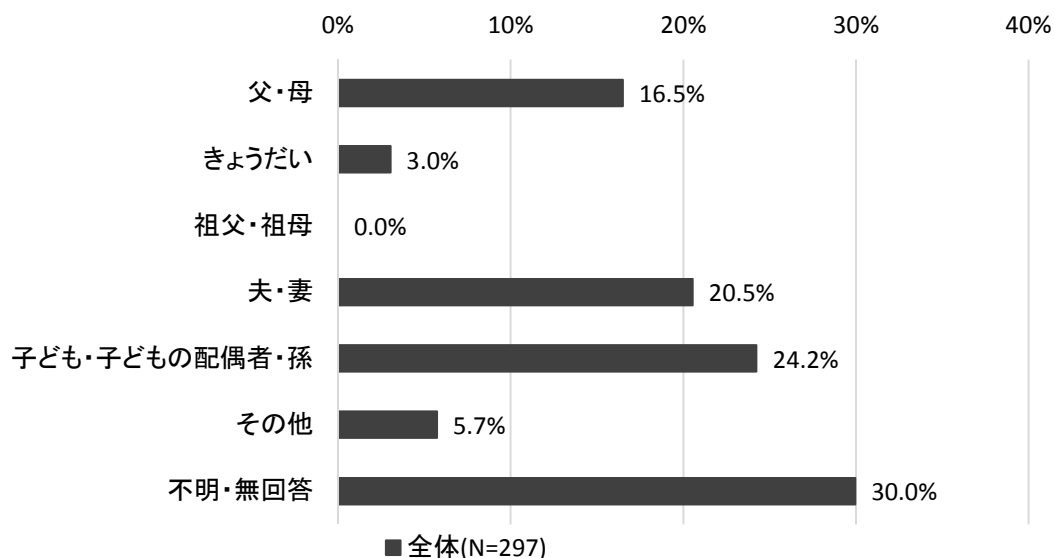
避難所での生活で困ることは何かについて、「広さや和式のため等の理由によりトイレが利用できないこと」が13.5%と最も多く、「移動や歩行が困難であること」が13.1%、「プライバシーが守られないこと」が12.8%となっています。

障害種別では、身体障害のかたは「移動や歩行が困難であること」、知的障害のかたは「情報の入手や意思疎通が難しいこと」、精神障害のかたは「プライバシーが守られないこと」が最も高くなっています。

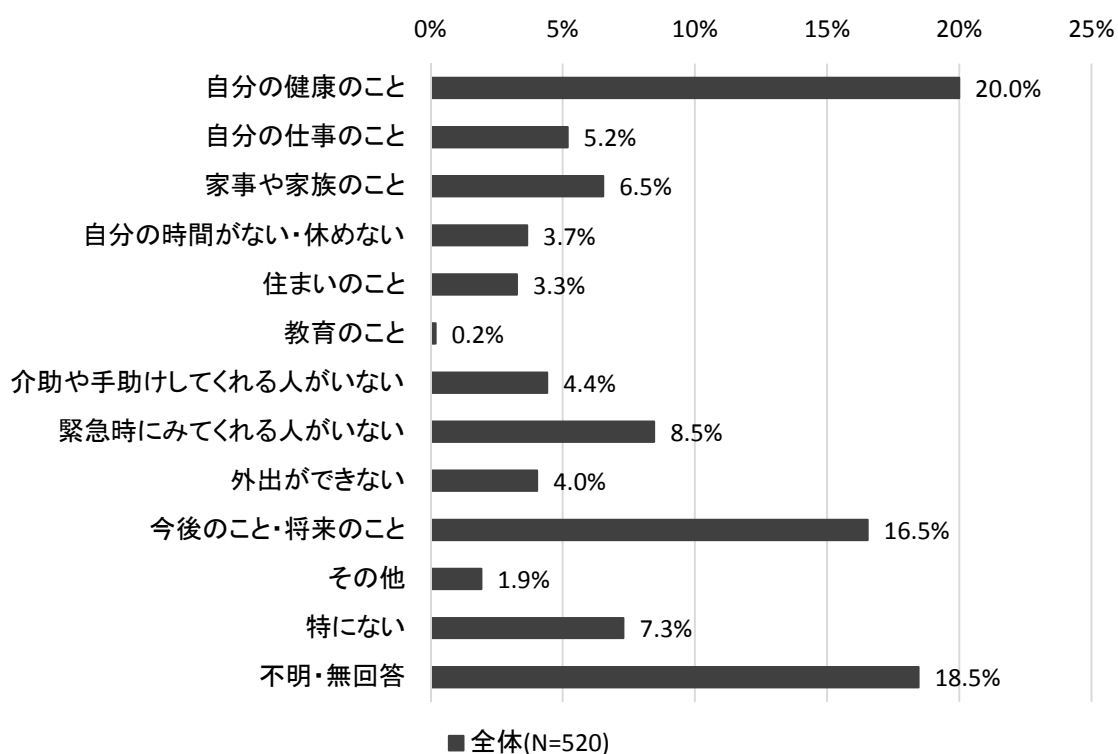


⑦ 介助・支援しているご家族について

主に介助や支援をしているかたについて、「子ども・子どもの配偶者・孫」が24.2%、「夫・妻」が20.5%、「父・母」が16.5%と続いています。



介助を行っているかたが困っていることや不安なことはどのようなことかについて、「自分の健康のこと」が20.0%、「今後のこと・将来のこと」が16.5%、「緊急時にみてくれる人がいない」が8.5%となっています。

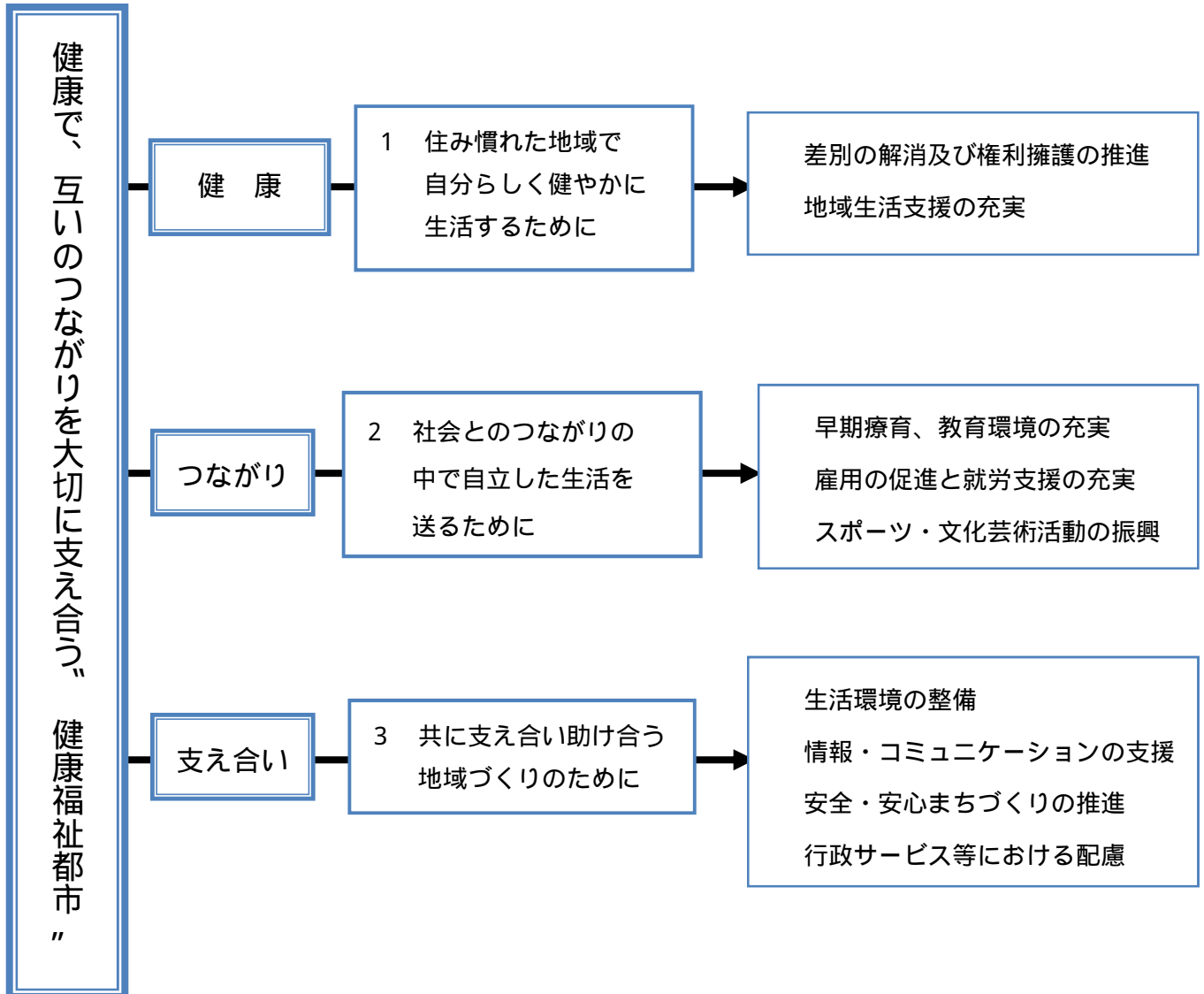


第3章 施策の基本方針と展開

基本方針

基本目標

具体的方策



1 住み慣れた地域で健やかに生活するために

障害のある人やその家族が、住み慣れた地域でいきいきと安心して生活が送れるよう、各種福祉サービスの基盤の整備・充実に図るとともに、障害に対する正しい理解と知識を広め、障害を理由とする差別の解消、権利擁護のための取り組みを推進します。

1-1 差別の解消及び権利擁護の推進

【現状と課題】

障害者差別解消法や障害者虐待防止法に基づき、差別の解消、虐待の防止及び成年後見制度の利用促進などの取り組みを進めることが重要です。

「障害福祉に関するアンケート調査」結果では、障害があることで差別や嫌な思いをすることがあるとの回答が24.0%となっており、障害を理由とする差別の解消や市民の障害や障害のある人に対する理解がより一層進むよう、広報・啓発活動が必要です。

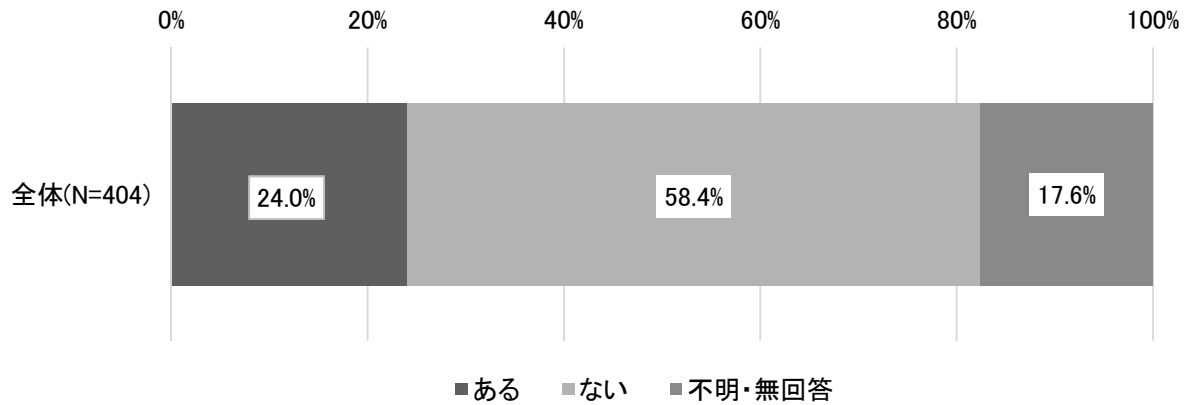
【施策の方向性】

障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消に取り組みます。障害のある人及びその家族等からの障害を理由とする差別に関する相談に応じ、障害を理由とする差別に関する紛争の防止または解決を図ることができる体制の整備を図ります。障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止、障害のある人の権利擁護のための取り組みを行います。

○大館市の「障害福祉に関するアンケート調査」結果でみると、以下のような状況です。

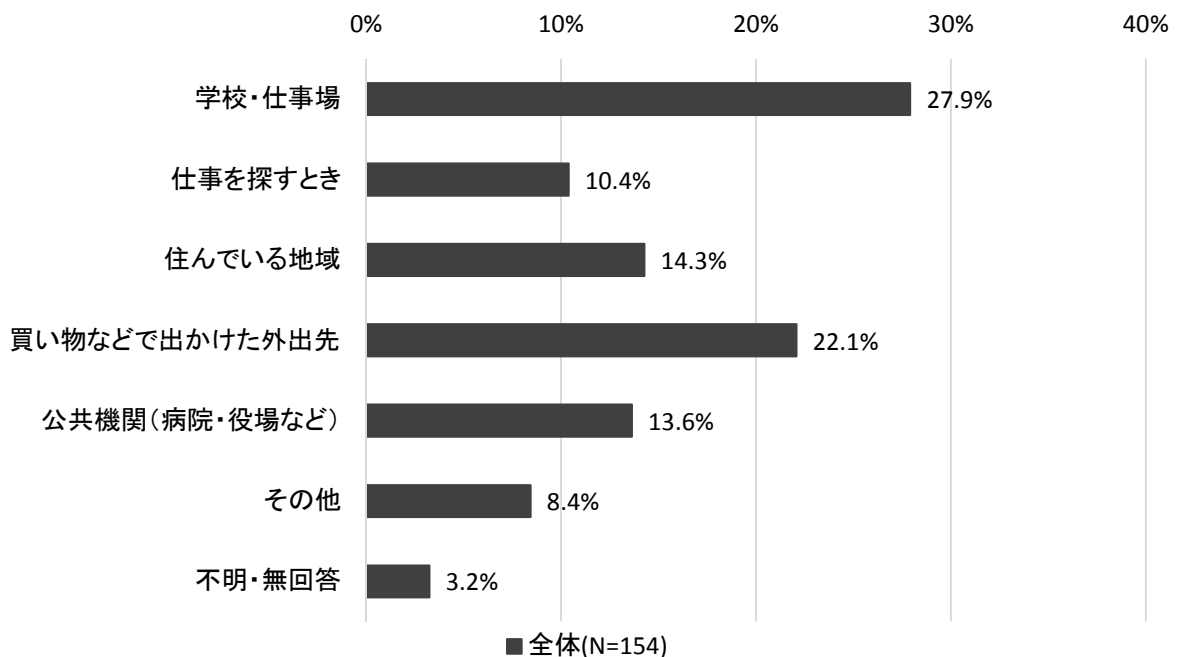
①差別等を受けた経験（再掲）

障害があることで差別や嫌な思いをすることがあるかについては、「ない」が58.4%、「ある」が24.0%となっています。



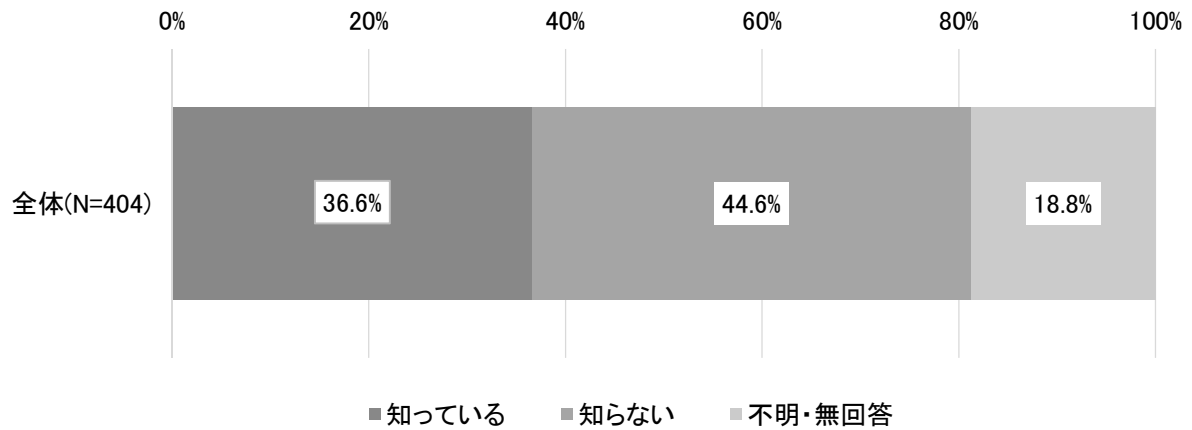
②差別等を受けた場面（再掲）

障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるかたでどのような場所で差別や嫌な思いをしたかについて、「学校・仕事場」が27.9%、「買い物などで出かけた外出先」が22.1%、「住んでいる地域」が14.3%となっています。



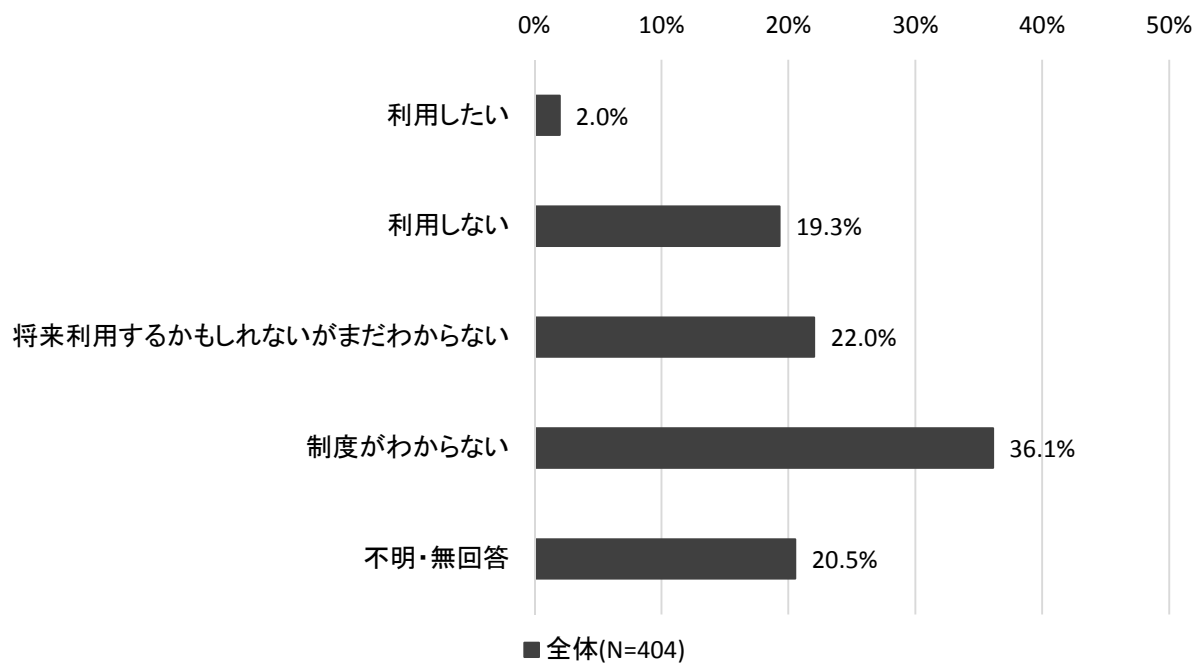
③成年後見制度について（再掲）

成年後見制度について、「知らない」が44.6%、「知っている」が36.6%となっています。



③成年後見制度の利用について（再掲）

成年後見制度を利用したいかについて、「制度がわからない」が36.1%、「将来利用するかもしれないがまだわからない」が22.0%、「利用しない」が19.3%となっています。



【主な施策】

（1）広報・啓発活動の推進

- ・「障害者週間」（12月3日～9日）、「知的障害者福祉月間」（9月）、「精神保健福祉普及運動」（10月）、「発達障害啓発週間」（4月2日～8日）など各種広報活動を通じて、市民の障害や障害のある人に対する正しい理解と知識の普及を図ります。
- ・市民の障害や障害のある人に対する理解がより一層進むよう、「障がい者サポーター養成講座」を開催します。また、障害のあるかたへの接し方や必要とされる支援などを分かりやすくまとめた冊子（障がいを理解するためのガイドブック）を市ホームページに掲載し、障害に関する理解の促進を図ります。

（2）虐待の防止及び早期発見・早期対応の推進

- ・障害のある人に対する虐待の防止、虐待を受けた人の相談や保護に対応する体制の充実を図ります。大館市障害者虐待防止センター、基幹相談支援センター、関係課・関係機関等との連携を図るとともに、市民への広報・啓発を進めます。

（3）成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度の利用促進と地域で支える体制づくりを推進するため。大館市成年後見支援センターを設置します。また、判断能力が十分でない障害のある人の権利・利益の保護のため、「後見・保佐・補助」の申し立てに必要な費用と成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）への報酬の一部を助成して、成年後見制度の利用を支援します。
- ◇成年後見制度利用支援事業

（4）市役所における配慮及び障害者理解の促進等

- ・国の基本方針や国の行政機関等が作成する対応要領を参考にしながら、職員対応要領を策定し、職員が適切に対応できるよう、合理的配慮の具体的な好事例を示しながら、差別の解消を推進します。

1-2 地域生活支援の充実

【現状と課題】

福祉・教育・雇用・住まい・活動の場所等、多種多様な相談に対応できる基幹相談支援センターを平成26年4月から開設しています。障害のある人やその家族等から寄せられる相談件数は開設初年度の平成26年度は1,326件でしたが、令和元年度は4,297件、令和2年度は4,910件と年々増加しており、相談支援体制・情報提供の充実が必要です。

介助者の高齢化、障害の重度化、重複化などを背景に障害福祉施策へのニーズも増大、多様化、複雑化しています。個々の障害の特性、ニーズに応じた施策の展開が必要です。

【施策の方向性】

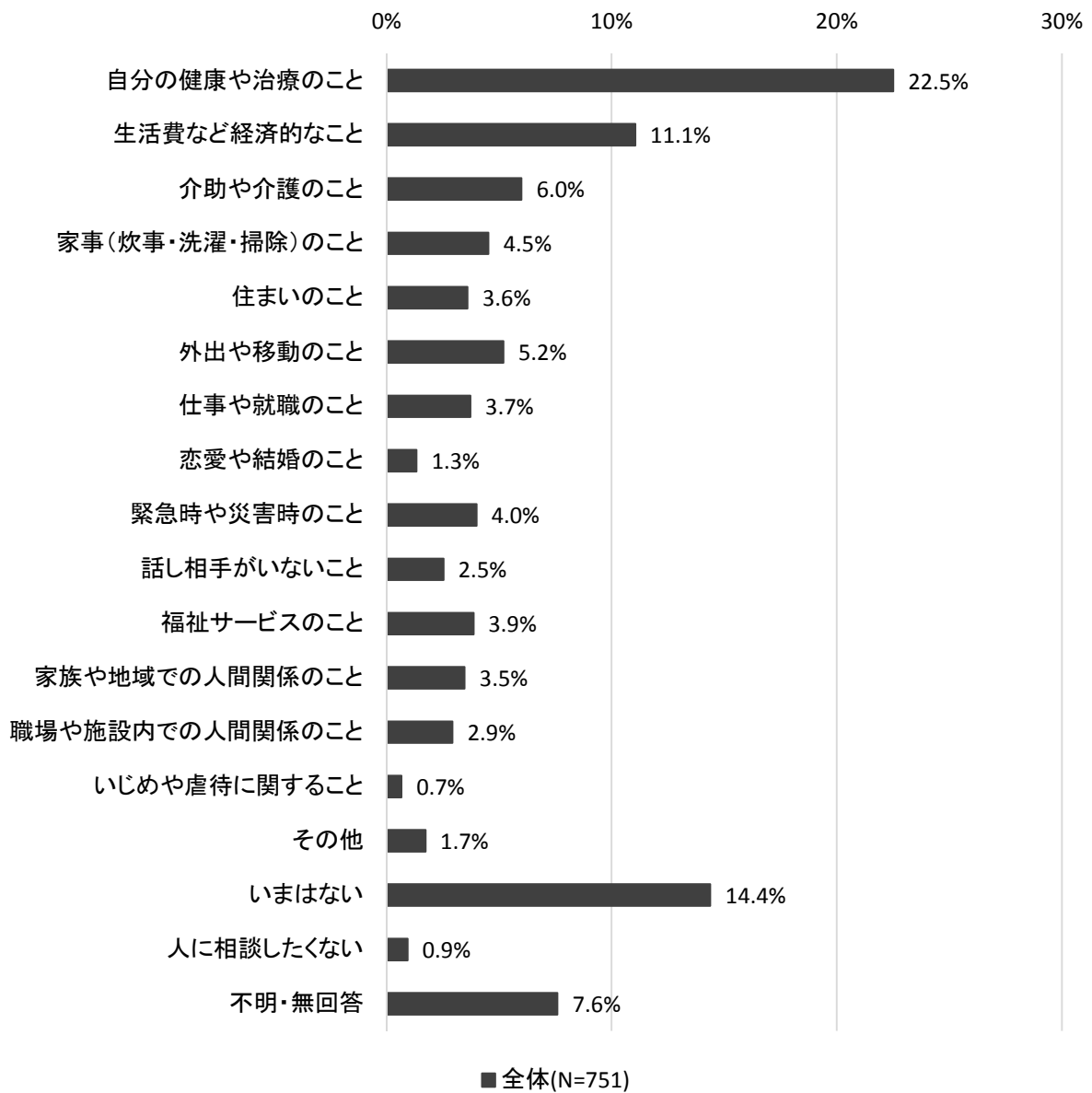
障害のある人が慣れ親しんだ地域でいきいきと生活ができるよう、障害の特性や生活実態等に応じて各種サービスの提供を図ります。

障害のある人が、身近な地域で必要なサービスが受けられるよう、障害福祉計画に基づき、事業者と協力しながら障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量の確保と質の向上を図ります。

○大館市の「障害福祉に関するアンケート調査」結果でみると、以下のような状況です。

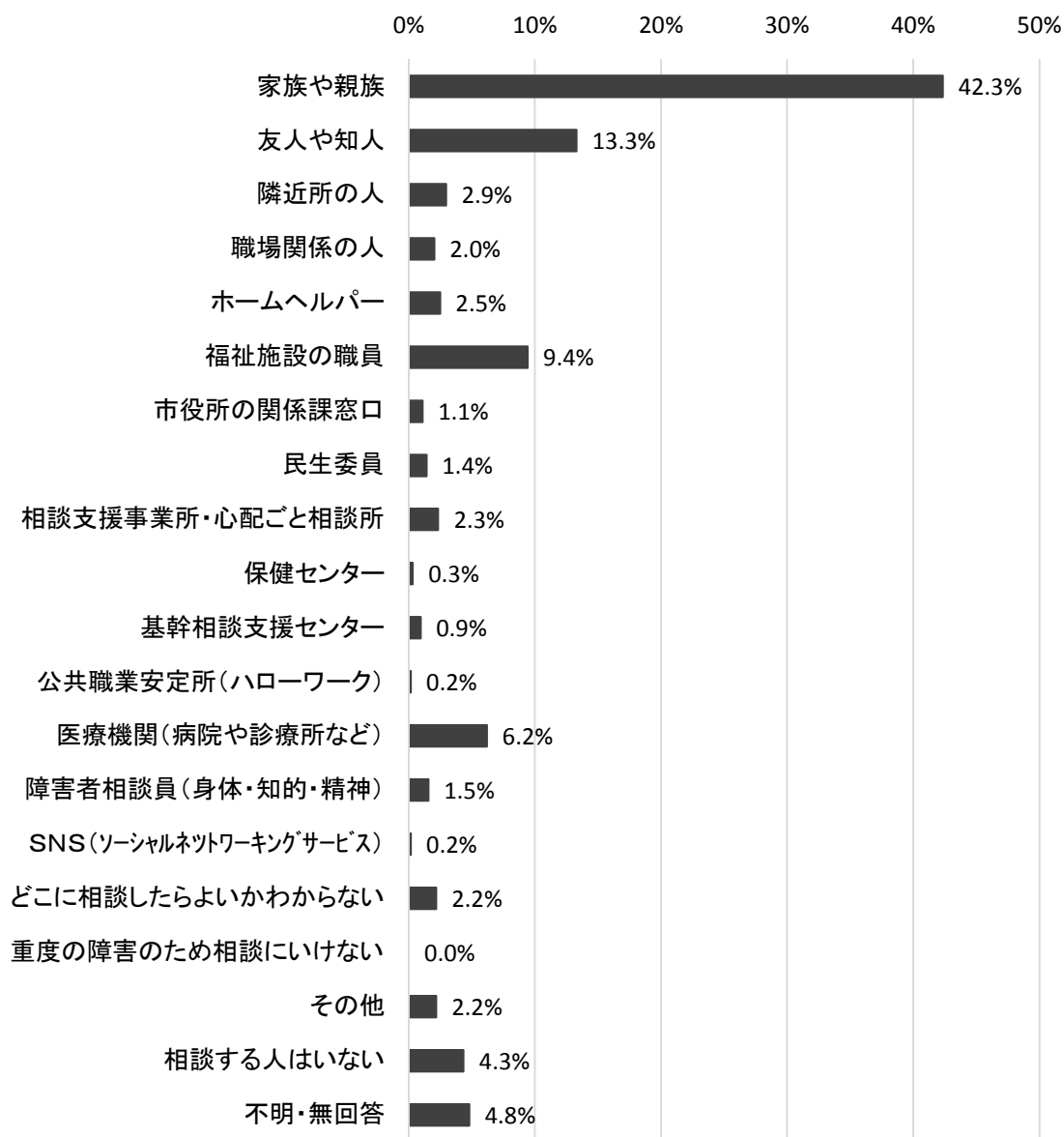
①相談したいこと（再掲）

悩みごとや心配ごとなどの相談したいことについて、「自分の健康や治療のこと」が22.5%と最も多く、「いまはない」が14.4%、「生活費など経済的なこと」が11.1%と続いています。



②相談したい相手（再掲）

悩みごとや心配ごとなどを相談する相手について、「家族や親族」が42.3%と最も多く、「友人や知人」が13.3%、「福祉施設の職員」が9.4%と続いています。



■ 全体(N=647)

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

■訪問系サービスの種類と内容

サービス名	サービス内容
①居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
③同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護などの外出支援を行います。
④行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
⑤重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

■訪問系サービスの利用実績

(単位：人)

種別	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	①居宅介護		49	49
②重度訪問介護		0	0	1
③同行援護		10	9	11
④行動援護		0	0	0
⑤重度障害者等包括支援		0	0	0

※上記の人数は、1か月当たりの利用者数です。

～ 第3章 施策の基本方針と展開 ～

(2) 日中活動系サービス

■日中活動系サービスの種類と内容

サービス名	サービス内容
①生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
②療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
③短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
④自立訓練（機能訓練）	理学療法、作業療法などのリハビリテーション、日常生活上の相談及び助言などの支援を行います。
⑤自立訓練（生活訓練）	入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、日常生活上の相談及び助言などの支援を行います。
⑥宿泊型自立訓練	一定の期間、居住の場を提供して、家事等の日常生活能力の向上のために必要な支援や生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
⑦就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑧就労継続支援（A型〔雇用型〕）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。
⑨就労継続支援（B型〔非雇用型〕）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B型では企業等やA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人等を対象とします。
⑩就労定着	就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行います。
⑪自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどを利用していた障害者で1人暮らしを希望する人について、本人の意思を尊重した地域生活支援をするため、一定期間にわたり、定期的な巡回相談や随時の対応により適切な支援を行います。

■ 日中活動系サービスの利用実績

(単位：人)

種別 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①生活介護	316	321	316
②療養介護	15	15	14
③短期入所（ショートステイ）	28	25	22
④自立訓練（機能訓練）	2	1	1
⑤自立訓練（生活訓練）	15	13	10
⑥宿泊型自立訓練	14	12	9
⑦就労移行支援	23	19	13
⑧就労継続支援 （A型〔雇车型〕）	10	8	8
⑨就労継続支援 （B型〔非雇车型〕）	196	193	212
⑩就労定着支援	7	5	6
⑪自立生活援助	0	0	0

※上記の人数は、1か月当たりの利用者数です。

～ 第3章 施策の基本方針と展開 ～

(3) 居住系サービス

■居住系サービスの種類と内容

サービス名	サービス内容
①共同生活援助 (グループホーム)	障害のあるかたに対して、主に夜間において共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護などの日常生活上の援助を行います。
②施設入所支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型の対象者に対し、日中活動と合わせて、主に夜間において入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。

■居住系サービスの利用実績

(単位：人)

種別	年度		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①共同生活援助(グループホーム)	103	104	115
②施設入所支援	226	229	225

※上記の人数は、1か月当たりの利用者数です。

(4) 相談支援事業

■相談支援事業の種類と内容

サービス名	サービス内容
①計画相談支援	障害福祉サービスの利用者に対して、本人に必要なサービス内容やサービス量を考慮し、利用計画を作成します。
②地域移行支援	障害者支援施設等の施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者などに、住居の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。
③地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において、相談などの支援を行います。

■相談支援(サービス等利用計画)の利用実績

(単位：人)

種別	年度		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①計画相談支援	1,442	1,674	1,963
②地域移行支援	3	11	2
③地域定着支援	116	108	103

※上記の人数は、年間の利用者数です。

2 地域生活支援事業

(1) 必須事業

■地域生活支援事業の種類と内容

サービス名	サービス内容
①理解促進研修・啓発事業	障害のあるかたが日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民のかたが障害や障害特性について理解を深めるための研修などを行います。
②相談支援事業	障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活への支援を行います。
③成年後見制度利用支援事業	知的障害または精神障害のあるかたに対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について支援を行います。
④意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障があるかたのために手話通訳者等の派遣による支援を行います。
⑤日常生活用具給付等事業	重度の障害のあるかた等に対し、日常生活の便宜を図るための介護・訓練支援用具などを支給します。
⑥手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のあるかたとの交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
⑦移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のあるかたについて、社会生活上必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための移動を支援します。
⑧地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、通所による創作活動、機能訓練または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。

①理解促進研修・啓発事業の実績

項目	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	①障がい者サポーター養成講座 (修了人数)		無	有 (156人)

～ 第3章 施策の基本方針と展開 ～

②相談支援事業の実績

		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
項目					
② 相 談 支 援 事 業	障害者相談支援事業 (か所)		1	1	1
	基幹相談支援センター (有無)		有	有	有
	基幹相談支援センター機能強 化事業(有無)		有	有	有
	住宅入居等支援事業 (有無)		無	無	無

③成年後見制度利用支援事業の実績

		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
項目					
③成年後見制度利用支援事業 (年間利用者数)			1	0	2

④意思疎通支援事業の実績

		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
項目					
手話通訳者利用(年間件数)			76	49	28
要約筆記者利用(年間件数)			3	0	0

⑤日常生活用具給付等事業の実績

(単位:件)

		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
用具					
介護・訓練支援用具			3	2	7
自立支援生活支援用具			9	8	8
在宅療養等支援用具			4	4	2
情報・意思疎通支援用具			10	5	6
排泄管理支援用具			1,857	1,850	1,851
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)			1	2	4

注) 排泄管理支援用具は、継続的に給付するものであるため、1人1か月分の給付を1件とし年間の累計を計上している。

※上記の件数は、年間の実績数です。

⑥手話奉仕員養成研修事業の実績

年度 項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
手話奉仕員養成講習修了者数（人／年）	10	23	4

⑦移動支援事業の実績

年度 項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数（人／年）	4	6	10
利用時間（時間／年）	55	97	200

⑧地域活動支援センター事業の実績

年度 項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実施箇所（か所）	4	4	4
利用者数（人／月）	189	175	172

(2) 任意事業

■地域生活支援事業の種類と内容

サービス名	サービス内容
①日中一時支援事業	障害者や障害児を日常的に介護している家族が一時的に休息することで、介護者の負担を軽減し、障害者や障害児に対しては、日中における活動の場を確保します。
②訪問入浴事業	家庭での入浴が困難な障害者に対して、訪問入浴車を運行し、入浴サービスを実施します。
③更生訓練費	社会復帰の促進を図るため、特定のサービス利用者に対し、実習及び訓練に要する費用の一部を支給します。
④福祉ホーム事業	障害者に低額な料金で居室その他の設備を提供し、地域生活を支援します。
⑤社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動などを行い、障害者の社会参加の促進を図ります。スポーツ・レクリエーション教室の開催や自動車運転免許取得・改造助成事業などを実施します。

～ 第3章 施策の基本方針と展開 ～

①日中一時支援事業の実績

項目 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人／年）	236	334	343
利用回数（回／年）	2,396	2,051	2,060

※利用者数及び利用回数は延べ人数・回数

②訪問入浴事業の実績

項目 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人／年）	4	4	5

③更生訓練費の実績

項目 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人／年）	0	0	0

④福祉ホーム事業の実績

項目 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施箇所数（か所）	1	1	1
利用者数（人／年）	4	4	4

⑤社会参加促進事業の実績

事業名 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	11	22	22	
点字・声の広報等発行事業	点字広報（発行回数）	6	6	6
	声の広報（発行回数）	16	16	16
手話奉仕員養成研修事業	24	18	24	
自動車運転免許取得・改造 助成事業	自動車運転免許取得助 成事業（助成件数）	4	6	2
	自動車改造助成事業 （助成件数）	3	2	1

3 児童福祉法に基づくサービス

(1) 児童発達支援及び医療型児童発達支援

■児童発達支援と医療型児童発達支援の内容

サービス名	サービス内容
①児童発達支援センター (児童福祉施設)	ことばの遅れや行動面あるいは運動発達の遅れなど、心身の発達に支援が必要な乳幼児に、日帰りで日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの療育を行います。
②児童発達支援事業	日帰りで、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等などの療育を行います。
③居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児であって、児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し支援を行います。
④医療型児童発達支援事業	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある子どもに対し、日帰りで治療を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

①児童発達支援事業の実績

項目	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	利用人数 (人/月)		28	30

(2) 放課後等デイサービス

■放課後等デイサービスの内容

サービス名	サービス内容
①放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに対し、放課後や夏休みなどの長期休業時において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供するとともに、放課後等の居場所を提供します。

①放課後等デイサービスの実績

項目	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	サービス利用人数 (人/月)		76	85

(3) 保育所等訪問支援

■ 保育所等訪問支援の内容

サービス名	サービス内容
①保育所等訪問支援	保育所などを利用している、または今後利用する予定の障害のある子どもに対し、保育所などを訪問して障害のない子どもとの集団生活に適應できるようになるための支援並びに訪問先職員への支援を行います。

①保育所等訪問支援の実績

項目	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	利用者数(人/月)		7	7

(4) 障害児相談支援

■ 障害児相談支援の内容

サービス名	サービス内容
①障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

①障害児相談支援の実績

項目	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	障害児相談支援(延利用者数)		317	353

【主な施策】

(1) 障害福祉サービスの実施

- ・ 障害者総合支援法の施行により、新たな支援区分の導入や相談支援の制度化、対象者に難病を追加するなど、障害種別に関わりなく共通の福祉サービスが提供されています。3年ごとに策定している「大館市障害福祉計画」・「大館市障害児福祉計画」に基づき、必要なサービス量の確保とサービス提供を図ります。

◇介護給付・訓練等給付費の支給 ◇障害児通所給付費等の支給

(2) 地域生活支援事業の実施

- ・ 地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施することが好ましい事業として位置

づけられています。障害のある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、相談支援や必要な情報の提供、手話通訳者及び要約筆記者等の派遣、日常生活用具の給付・貸与、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センターなどの事業を、地域特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施していきます。「大館市障害福祉計画」により、必要なサービス量の確保とサービス提供を図ります。

◇意思疎通支援事業 ◇日中一時支援事業 ◇日常生活用具給付等事業 ◇小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 ◇移動支援事業 ◇地域活動支援センター事業 他

(3) 補装具費の支給

・補装具等の福祉用具の給付については、利用者の生活の質の向上が図られるよう、障害の内容や程度に応じて、補聴器や義肢、車いす等の購入または修理のための補装具費を支給します。

◇補装具費の支給

(4) 税金の控除・減免・公共料金等の割引助成

・税の控除・減免（所得税・市県民税・自動車税など）、JR・バス運賃、有料道路通行料金、航空運賃、携帯電話料金、タクシー運賃の割引、NHK放送受信料等の免除など各種制度の周知と利用の促進を図ります。

(5) 難聴児補聴器購入費の補助

・身体障害者手帳の交付対象とならないために補装具費の支給対象外である軽・中度の難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部を助成することにより、当該児童の言語の習得、教育等における健全な発達を支援します。

◇難聴児補聴器購入費補助金

(6) 障害者相談支援事業の推進

・身体・知的・精神に障害のある人とその家族が、住み慣れた地域、家庭で安心して日々の生活が送れるよう、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど、身近なところで相談や支援ができる体制の充実を図ります。

◇基幹相談支援センター等機能強化事業

(7) 福祉手当等の支給

・障害者（児）本人または障害児を養育している保護者等に対し、障害の程度や条件に応じて、手当を支給します。

◇特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当

(8) 身体障害者・知的障害者・精神障害者相談員の設置

・障害のある人や家族が、それぞれの地域で相談できるよう、身近な相談窓口である地域の民生委員・児童委員や身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員に対して、研修や必要な情報を提供するとともに、活動を支援します。

障害福祉に関する総合相談窓口

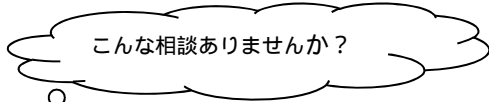


(1)大館市基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行う基幹相談支援センターを設置しています。

障害者手帳の有無にかかわらず、障害のあるかたからの相談を受け付けます。

相談者(ご本人・ご家族・関係者など)のお話をお聞きして、どのような援助が必要なのかを関係機関と一緒に考え、継続して支援します。



大館市基幹相談支援センター

〒017-0898

大館市字三ノ丸 103 番地 4

大館市総合福祉センター内

TEL 0186-59-7255

FAX 0186-59-7256

営業日 月～金曜日

(祝日、12/29～1/3 を除く)

時間 8:30～17:30

(緊急の場合は 24 時間連絡が可能です)



『障害があるといわれたけど、どう接したらよいか分からない』

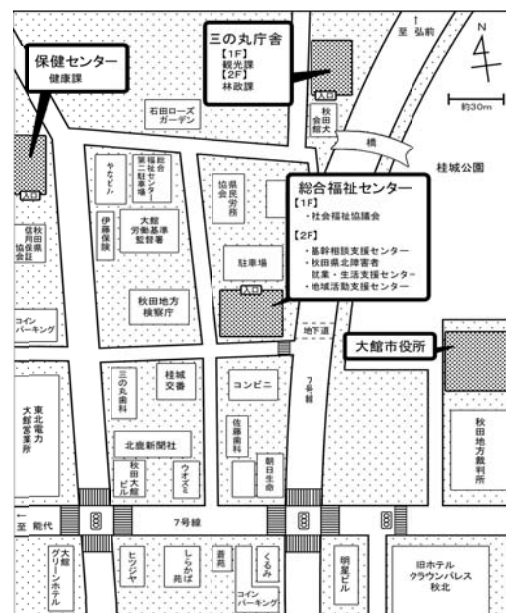
『障害のある家族が退院して自宅に戻ってくるけど、どんな支援が受けられるの?』

『急に入院しなければならなくなったが、知的障害のある子が1人になってしまうので心配。どうすればいいの?』

どのような援助が必要なのか一緒に考えていく機関です。相談は、電話やFAX、来所や家庭への訪問等、相談者のご都合に合わせて対応します。

・障害者虐待防止センター(24時間対応)

・障害者差別解消相談窓口



案内図

(2)大館市役所の窓口

<p>福祉課(障害福祉係)</p> <p>〒017-8555 大館市字中城 20 番地 大館市役所 2 階</p> <p>TEL 0186-43-7052 FAX 0186-42-8532 開庁時間 8:30～17:15</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉に関する総合相談 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・障害福祉サービス、障害児通所支援 ・自立支援医療(更生・育成・精神通院)、補装具、日常生活用具の給付等 ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当 ・障害者虐待防止センター(24時間対応) ・障害者差別解消相談窓口
<p>長寿課(高齢者福祉係、介護保険係)</p> <p>TEL 0186-43-7056、43-7055</p> <p>子ども課(児童相談係、子育て支援係)</p> <p>TEL 0186-43-7054、43-7053</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉に関する総合相談 <div data-bbox="995 772 1410 1043" data-label="Image"> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉に関する総合相談 ・特別児童扶養手当
<p>保険課(年金係、国保係、医療給付係)</p> <p>〒017-8555 大館市字中城 20 番地 大館市役所 1 階</p> <p>TEL 0186-43-7046 FAX 0186-49-1198</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療制度(マルフク) ・年金(障害基礎年金等)
<p>健康課(健康企画係、成人健診係、母子保健係、健康づくり係)</p> <p>〒017-0897 大館市字三ノ丸 55 番地 大館市保健センター内</p> <p>TEL 0186-42-9055 TEL 0186-42-9054 開庁時間 8:30～17:15</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診、療育支援、自殺予防、アルコール依存、ひきこもり対応等 <div data-bbox="794 1570 1366 1955" data-label="Image"> </div>

(3) 相談支援事業所

障害のあるかたや家族からの障害福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援等の必要な援助を行い、各種サービスの情報提供や関係機関との調整、サービス利用時の申請代行業務も行っています。必要に応じて、訪問します。

<p>社会福祉法人 大館圏域ふくし会</p> <p>おおだて障害者相談支援センター</p> <p>〒017-0845 大館市泉町9番19号 泉町地域ふくしセンター1階 TEL 0186-59-7255 FAX 0186-59-7256 営業日 月～金曜日 (祝日、12/29～1/3を除く) 時間 8:30～17:30</p>	<p><u>身体・知的・精神障害全般</u></p> <p>特定相談支援(計画相談) 地域相談支援(地域移行・地域定着) 障害児相談支援</p>
<p>社会福祉法人 花輪ふくし会</p> <p>地域生活支援拠点 おおだて</p> <p>プラットフォーム おおだて</p> <p>〒017-0046 大館市清水一丁目1番20号 TEL 0186-59-4110 FAX 0186-59-4656 営業日 月～金曜日 (祝日、12/29～1/3を除く) 時間 8:30～17:30</p> <p>相談支援事業所 ぱれっと</p> <p>〒017-0845 大館市泉町5番5号 TEL 0186-59-4580 FAX 0186-59-4581 営業日 月～金曜日 (祝日、12/29～1/3を除く) 時間 8:30～17:30</p>	<p><u>身体・知的・精神障害全般</u></p> <p>(大館駅前のグループホーム内の事業所)</p> <p>特定相談支援(計画相談) 地域相談支援(地域移行・地域定着) 障害児相談支援</p> <p><u>身体・知的・精神障害全般</u></p> <p>特定相談支援(計画相談) 障害児相談支援</p>

<p>株式会社 なが岡</p> <p>扇田・介護と相談支援所</p> <p>〒018-5701 大館市比内町扇田字扇田423番地 TEL 0186-55-3702 FAX 0186-55-3702 営業日 日～土曜日 (祝日、12/29～1/3を除く) 時間 10:00～19:00</p>	<p>身体・知的・精神障害全般</p> <p>特定相談支援(計画相談) 障害児相談支援</p>
<p>医療法人 和成会</p> <p>指定特定相談支援事業所 友生</p> <p>〒017-0872 大館市片山町三丁目11番12号 TEL 0186-43-6464 FAX 0186-43-6465 営業日 月～土曜日(水曜日を除く) (祝日、12/29～1/3を除く) 時間 8:30～17:30</p>	<p>精神障害中心 (精神科病床を有する今井病院の事業所)</p> <p>特定相談支援(計画相談) 地域相談支援(地域移行・地域定着)</p>

(4) 就労相談・支援機関

<p>秋田県北障害者就業・生活支援センター</p> <p>〒017-0898 大館市字三ノ丸 103 番地 4 大館市総合福祉センター内 TEL 0186-57-8225 FAX 0186-57-8226 営業日 月～金曜日 (祝日、12/29～1/3 を除く) 時間 8:30～17:30</p>	<p>障害のある人たちが、身近な地域で安心して職業生活を送れるよう、ハローワーク・障害者職業センターなどの関係機関と協力して、就業及び生活上のサポートを総合的に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職までの道のりを一緒に考えます。 ・あなたの思いを周りに理解してもらえようお手伝いします。 ・「就職したい」「働きたい」の応援団を増やします。
<p>大館職業安定所(ハローワークおおだて)</p> <p>〒017-0046 大館市清水一丁目5番20号 TEL 0186-42-2531 FAX 0186-49-4007 営業日 月～金曜日 (祝日、12/29～1/3 を除く) 時間 8:30～17:15</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の就職や採用に関する専門的な相談 ・求職登録により、具体的な就職活動の方法の相談や紹介により、就職のお世話から就職後のアフターケアまで一貫したサービスを提供します。 

2 社会とのつながりの中で自立した生活を送るために

教育と雇用・就業は、障害のある人の自立・社会参加のための重要な柱です。障害のある人がその適性と能力に応じて就労し、社会のあらゆる活動に参加して生きがいを持って生活できるよう、乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援、経済的自立を目指す就労支援等ライフステージに応じた多様なサービスの充実を図ります。

2-1 早期療育、教育の充実

【現状と課題（就学前教育の充実）】

就学前児童に対する障害の早期発見・早期対応については、発達段階に応じて様々な支援を行っています。巡回支援専門員による保育園・こども園などへの巡回支援、満5歳すてっぷ相談等において、発達に気がかりなところのある児童について早期に発見し、必要な支援に繋げています。児童相談所の巡回児童相談で療育が必要とされた児童については、児童発達支援センターひまわりにおいて、集団療育や個別指導など児童の発達促進を目的としたプログラムを行っているほか、保護者を対象とした学習会などを定期的に実施しています。また、保育所等訪問支援を実施し、子どもへの直接支援のほか、子どもの特性に配慮した環境設定や関わりについてスタッフへの専門的助言や、センター的機能を活用し地域の児童発達支援事業所等への支援を行っています。児童発達支援と他の保育施設を併せて利用している世帯には補助・助成を実施し、^{※1}利用料を軽減しています。

また、「大館市子ども・家族支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の特別支援等対応チームでは、教育的支援を要する児童の課題に対し、各関係機関が連携して対応しています。

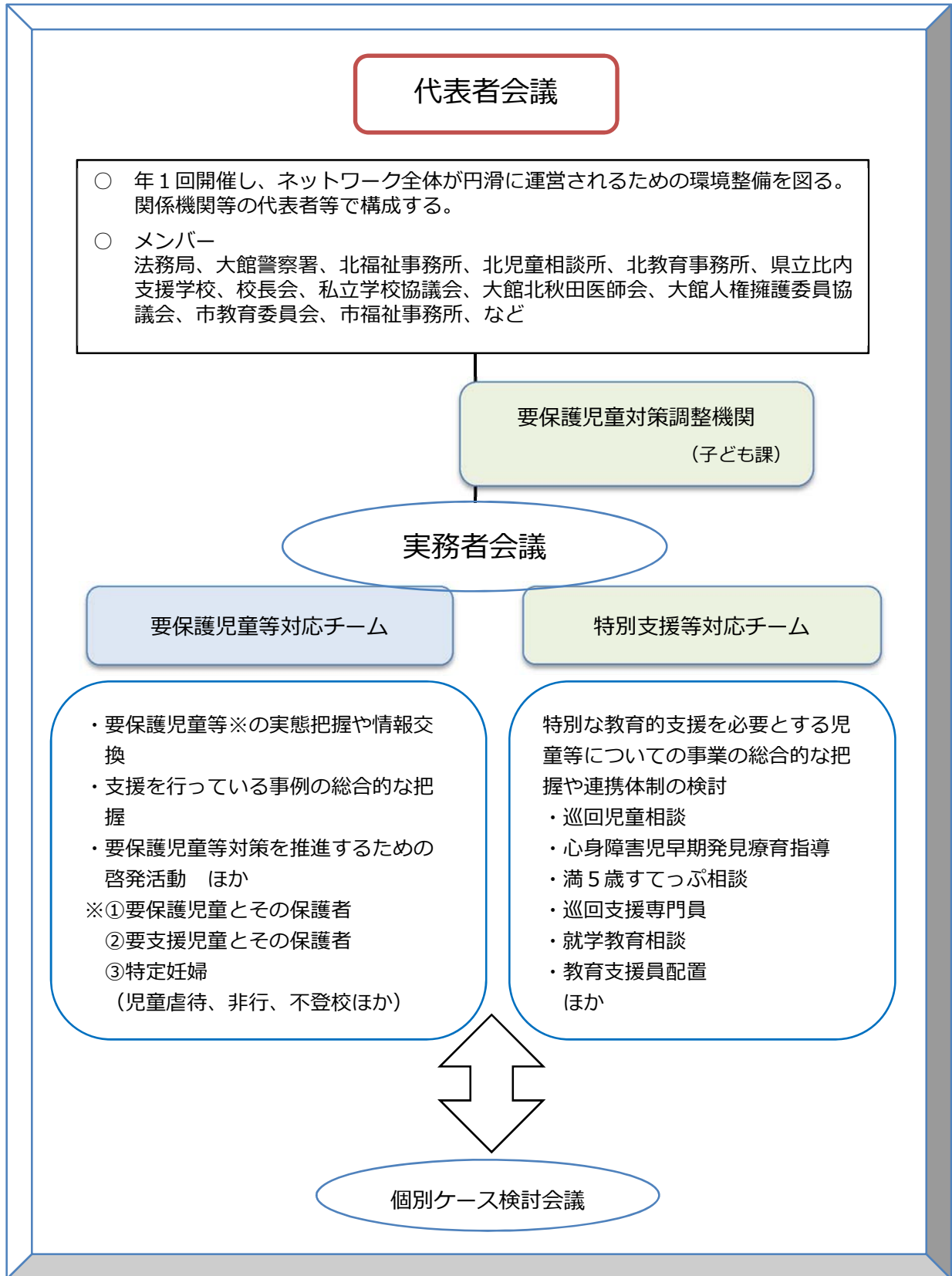
【現状と課題（義務教育の充実）】

医師や学識経験者、教育・福祉関係機関などで構成される大館市教育支援委員会では、心身に障害がある児童生徒の障害の状態等の審査を実施するとともに、市教育委員会に対して適正かつ継続的な教育的支援が図られるよう助言を行っています。

桂城小学校、扇田小学校には、ことばの発達に遅れがある子ども、^{※2}LD・^{※3}ADHDの子どもを対象にした小学校の通級指導教室を設置しています。また、第一中学校には、LD・ADHDの生徒を対象にした中学校の通級指導教室も設置しています。

桂城小学校内の^{※4}特別支援教育地域センター及び県立比内支援学校を中心として、障害のある子どもの教育相談を開催するとともに、学校を訪問して対象児のニーズに応じた指導内容・方法等のプランニング等の支援をしています。

▼「大館市子ども・家族支援ネットワーク」イメージ図



【施策の方向性】

障害のある児童または発達に気付きなところのある児童が、地域の中で様々な人たちと関わり、ともに学び育っていけるように、乳幼児期から切れ目のない相談や支援の体制整備が重要です。学校を含む様々な場面での合理的配慮や療育、支援等により、児童がいきいきとその子らしく成長し生活する力をつけ、将来の社会参加や自立につながるよう支援することが必要です。

■ 学校別障害児の状況

市内の特別支援学校に在学している児童生徒は、令和3年5月1日現在で114人です。

また、市内の小中学校の特別支援学級で授業を受けている児童・生徒は、107人となっています。

① 県立比内支援学校の児童生徒数 (令和3年5月1日現在)

小学部	中学部	高等部	計
23	37	54	114

(資料：県立比内支援学校)

② 小・中学校特別支援学級の状況 (令和3年5月1日現在)

学校別 障害種別	小学校		中学校		計	
	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
知的障害	33	15	20	6	53	21
自閉症・情緒障害	27	12	17	8	44	20
肢体不自由	6	4	0	0	6	4
視覚障害	1	1	0	0	1	1
聴覚障害	2	2	1	1	3	3
計	69	34	38	15	107	49

(資料：学校教育課)

【主な施策】

(1) 早期療育と早期支援の推進

- ・ 満5歳すてっぷ相談では、5歳を迎えた児童に対し、個別検査や小集団での活動を実施し、就学を見通し、基本的な生活習慣の確立・集団生活への適応に向け適切な支援を行うとともに、保護者に向けた子育て講話や個別相談を実施します。
- ・ 障害のある児童やなんらかの教育的な支援が必要な児童の就学に向けて、医師や特別支援教育の専門家による心身障害児早期発見・療育指導委員会を開催し、適切な就学先等を含む就学後の支援体制について検討します。

(2) 相談・支援体制の充実

- ・就学に不安を抱える児童の保護者の相談に応じるため、特別支援学校、教育委員会、子ども課などの関係機関が連携して^{※5}就学教育相談の充実を図ります。
- ・発達障害等に関する専門知識を有する巡回支援専門員が、保育園や子ども園等を巡回し、施設の職員や保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の指導を行います。
- ・発達に気がかりな点がある児童とその保護者に対し、「大館市子ども発達相談室ふわっとさぼーと」において児童を対象とした小集団での「子ども支援」、保護者を対象とした「個別相談」や「ペアレントトレーニング」等を行い、児童の特性に合わせた有効な支援や手立てを家庭や在籍園に繋げていくことを目指しています。

(3) 学校教育の充実

- ・特別支援学級の児童生徒や通常学級で発達障害等の障害のある児童生徒へきめ細かな対応をするため、教育支援員の配置を進めると同時に、関係機関と連携しながら教職員等の資質の向上も含めた、学校における支援体制の整備・充実を図ります。

※1 児童発達支援の利用料の軽減

児童発達支援と他の保育施設を併せて利用している世帯には、児童発達支援の利用料を補助・助成しています。また、すこやか療育支援事業による利用料の助成を行っています。(所得制限あり)

※2 LD (学習障害)

全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、計算する、または推論する能力の習得と使用に著しい困難を示すもの

※3 ADHD (注意欠陥多動性障害)

多動(年齢あるはその子供の精神発達レベルで考えられる以上に動き回る、体のどこかを動かさずにはいられない様子)、衝動性(後先のことを考えずに思ったこと、ひらめいたことをすぐに行動に移してしまいやすいこと)、不注意(興味があること以外で注意集中困難、注意の対象がすぐ変わる、また気が散りやすいこと)この3つの特徴が多かれ少なかれあって、このために社会的に、あるいは学業的、仕事に著しい機能障害があるもの

※4 特別支援教育地域センター

秋田県内11の小学校内に設置されている特別支援教育全般にわたる相談窓口。大館市では桂城小学校にあり、週3日、特別支援教育アドバイザーが相談に応じています。

※5 就学教育相談

主に小学校入学前の児童と保護者を対象に、入学後の学校生活に関する悩みなどの相談に応じ、必要な情報提供をしています。教育委員会、支援学校等の協力を得て、年4回実施しています。

2-2 雇用の促進と就労支援の充実

【現状と課題】

現状をみると、障害のある人の就労意欲は高いものの就職状況は非常に厳しいものがあるほか、法定雇用率に達していない企業も依然としてみられます。

障害者雇用促進法の改正により、令和3年3月から民間企業の法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げになり、さらに、対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に広がりました。今後も、障害のある人の就業促進が一層求められるようになります。

【施策の方向性】

障害のある人が働くことによって地域社会で自立し、生きがいを感じながら安心して生活を送ることができるよう、雇用・就業支援の施策の充実を図ります

障害者計画の基本理念である障害のある人が障害のない人と同様に生活し活動する社会を目指す共生社会の実現には、職業を通じた社会参加が基本となります。障害のある人がその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるように支援することが必要です。

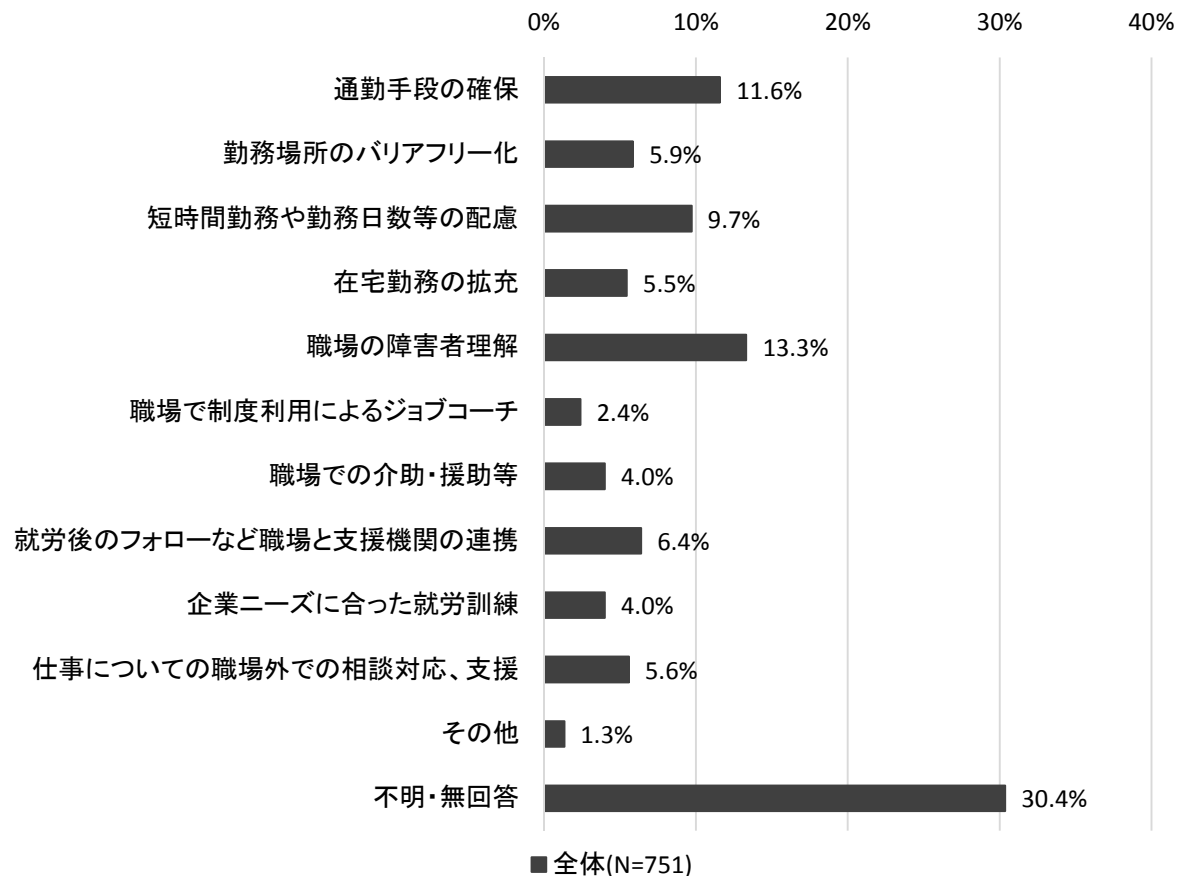
一般就労することが困難な障害のある人に対し、就労継続支援サービスや地域活動支援センター等を通して、就労機会や生産活動の機会の提供を行うとともに、その内容の充実を図ります。

～ 第3章 施策の基本方針と展開 ～

○大館市の「障害福祉に関するアンケート調査」結果でみると、以下のような状況です。

①就労支援としてどのようなことが必要かについて（再掲）

障害者の就労支援として、どのようなことが必要かについて、全体では「職場の障害者理解」が13.3%と最も多く、「通勤手段の確保」が11.6%、「短時間勤務や勤務日数の配慮」が9.7%と続いています。



1 民間企業の障害者雇用状況

① 大館公共職業安定所管内（各年6月1日現在）

区分	企業数 (社)	常用労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成 企 業 (社)	雇用率達成 企 業 割 合 (%)
R3年	90	12,377.5	287.5	2.32	61	67.8
R2年	83	12,099.5	287.5	2.38	60	72.3
R元年	80	11,901.5	279.5	2.35	62	77.5
H30年	83	11,864.0	255.5	2.15	57	68.7
H29年	69	10,995.5	224.5	2.04	49	71.0

(資料：大館公共職業安定所)

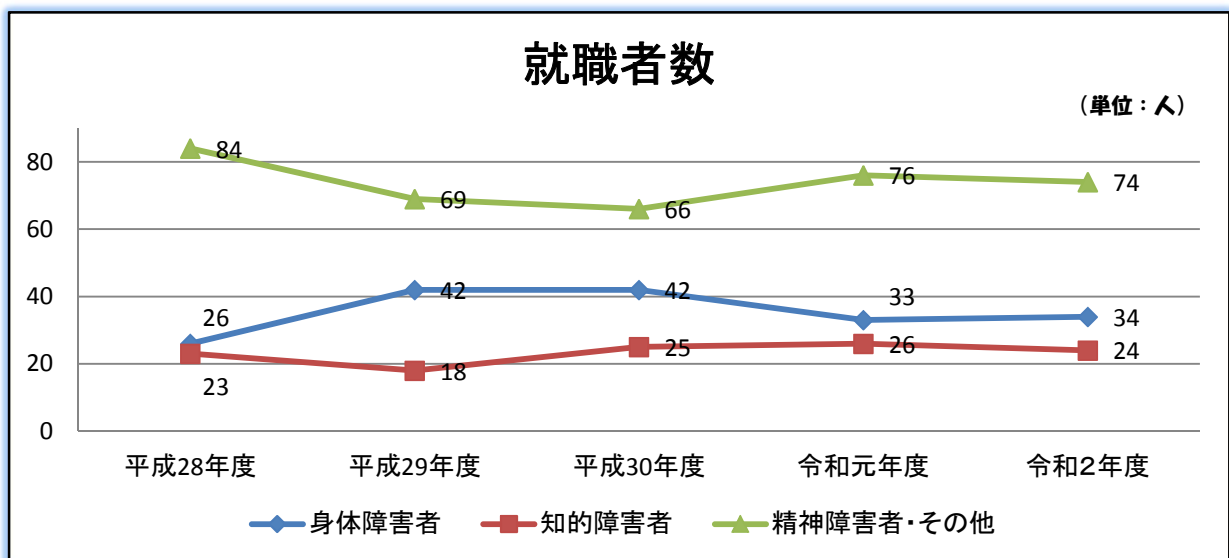
② 大館公共職業安定所管内における障害者職業紹介状況 (単位:人)

	種別	平成28 年 度	平成29 年 度	平成30 年 度	令和元 年 度	令和2 年 度
新規 求職 者数	身体障害者	54	73	72	61	66
	知的障害者	31	26	36	34	40
	精神障害者・その他	107	96	112	112	121
就職 者数 (図1)	身体障害者	26	42	42	33	34
	知的障害者	23	18	25	26	24
	精神障害者・その他	84	69	66	76	74
新規 登録 者数	身体障害者	22	33	29	23	31
	知的障害者	15	8	16	14	14
	精神障害者・その他	47	37	60	47	52

(資料：大館公共職業安定所)

◆障害のある人の就職者数は身体、知的、精神ともに概ね横ばいで推移しています。また、法定雇用率を達成した企業の割合は年々増加傾向にあります。

図1



【主な施策】

（１）雇用・就労機会の拡大

- ・ 障害のある人が障害のない人とともに働くことができる社会を目指して様々な支援機関が連携し、就労移行支援、就労継続支援の利用とあわせて、障害のある人の雇用の促進を図ります。
- ・ 自立支援協議会においては障害者就業・生活支援センターやハローワーク、学校等と連携して情報及び課題の共有を図り、障害のある人の雇用について、企業・事業者の関心や理解を深める活動を継続します。
- ・ 比内支援学校と市や障害支援事業所、各企業が協力して、一人ひとりの自立と社会参加に向けて、就業体験や職場実習ができる機会・場の拡充を図ります。

（２）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

- ・ 障害者優先調達推進法に基づき、市から障害者就労施設等への積極的な発注を通じて、障害者就労施設で就労する障害のある人の就労の機会の確保と工賃向上による経済的な自立の促進を図ります。
- ・ 「大館市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、障害者就労施設等からの提供可能な物品等についての情報収集・発信を行うとともに、障害者就労施設等の製品の販売支援を行います。

（３）地域活動支援センターの運営

- ・ 地域活動支援センターに通う障害のある人に対して、創作的・生産活動の機会の提供や社会との交流活動など、社会復帰、自立、社会参加の促進を図ります。

（４）障害者雇用の推進

- ・ 障害者雇用率制度に基づき、事業主（市）として雇用義務を履行し、障害のある人の就労機会の拡大を図ります。

秋田県北障害者就業・生活支援センター

障害のある人たちが、身近な地域で安心して職業生活を送れるようハローワーク・障害者職業センターなどの関係機関と協力して、就業及び生活上のサポートを総合的に行います。

【対象となるかた】

- ・大館市、鹿角市、小坂町に在住で原則、障害者手帳をお持ちのかた

<就業面での支援>

○就業に関する相談支援

- ・就職に向けた準備支援
(職業準備訓練、職場実習あっせん)
- ・就職活動の支援
- ・職場定着に向けた支援

○障害のある人それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言

○関係機関との連絡調整

<生活面での支援>

○日常生活・地域生活に関する助言

- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

○関係機関との連絡調整

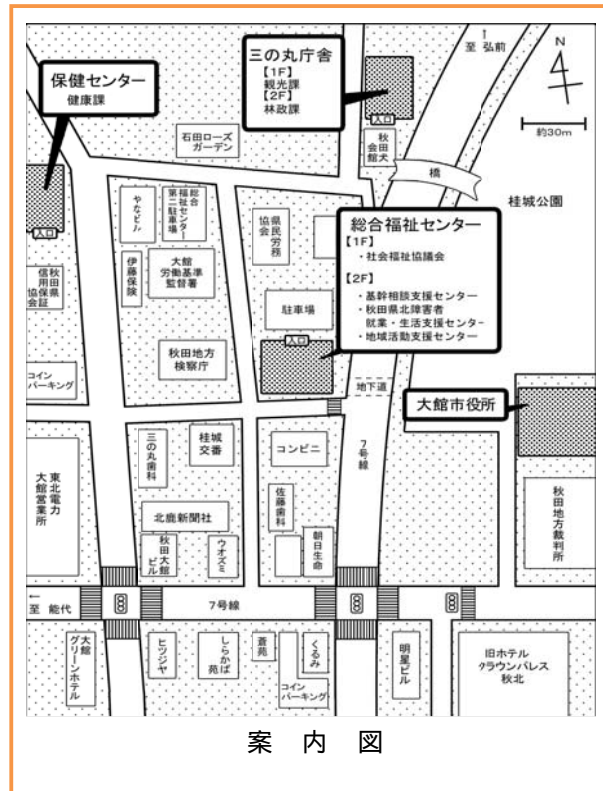
〒017-0898

大館市字三ノ丸103番地4

秋田県北障害者就業・生活支援センター

TEL 0186-57-8225

FAX 0186-57-8226



大館公共職業安定所(ハローワーク大館)

～障害者を雇用する場合に活用できる支援制度について～

①障害者トライアル雇用制度

障害者雇用の経験が少ない事業主は、障害者に関する知識や経験に乏しいことから、障害者雇用に取り組む意欲があっても雇い入れることに躊躇する面もあります。そこで、障害のある人を短期の試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れることにより、事業主の障害者雇用のきっかけをつくり、一般雇用への移行を促進することを目的とする制度です。

トライアル雇用の期間は原則として3か月間で、ハローワークの職業紹介により、事業主と障害者との間で有期雇用契約を結びます。

事業主にはトライアル雇用期間中に一定の奨励金が支給されます。

②特定求職者雇用開発助成金

事業主に対して、経済的負担の軽減などのため、雇用した障害のある人の賃金の助成措置を行うものです。ハローワークや事業者の紹介により障害のある人を雇い入れた事業主に、その賃金の一部を支給する制度です。

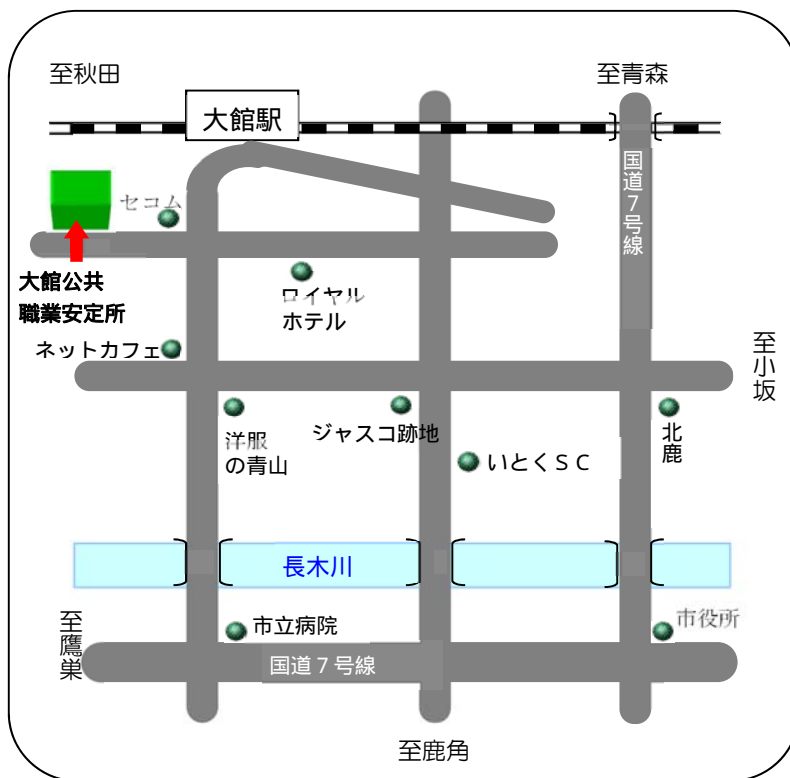
～ジョブコーチによる支援制度について～

障害のある人が円滑に職場に適應することができるようジョブコーチが事業所に出向き、様々な支援を行う制度があります。

支援期間や支援制度は課題に応じ個別に設定しますが、標準的な支援期間は3か月程度です。

地域障害者職業センターに所属するジョブコーチ（配置型ジョブコーチ）と社会福祉法人などに所属するジョブコーチ（第1号職場適應援助者）が各地域に配置されており、必要に応じて両者が連携して支援を行います。

大館公共職業安定所
(ハローワーク大館)
〒017-0046
大館市清水一丁目5番20号
TEL 0186-42-2531
FAX 0186-49-4007



2-3 スポーツ・文化芸術活動の振興

【現状と課題】

本市では、障害のある人を対象にグラウンドゴルフ・卓球バレー・ボッチャ等のスポーツ大会や室内レクリエーション、週2回程度で音はともだち教室・編物教室等の文化芸術活動を行っています。

また、タイ王国・大館市ホストタウン交流記念として、ボッチャ交流会（はちくんオープン）を開催し、相互交流の推進と障害者スポーツの理解や普及、またスポーツを通じた共生社会への理解を高める取り組みを行っています。

障害者週間には、秋田市で開催される「心いきいき芸術文化祭」へ絵画などの作品を出展しています。9月には秋田県障害者スポーツ大会が開催され、20名以上のかたが参加しています。

【施策の方向性】

障害のある人や障害のある子どもが、さまざまなスポーツや文化活動の参加を通して、自己の能力開発や生きがいのある豊かな生活が送れるよう、スポーツ・文化芸術活動の振興を図ります。

【主な施策】

（1）スポーツ・文化芸術活動の振興

- ・各種障害者スポーツ大会（グラウンドゴルフ大会、卓球バレー大会、ボッチャ大会）を開催するとともに県障害者スポーツ大会や大館鹿角地区障害者スポーツ教室の参加を支援します。
- ・障害のある人の芸術文化活動への意欲の向上と市民への障害に対する理解を深めるため、県や関係団体等と連携しながら、芸術文化活動の成果を発表する機会と展示する場の充実を図ります。

（2）移動支援の充実

- ・屋外での移動が困難な障害のある人の余暇活動・社会参加のための外出支援を行います。
- ・重度障害者（児）が行事への参加や通院などタクシーを利用する場合または自家用車を利用する場合、その経費の一部を助成します。
- ・障害のある人の自動車利用を支援するため、自動車改造費及び自動車運転免許取得の助成、自動車税・自動車取得税の減免措置に係る証明書の発行を行います。
- ・障害のある人の移動支援としてのJR・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金等の各種割引制度等の周知と利用の促進を図ります。

（3）障害者団体等の活動支援

- ・身体障害者協会連合会、手をつなぐ育成会、難病連、ボランティア団体などの地域の社会福祉活動を支援し、各団体等からの意見・要望等を障害福祉施策に反映させるよう努めます。

3 共に支え合い助け合う地域づくりのために

障害のある人が障害のない人と同じように地域社会でいきいきとした自立生活を送り、自分の意思で自由に移動し、積極的に社会活動に参加することが普通であるという共生社会の実現を目指して、安全に安心して生活ができる住環境の整備を推進します。

3-1 生活環境の整備

【現状と課題】

本市では、福祉施設及び学校施設のバリアフリー化や、冬期間の除雪体制の充実強化を進めていますが、駅や商店街、病院等の周辺及びこれらの施設間において、車いす（電動車いすを含む）の利用者や視覚障害者などの方々が安心して通行できるよう、十分な幅員が確保された歩道等の整備、歩道段差・勾配等の改善、無電柱化、自転車駐輪場の整備による空間の確保、視覚障害者誘導用ブロックの整備などを推進する必要があります。

また、障害への理解を深める契機として、障害当事者の協力のもと中心市街地におけるバリアフリーまち歩き点検を実施し、点検後にワークショップを開催し意見収集を行っています。

今後は、駅構内や病院など、公共的施設のバリアフリー化やノンステップバスの導入等を進めるなど、歩行空間等の整備を推進し、障害がある人を含むすべての人々が、安全で快適な生活を営むことができる社会の実現へ向け、整備を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

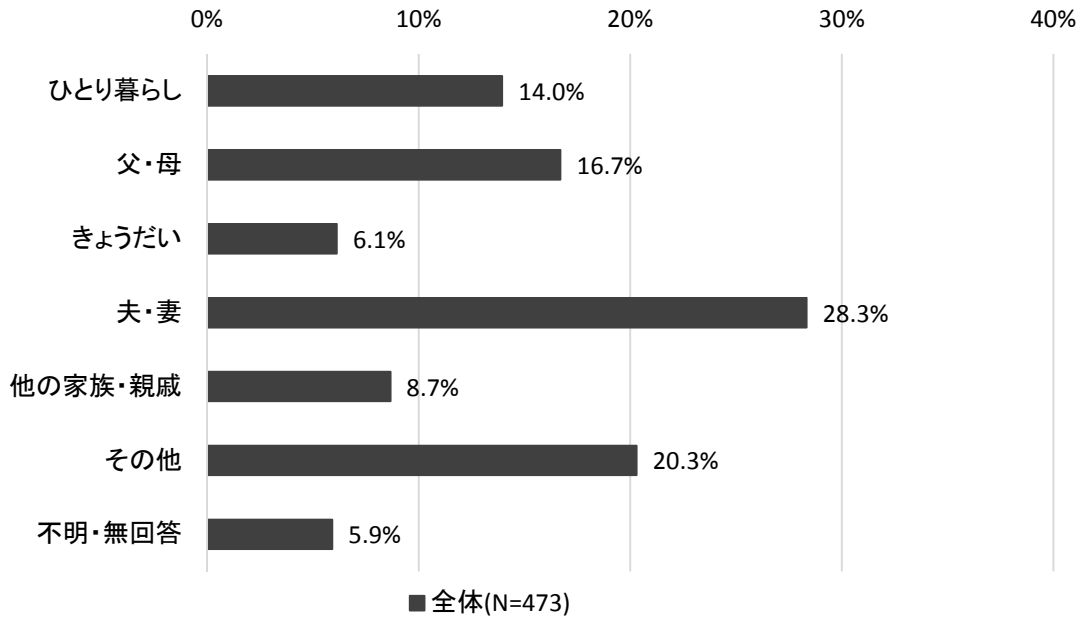
障害のある人が、地域でいきいきとした自立生活と積極的に社会参加できるよう、様々な障壁を取り除き、移動や施設利用における利便性の向上を図ります。そして、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、引き続きバリアフリー化を推進していきます。

○大館市の「障害福祉に関するアンケート調査」結果でみると、以下のような状況です。

①現在の暮らしについて（再掲）

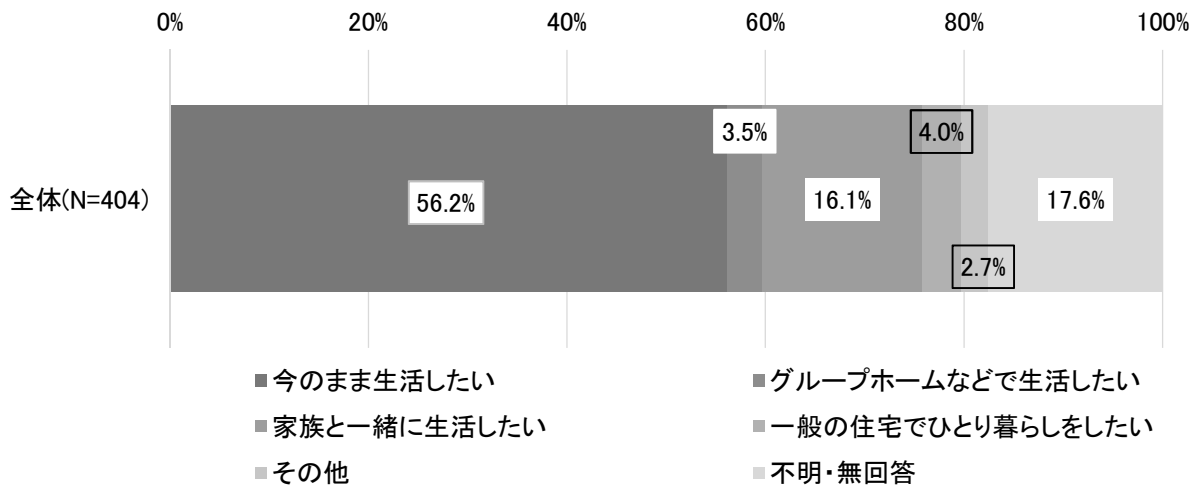
一緒に暮らしている人について、「夫・妻」が28.3%と最も多く、「父・母」が16.7%、「ひとり暮らし」が14.0%と続いています。

「その他」のうち最も多いのが、「子ども」で45.7%となっています。



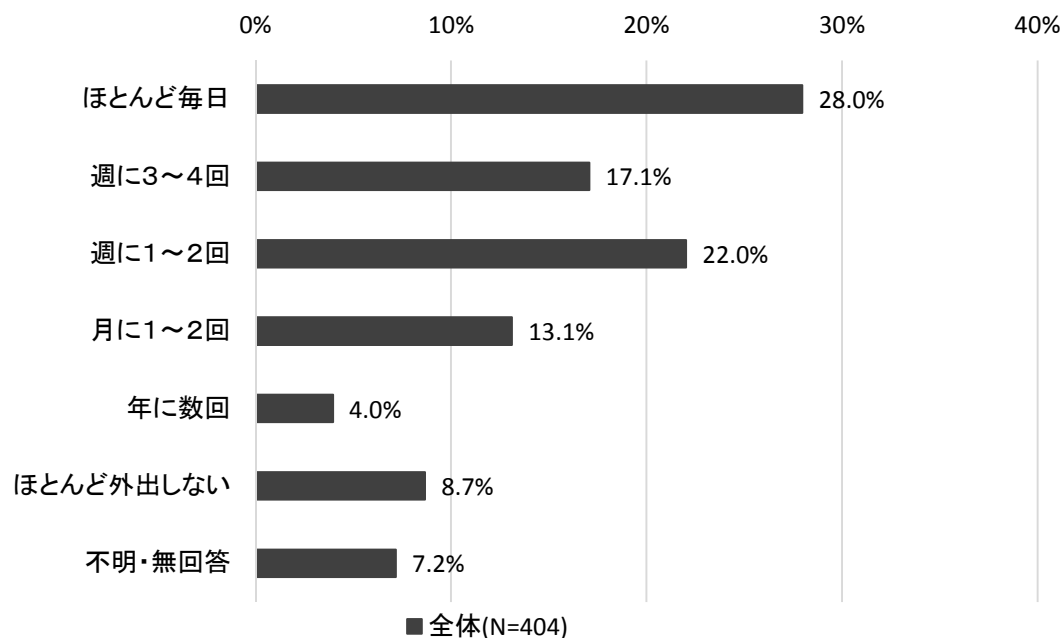
②今後の暮らしについて（再掲）

今後（現在も含めて）地域で生活したいかについて、「今のまま生活したい」が56.2%と最も多く、次いで「家族と一緒に生活したい」が16.1%、「一般の住宅でひとり暮らしをしたい」が4.0%と続いています。



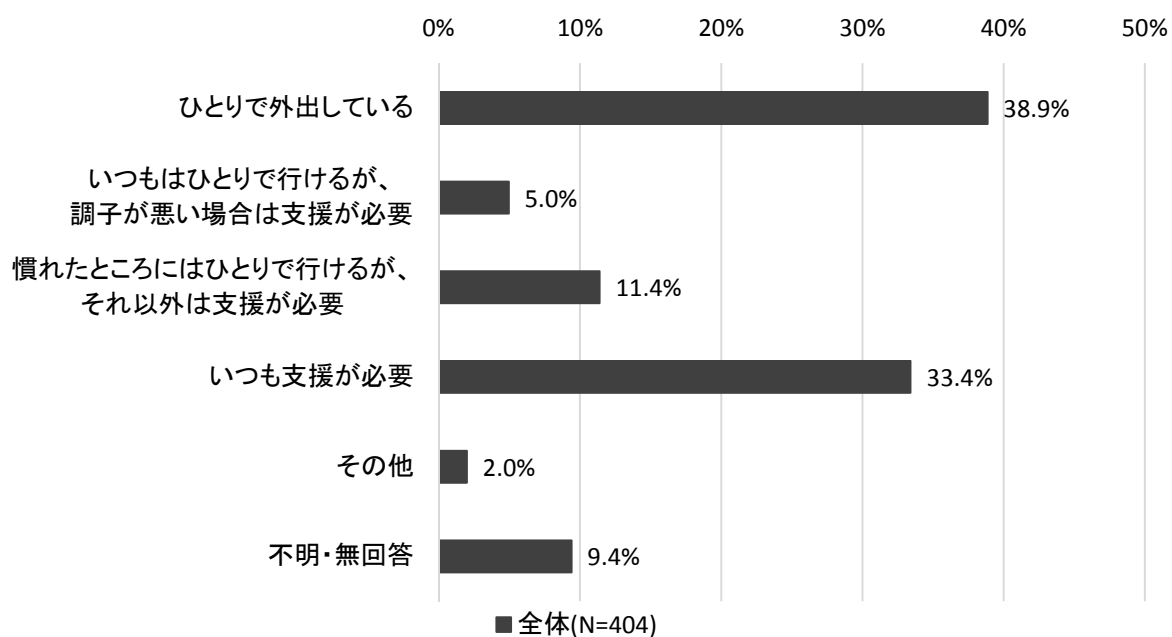
③外出について（デイサービス・学校・散歩・仕事も外出とします）（再掲）

どのくらいの頻度で外出しているかについては、「ほとんど毎日」が28.0%と最も多く、次いで「週に1～2回」が22.0%、「週に3～4回」が17.1%となっています。



④外出のときの支援について（再掲）

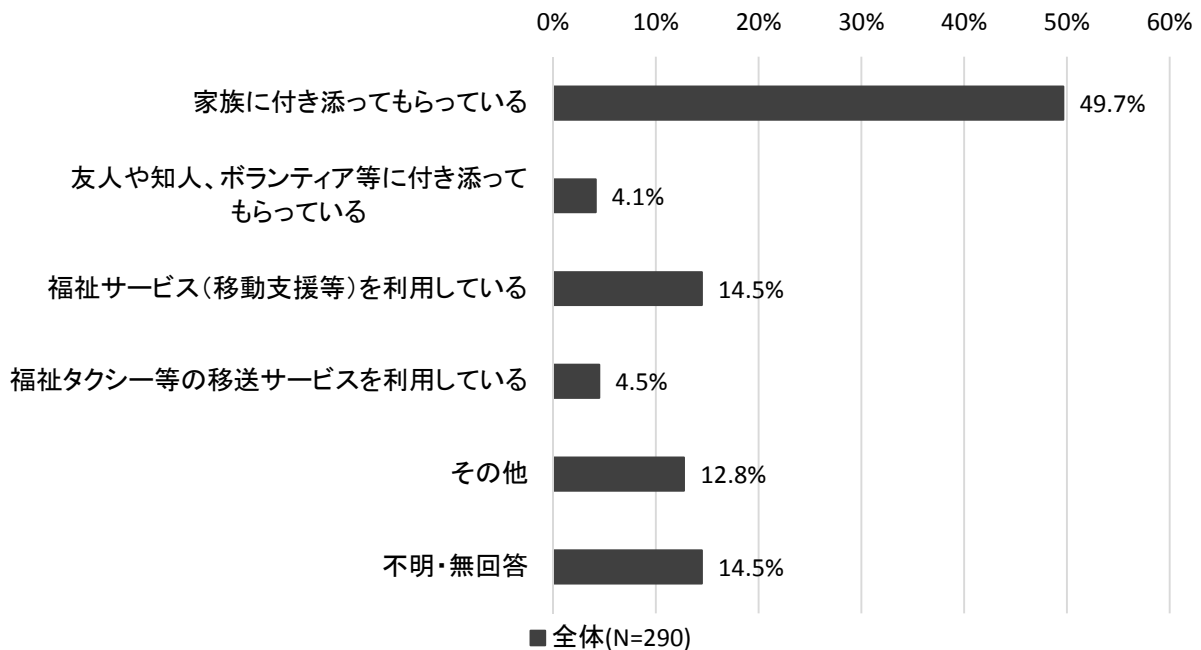
外出のときに支援が必要かについては「ひとりで外出している」が38.9%と最も多く、次いで「いつも支援が必要」が33.4%、「慣れたところではひとりでできるが、それ以外は支援が必要」が11.4%となっています。



⑤外出に支援が必要なとき、どのようにしているかについて（再掲）

外出に支援が必要なとき、どのようにしているかについて、「家族に付き添ってもらっている」が49.7%と最も多く、次いで「福祉サービスを利用している」が14.5%となっています。

「その他」のうち最も多いのが、「ヘルパー・施設職員」で80.6%となっています。



【主な施策】

(1) 公共施設のバリアフリー化

- ・公共施設の建設に当たっては、秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例や大館市バリアフリーまちづくり計画に基づき、誰もが安全・安心・快適に利用できるよう、施設の整備を進めます。

(2) 住宅・住環境の整備

- ・市営住宅等の建て替えに当たっては、障害のある人や高齢者等が安全に安心して居住できるよう必要な整備を進めます。
- ・障害のある人が安全に、安心して移動できるよう、危険個所の改善、歩道の整備、視覚障害者用誘導ブロックの設置など市道の整備を推進します。

(3) 公園等の整備

- ・公園等の整備、遊具の安全性の確保を行うとともに、必要な修繕を支援しながら、市民の安らぎとなる生活空間づくりを進めます。

(4) バリアフリーマップの作成

- ・バリアフリーまち歩き点検の結果を踏まえ、バリアフリーマップを作成します。

(5) 心身障害者居室整備資金貸付制度の活用

- ・心身障害者居室整備資金貸付制度の周知と活用促進を図り、居住環境の改善を支援します。

(6) 移動支援の充実

- ・障害のある人の外出・社会参加を促進するための各種サービスの確保・充実を図ります。
◇移動支援事業 ◇同行援護サービス ◇タクシー利用券・ガソリン助成券の交付

3-2 情報・コミュニケーションの支援

【現状と課題】

より多くの新しい情報を市民に提供するため、毎月5日に「広報おおだて」を発行しています。また、視覚に障害のある人には「点字広報」やボランティアグループの協力により、声の広報（CD）・市議会だより（CD）を発行しています。

さらに市ホームページに、新たに音声読み上げ機能を追加しました。

平成31年4月には、手話を言語として位置付け、市民等に対する手話への理解促進や普及を図るとともに、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進していくことを目的として「大館市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を施行しました。

聴覚や音声・言語に障害がある人たちは、手話や筆記によるコミュニケーションが主になるため、迅速な意思疎通が困難な状況にあります。

【施策の方向性】

インターネットや携帯電話の普及により、情報の収集や意思疎通の手段は多様化しています。障害のある人が、円滑に情報を入手・利用し、コミュニケーションを行うことができるよう、障害の特性に応じた情報提供方法の改善・充実を図ります。

◇社会参加促進事業の実績（再掲）

事業名		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
点字・声の広報等発行事業	点字広報（発行回数）		6	6	6
	声の広報（発行回数）		16	16	16
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成講座（開催回数）		24	18	24

◇意思疎通支援事業の実績（再掲）

項目	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者利用（件数）		79	49	28
要約筆記者利用（件数）		0	0	0

◇手話奉仕員養成研修事業の実績（再掲）

項目	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話奉仕員養成講習修了者数（人／年）		10	23	4

【主な施策】

(1) 情報提供の充実

- ・ 各種の障害福祉サービスをまとめた冊子（障害福祉のしおり）の内容を広報誌や市ホームページに掲載し、サービスの周知を図るとともに、新規に障害者手帳を取得する人にも制度、各種サービス、相談先など必要な情報をわかりやすく提供します。
- ・ 声の広報の発行については、ボランティア（大館市音声訳ボランティア麦の会）の協力を得ながら、希望者へCD版を配布しています。
今後も情報を必要とする人に対して、適切に情報が得られるよう、障害のある人に配慮した情報の発信を推進します。

(2) 情報・意思疎通の支援の充実

- ・ 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業の充実を図ります。

(3) 手話奉仕員養成研修事業の実施

- ・ 聴覚に障害のある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する講座を開催します。

3-3 安全・安心まちづくりの推進

【現状と課題】

本市では、障害のある人に対し、障害者用電話・FAX・火災警報器・自動消火器など防災関係の日常生活用具を給付、貸与しています。一人暮らしの老人や重度身体障害者世帯には、緊急時外部に救助を求めることができるように、専用の通報機器（緊急通報装置）を給付、貸与し災害や犯罪に備えています。

災害発生時の迅速な情報収集と適切な対応を目的として、公用車に防災行政無線を整備しています。また、「災害発生時における大館市職員の緊急対応マニュアル」を作成し、災害発生時における市職員の出動体制や対応等を定め職員に周知しているほか、市内全世帯に「防災マップ」や「ハザードマップ」等を配布し、災害時の避難場所や被災時の対応、日頃の備え、地域の自主防災組織の重要性、市の防災体制等について周知を図っています。

このほか、災害情報などをリアルタイムで携帯電話などに送信する緊急時情報一斉配信システムへの登録を進めるほか、災害時要支援者システムを活用し、災害時の避難指示などの迅速な情報伝達や日常の安否確認なども実施していきます。

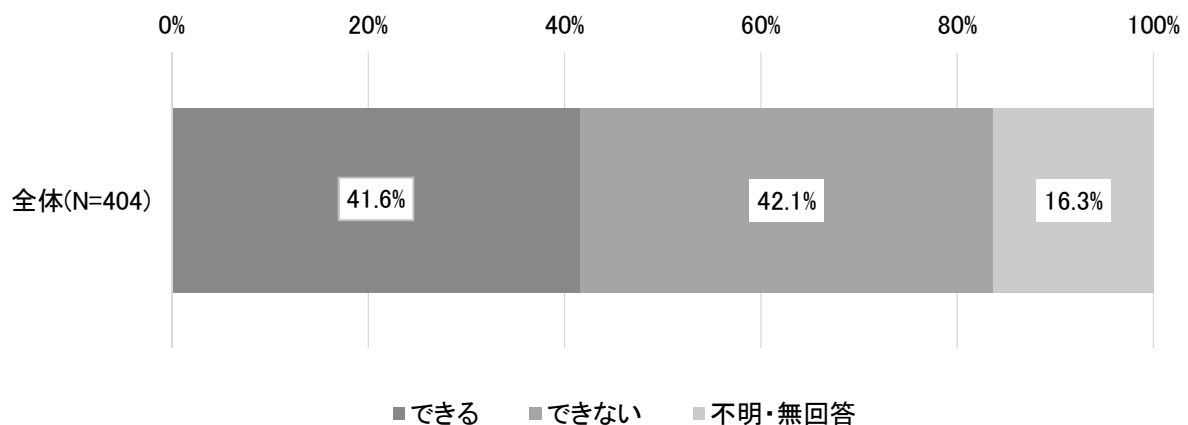
【施策の方向性】

アンケート調査結果では、災害時における避難、支援について不安を抱える障害のある人が多数を占めています。引き続き安全で安心なまちづくりを推進するため、行政と地域が一体となって日頃から災害弱者の状況把握に努め、災害時に迅速な対応ができるよう、支援体制を強化します。

○大館市の「障害福祉に関するアンケート調査」結果でみると、以下のような状況です。

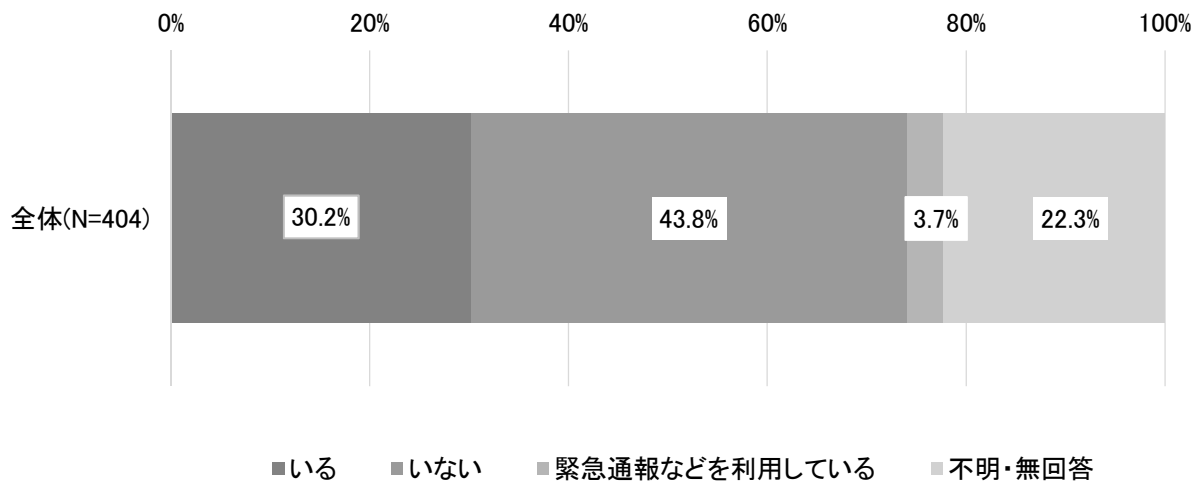
①災害時の避難について（再掲）

火事や災害などのときにひとりで避難できるかについて、「できない」が42.1%、「できる」が41.6%となっています。



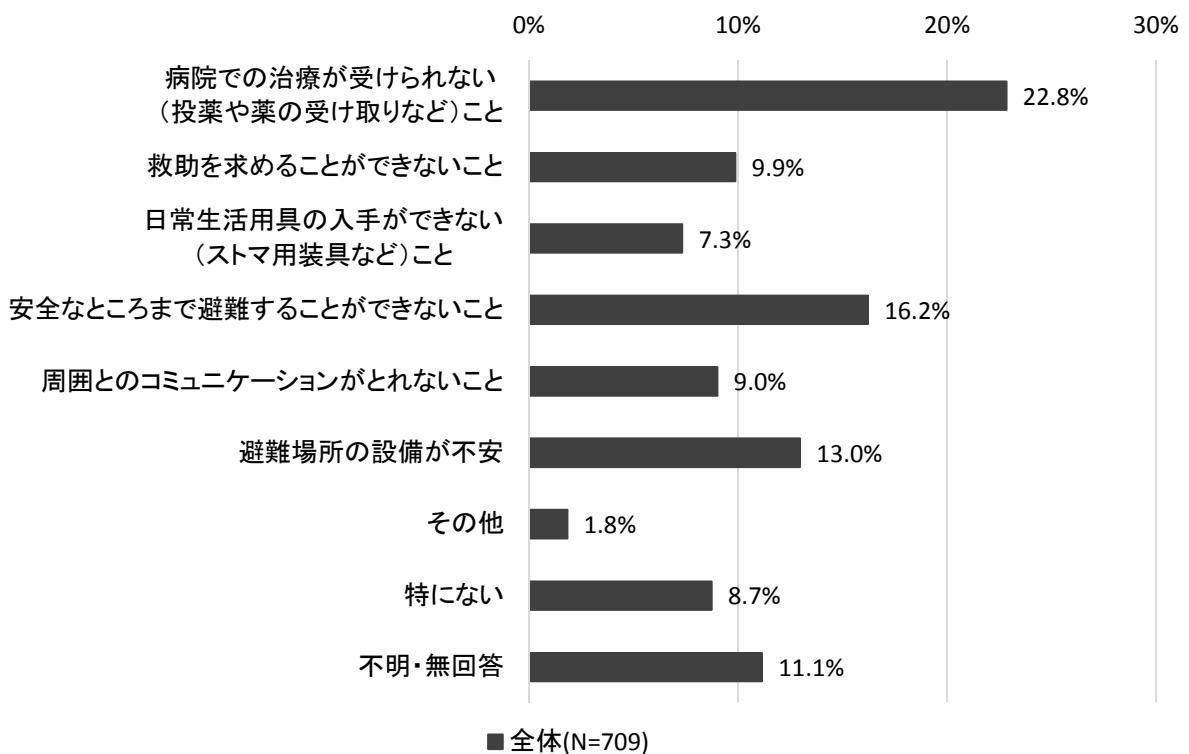
②災害時の支援者について（再掲）

家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいるかについて、「いない」が43.8%、「いる」が30.2%となっています。



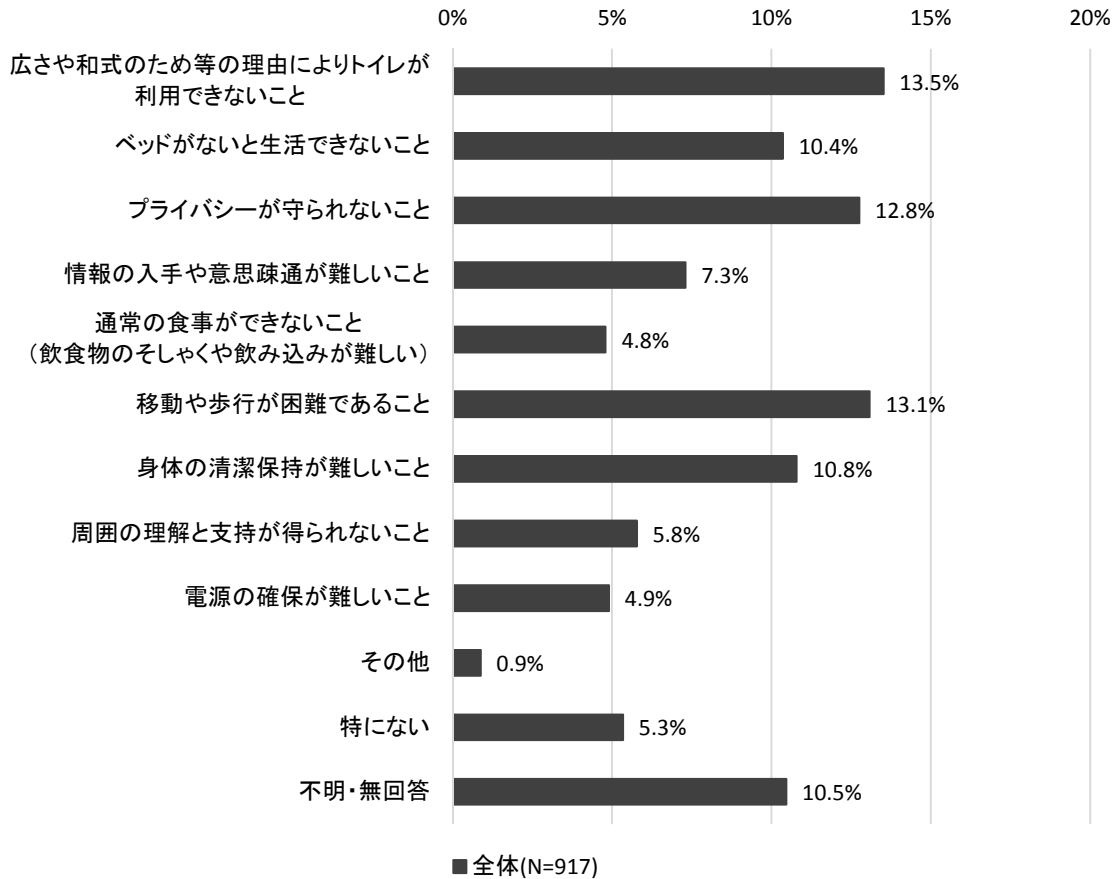
③災害時の支援について（再掲）

地震などの災害のときに困ることは何かについて、「病院での治療が受けられない（投薬や薬の受け取りなど）こと」が22.8%、「安全なところまで避難することができないこと」が16.2%、「避難場所の設備が不安」が13.0%となっています。



④避難先での支援について（再掲）

避難所での生活で困ることは何かについて、「広さや和式のため等の理由によりトイレが利用できないこと」が13.5%と最も多く、「移動や歩行が困難であること」が13.1%、「プライバシーが守られないこと」が12.8%となっています。



【主な施策】

(1) 災害時要支援者対策

- ・障害のある人や高齢者などの災害弱者の生活状況等を一番把握しているのは、民生委員や町内会などの地域住民であり、災害発生時救援が来るまでの間、地域住民が一丸となって災害弱者を避難誘導、救出・救助できるように、地域福祉ネットワークを整備し、地域の防災体制の確立を図ります。

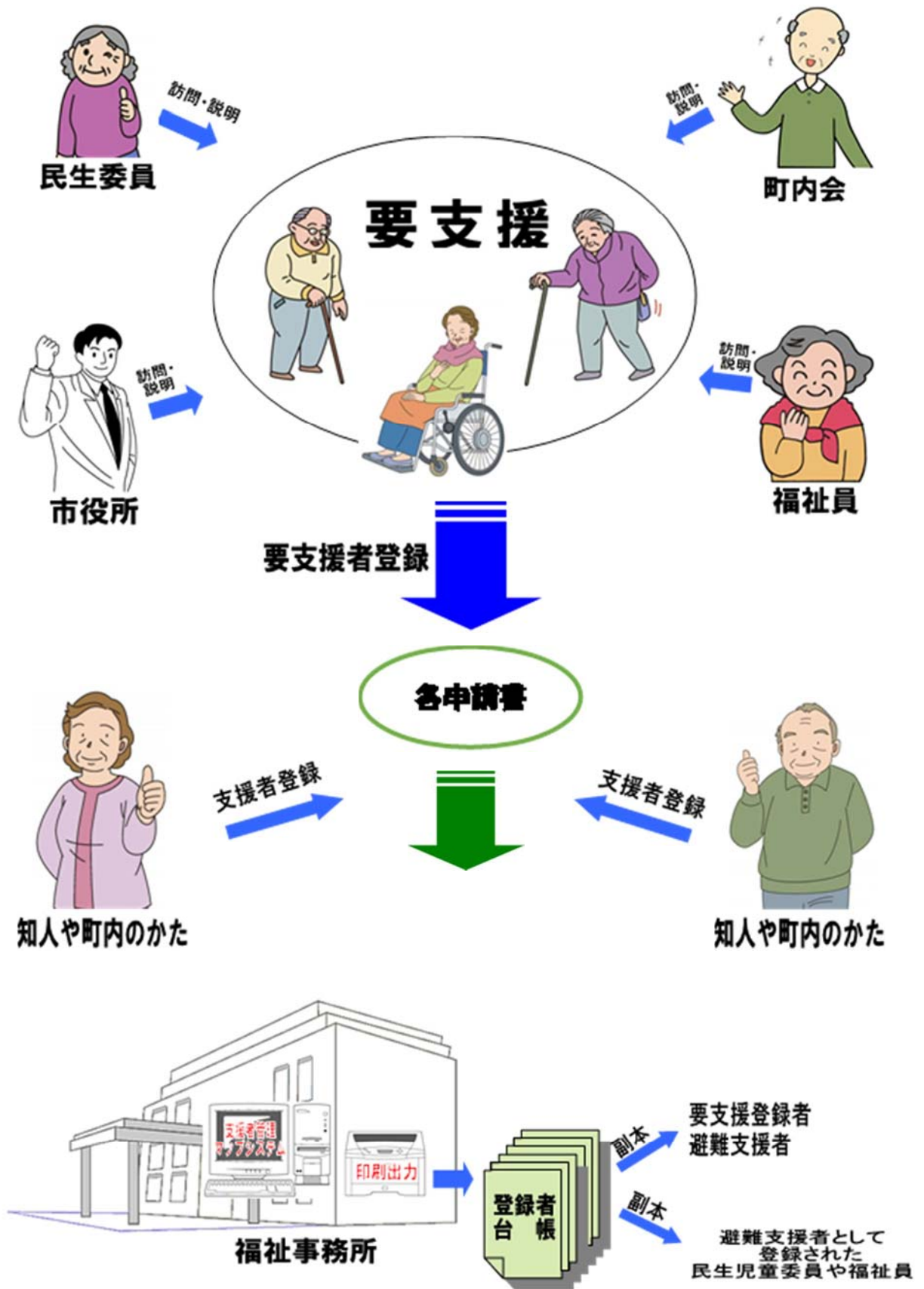
(2) 災害時要支援者システムの活用

- ・災害時要支援者システムを活用し、平時から災害弱者の状況の把握に努め、有事に迅速な対応ができるよう、体制の充実を図ります。

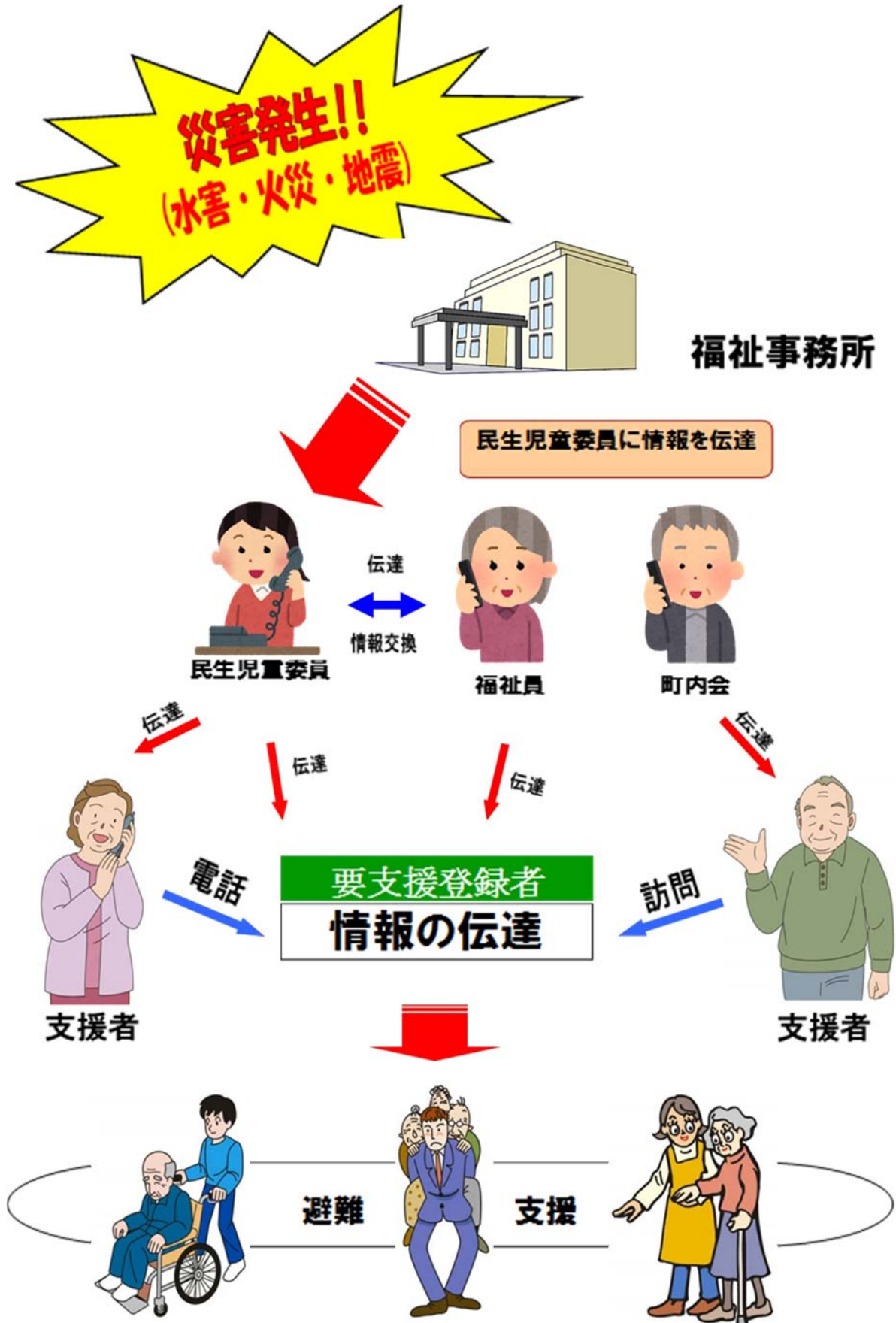
(3) 福祉避難所の整備

- ・避難所のバリアフリー化を推進し、福祉避難所において障害のある人が、障害の特性に応じた福祉サービスを受けることができるよう体制の整備を図ります。

図7 災害時要支援者システムの概要



災害発生時の対応



3-4 行政サービス等における配慮

【現状と課題】

障害者差別解消法では、地方公共団体においては、職員が適切に対応できるようにするため「職員対応要領」を定めるように努めるものとされており、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を行っていくことが必要です。

【施策の方向性】

障害のある人がそれぞれの障害の特性に応じた適切な配慮を受けることができるよう、合理的配慮の提供等について、市職員等を対象とした研修を実施し、行政機関の職員等における障害のある人への理解の促進を図ります。

【主な施策】

（1）市役所における配慮及び障害者理解の促進等（再掲）

- ・国の基本方針や国の行政機関等が作成する対応要領を参考にしながら、職員対応要領を作成し、職員が適切に対応できるよう、合理的配慮の具体的な好事例を示しながら、差別の解消を推進します。

◇障害を理由とする差別の解消の推進に関する大館市職員対応要領

（2）選挙における配慮

- ・仮設スロープの設置による投票所の段差解消（投票所のバリアフリー化）、車いすのまま投票できる低い投票台の設置など障害のある人の利用に配慮した投票環境の向上を図ります。

○代表的な合理的配慮の例

- ・駐車スペースを施設近くにする（来庁者数に応じて施設に近い一般車両区画も障害者用とする）
- ・段差がある場合に補助する（キャスター上げ、携帯スロープなど）
- ・高いところにある資料を取って渡す、資料を押さえて見やすいように補助する
- ・順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の理解を得たうえで手続き順を変更する
- ・会場の座席など、障害者の特性に応じた位置取りにする
- ・疲労や緊張などに配慮し別室や休憩スペースを設ける
- ・筆談、読み上げ、手話などを用いる
- ・案内の際、歩く速度を障害者に合わせる
- ・書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする
- ・ホームページなど外部情報の発信の際、動画に字幕（文字情報）、テキストを付す

参考：内閣府（合理的配慮等具体例データ集）

第4章 計画の推進

1 各主体の役割

「第4次大館市障害者計画」の中で示した障害者施策を確実に展開するため、障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるとともに、行政はもとより、障害のある人、地域住民、学校、福祉事業者、企業、保健・医療等の関係機関がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

2 全庁的な推進体制の整備

計画を着実に推進するため、庁内各課と緊密な連携・協力を図りながら、一体となって施策を実施します。

3 計画の管理

計画の事業や取り組みの進捗状況等について、「大館市障害者施策推進協議会」が本計画の実施状況の点検・評価を行います。

4 計画の見直し

障害のある人の状況や社会情勢、国、県における施策の動向など大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

資料編

1 大館市障害者施策推進協議会

(1) 大館市障害者施策推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大館市の障害者施策を総合的かつ効果的に推進するための協議機関として、大館市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者等のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長になる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務を処理するために、福祉部福祉課に事務局を置く。

(雑則)

第6条 この要綱の定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(2) 大館市障害者施策推進協議会委員名簿

選出区分	選任団体	役職	氏名
医師会代表	一般社団法人大館北秋田医師会	会長	櫻庭庸悦
身体障害者団体	大館市身体障害者協会連合会	事務局長	畠山安彦
知的障害者団体	大館市手をつなぐ育成会	会長	麓幸子
精神障害者団体	とっと工房支援する会	会長	千葉忠孝
民生児童委員協議会代表	大館市民生委員児童委員協議会	会長	山内進
ボランティア代表	ことばのしずく	朗読指導者	林和子
学識経験者	秋田看護福祉大学	教授	柴田博
	秋田職業能力開発短期大学校	校長	後藤康孝
	株式会社北鹿新聞社	取締役副社長	宮越匡
障害福祉施設職員	社会福祉法人大館圏域ふくし会	施設長	本多浩悦
	社会福祉法人花輪ふくし会	センター長	木村智子
	医療法人和成会	管理者	藤島直樹
建築関係代表	大館・北秋田建築士会	専務理事	鳥潟宏一
社会福祉協議会	大館市社会福祉協議会	会長	宮原文彌
教育関係者	秋田県立比内支援学校	校長	鎌田裕之
	大館市立桂城小学校	校長	根本光泰
職業安定所職員	大館公共職業安定所	企画開発部門長	武田一
秋田県福祉関係職員	秋田県北秋田地域振興局 大館福祉環境部	次長	金和久

任期 平成31年度～令和3年度

2 第4次大館市障害者計画（案）についてのパブリックコメントの（意見募集）結果

第4次大館市障害者計画（案）についてのパブリックコメント（意見募集）の結果は、次のとおりです。

- 1 募集期間 令和4年3月7日（月）から令和4年3月18日（金）まで
- 2 資料閲覧場所 大館市ホームページ、大館市福祉部福祉課、比内総合支所市民生活係
田代総合支所市民生活係
- 3 意見提出方法 郵送、FAX、電子メール
- 4 意見提出者数 2人
- 5 意見件数 3件
- 6 意見の内容と市の考え方

意見No.	意見の内容	市の考え方
1	大館市では、第3次障害者計画と比較すると、人口減少下でも障害者数は増加している。特に精神障害者の増加が顕著であるが、統計方法の変更等があったのか	精神障害者数については、大館保健所で毎年度作成している業務概要の数値を引用しています。 精神障害者数が増加している原因は、様々な要因があると思われませんが、統計方法に変更はありません。
2	第3章の「2-2雇用の促進と就労支援の充実」の項目で、障害者雇用促進法の改正が未来形になっているので、修正した方がよいと思う。	表記を「引き上げになり、さらに、対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に広がりました。」と修正しました。
3	第5次障害者計画の策定期間と第8次障害福祉計画・第4次障害児福祉計画の策定期間が同時期なので、今後同じサイクルで作成してはどうか	障害者計画については5年、障害福祉計画・障害児福祉計画については3年のサイクルで策定していますが、今後、国でも期間についての見直しを検討していることから、国の動向に注視しながら期間については検討していきたいと考えています。

障害者マークの紹介

●障害者のための国際シンボルマーク



障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。

※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。

●盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮をお願いします。

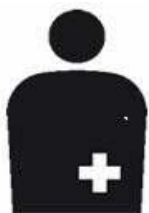
●耳マーク



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表す国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮をお願いします。

●オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している排せつ機能に障害のある障害者（オストメイト）のための設備があることを表しています。

オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いします。

●ハートプラスマーク



「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害があるかたは外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。

内部障害のかたの中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースを利用したいといったことを希望していることがあります。

このマークを着用されているかたを見かけた場合には、内部障害への配慮をお願いします。

●ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。身体障害者補助犬法において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設も身体障害のある人が補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。

補助犬はペットではありません。身体障害のある人の体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。

補助犬を同伴していても、さらに援助が必要な場合がありますので、困っている様子を見かけたら、積極的に言葉かけをお願いします

●身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

●聴覚障害者標識



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

●障害者雇用支援マーク



公益財団法人ソーシャルサービス協会が在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。

そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。

障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

●ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または発達障害の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲へ配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

ヘルプマークを身に付けた人を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば言葉をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

駐車場スペースについて



歩行に制限を受ける内部障害のあるかた、妊娠中のかた、高齢のかた、一時的にケガをされているかたなどを対象に、公共施設や商業施設等の駐車場をできる限り優先的に利用していただく取り組みです。

こうした方々が、より安全で安心して利用できるよう駐車スペースの確保に努めましょう。

皆さんの思いやりのある行動をお願いします。

第4次大館市障害者計画

令和4年3月発行

大館市福祉部福祉課障害福祉係

〒017-8555

秋田県大館市字中城20番地

T E L 0186-43-7052 (直通)

F A X 0186-42-8532

E - mail sya-fks@city.odate.lg.jp